

世界文化 遺産の管理



Original title: Managing Cultural World Heritage. Published in 2013 by the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO), 7, place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France in collaboration with ICCROM, ICOMOS and IUCN.

Original version accessible under: <https://whc.unesco.org/en/managing-cultural-world-heritage/>

This translation was not created by UNESCO and should not be considered an official UNESCO translation. UNESCO is not responsible for the content or accuracy of this translation.

本翻訳はユネスコによって作成されたものではなく、ユネスコによる公式翻訳ではない。ユネスコは本翻訳の内容の正確性について一切の責任を負うことはない。



本翻訳は Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International (CC BY-NC-SA 4.0)ライセンス (<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/deed.en>) の下で利用可能である。

本翻訳において使用されている名称及び資料の提示は、いかなる国、領土、都市もしくは地域又はその当局の法的地位、又はその国境もしくは境界の画定に関して、文化庁がいかなる意見をも表明することを意味するものではない。また、本翻訳のいかなる内容も、文化庁の公式の見解を意味するものではない。

文化庁 文化資源活用課 文化遺産国際協力室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
電話：03-5253-4111

表紙写真:Fatehpur Sikri, India © Jan Fritz

世界遺産リソースマニュアルシリーズについて

1972 年に世界遺産条約が採択されて以来、世界遺産リストは絶えず進化し、着実に増加している。この成長に伴い、本条約の実施に関する締約国の指針の重要な必要性が生じている。様々な専門家会議及び定期報告の結果は、締約国及び世界遺産管理者がより大きな支援を必要とする特定の分野において、より焦点を絞った訓練及び能力開発の必要性を確認した。一連の世界遺産リソースマニュアルの作成は、こうした必要性に応えるものである。

このシリーズの出版は、世界遺産条約の 3 諮問機関 (ICCROM、ICOMOS、IUCN) 及び UNESCO 世界遺産センターが条約事務局として共同事業である。世界遺産委員会は、第 30 回会合 (2006 年 7 月、リトアニア、ビリニュス) において、この取り組みを支持し、諮問機関及び世界遺産センターに対し、多数のテーマ別リソースマニュアルの作成及び公表を進めるよう要請した。委員会の第 31 回 (2007 年) 及び第 32 回 (2008 年) は、出版計画を採択し、優先タイトルを決定した。

3 つの諮問機関及び世界遺産センターの構成員で構成される編集委員会は、定期的に会合を開き、その作成と公表の様々な側面について決定する。各マニュアルは、テーマに応じて、諮問機関又は世界遺産センターのいずれかが調整を担当する主導機関として機能し、最終的な作成は世界遺産センターが行う。

このリソースマニュアルは、締約国、遺産保護当局、地方自治体、遺産管理者、世界遺産に関連する地域社会、その他の特定・保全プロセスの利害関係者に対し、条約の実施に焦点を当てた手引きを提供することを目的としている。これらの機関は、十分に保護され効果的に管理された資産で構成される、代表的で信頼できる世界遺産リストを確保するための知識と支援を提供することを目的としている。

このマニュアルは、世界遺産条約に関する能力構築と意識向上のための使いやすいツールとして開発されている。これらは、研修ワークショップにおける教材と同様に、独習のためにも独立して使用することができ、条約自体及び実施のための「作業指針」の本文を理解するための基本規定を補完すべきである。

このシリーズのタイトルは、自由にダウンロードできる PDF オンラインドキュメントとして作成されます。

タイトル一覧:

世界遺産の災害リスク管理 (2010 年 6 月)

世界遺産登録への準備 (第 2 版、2011 年 11 月)

自然世界遺産の管理 (2012 年 6 月)

世界文化遺産の管理 (2013 年 11 月)

謝辞

主な執筆者

- ICCROM、Gamini Wijesuriya
- ICCROM 顧問、Jane Thompson
- ICCROM 顧問、Christopher Young

レビュー担当者その他の寄稿者

- 前ケニア国立博物館長、George Abungu
- IUCN、Tim Badman
- 世界遺産センター、Giovanni Boccardi
- ICOMOS、Carolina Castellano
- ICCROM、Joseph King
- 世界遺産センター、Mechtild Rössler
- ICOMOS、Herb Stovel
- アイルランド ICCROM 2011 年インターン、Naomi Deegan
- イタリア ICCROM 2012 年インターン、Giulia Cotta
- リトアニア ICCROM 2013 年、Rugile Balkaite
- ICCROM (物流支援)、Elena Incerti Medici

ICCROM 建築遺産保全コース (CBH12) 参加者

ユネスコ世界遺産センターの調整

Vesna Vujicic-Lugassy
Laura Frank

序文

UNESCO 世界遺産センター所長 Kishore Rao(2011-2015)

世界遺産条約 40 周年を祝う式典は、2012 年を通じて開催され、世界遺産リストに登録された資産が直面している喫緊の課題について考える機会となった。記念年の公式テーマである「世界遺産と持続可能な開発:地域社会の役割」は、不平等の拡大、グローバル化、気候変動、大規模な都市化などの世界的な現象によってもたらされる変化に対応しつつ、社会に対する価値を維持するという、現在の世界遺産にとっておそらく最も重要な課題を認識し、強調した。

遺産実務者のコミュニティは、その活動の複雑化を反映し、その資産が存在するより大きな環境との積極的な相互作用を促進し、特に地域コミュニティに配慮した、保全への新しいアプローチの必要性を長い間認識してきた。これは、急速な社会文化的変異に直面して、多くの利害関係者の間で論争的となることが多い文化遺産にとって特に重要である。

このため、ICCROM の主導の下、ICOMOS、IUCN 及び世界遺産センターと協議して作成された、自然世界遺産の管理に関する最初のリソースマニュアル (2012 年 6 月発行) を基礎とし、これを補完する新たな文化世界遺産管理リソースマニュアルを紹介することを喜ばしく思う。¹ 関連資料の場合と同様に、この新しいマニュアルは、この問題に関する膨大な文献に取って代わるものではなく、単に文化遺産の管理の特異性に関する指針を提供するだけであり、既存のアプローチと事例への有用な参照を提供するものである。

このマニュアルはまた、文化遺産の管理体制を理解するための革新的な概念的枠組みを紹介している。これは、ICCROM が 2009 年から実施している研究プロジェクトの成果であり、遺産実務者だけでなく、政策立案者やコミュニティも支援し、問題をより明確に定義し、彼らが資産で直面している問題に対して可能な解決策を見出すことを期待している。この枠組みは、歴史的都市、文化的景観、個人の記念物、考古学的遺跡など多様な文化遺産のために世界中に存在する可能性のある非常に広範な管理体制の中で「最小の共通項」を表している。

本マニュアルが読者のニーズに合ったものであることを願い、特にベストプラクティスや教訓を提供する具体的な事例や事例研究とともに、本マニュアルを改善・充実させるための意見や提案をいただければと思う。

Kishore Rao

¹. <http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-703-1.pdf> からオンラインでアクセス可能

序文

ICCROM 事務局長 Stefano De Caro

本リソースマニュアルは、文化的価値を保護するために世界文化遺産の管理に携わるすべての関係者を支援し、可能な場合にはより広範な遺産の便益を活用することにより、1972 年の世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の達成を促進することを目的としている。既存の指針、特に「世界遺産条約履行のための作業指針 (2012 年)」及び関連マニュアル「自然世界遺産の管理」を補完するものである。

世界遺産リストへの登録は、世界遺産委員会が当該遺産が顕著な普遍的価値とみなせる文化的又は自然的価値を有すると判断したことを意味する。これは、締約国に対し、高い水準の保護を確保し、世界遺産プロセスの要件を遵守するための管理上の追加的な要求を課す。

1972 年の条約では、文化遺産を 3 つの大きなグループ、すなわち記念物、遺跡、建造物群に分類している。条約の 40 年の間に、リストはますます複雑な種類の資産を含むようになり、それに応じて管理要件がより厳しくなった。世界遺産の地位の威信は、遺産資産に対する国民の関心をより高めることができ、締約国は、一般的に文化遺産の管理を改善するための旗艦的な場所としてそれらを利用する傾向がある。世界遺産制度では、締約国が資産に対する主要な責任を有するとされており、管理の成功は特定の資産の政治的、社会的、制度的、経済的状況に依存する。実際、遺産セクターが単純な物理的保護から、社会的、経済的及び環境的懸念を考慮に入れた管理へのより階層的なアプローチへと移行することは、条約第 5 条に示されているように、遺産をコミュニティの生活の中で機能させるための基礎を提供する。このような総合的なアプローチにより、世界遺産資産の管理はますます厳しくなっている。

このような要求に応えるため、本マニュアルでは遺産管理体制の理解に特に注意を払っている。その複雑さと多様性を認めながらも、すべての管理体制に共通する特徴も記載している。本マニュアルは、世界遺産制度と現代のニーズに照らして、既存の遺産管理体制を見直すとともに、参加型アプローチのニーズを強調している。

世界遺産制度は、締約国に対し、連続した 2 つの異なる重要な段階で文化財の管理に従事することを求めている。

- 1) 締約国は、登録手続きの一環として、登録推薦書の様式で提起された問題に対応し、資産を保護するのに十分な管理計画又はその他の管理体制の存在を示すことによって、資産の顕著な普遍的価値をどのように管理するかをまず示さなければならない。
- 2) 登録後、締約国は、効果的な長期的管理と、この保護を検証する一連の世界遺産手続きを通じて、資産の顕著な普遍的価値を保護するとの約束を尊重しなければならない。

序文

ICCROM 事務局長 Stefano De Caro

本リソースマニュアルは、締約国が資産の既存の遺産管理体制を見直すための枠組みを提供し、また、そのシステムが効果的であることを確保し、世界遺産システムの一部となることによって課される追加的な課題に対応するために必要な措置を講じるための指針を提供することによって、これらの義務を果たすことを支援することを目的としている。

主な焦点は世界遺産であるが、指針の大部分は、遺産保護のために働くすべての人が能力構築に利用できる参考資料からなる。このマニュアルは、1993 年の *世界文化遺産管理指針* の発表に始まり、特定の世界遺産国際研修や政策開発活動を継続してきた、世界遺産資産の保護を支援する能力構築に関する ICCROM の経験に基づいている。

このマニュアルは、世界遺産資産のより良い管理と保護に関わるすべての人々を支援するために、諮問機関 (ICCROM、ICOMOS、IUCN) と UNESCO 世界遺産センターが共同で取り組んだアウトカムである。これは、同じ目的を持った文献目録に記載されている他のタイトルに加わる。

これは、管理体制の包括的な分析を構成するものであり、これは遺産文献ではまれなものであるが、今後数年のうちに、これが補完され、さらに洗練されるであろう。

本マニュアルの作成は、刺激的ではあるが時間のかかる作業であり、ICCROM は本作業を支援した主執筆者、査読者、世界遺産センター及び諮問機関の方々に感謝の意を表したい。ICCROM は、本マニュアルの最終版を編集した Nicholas Stanley-Price 氏に深く感謝の意を表したい。

Stefano De Caro

目次

■ 謝辞	2
■ ユネスコ世界遺産センター所長 Kishore Rao による序文	3
■ ICCROM 事務局長 Stefano De Caro による序文	4
1 はじめに	7
1.1 リソースマニュアルの概要	
1.2 基本的な指針	
2 背景:文化遺産の管理	12
2.1 遺産とは。管理する理由	
2.2 遺産に関する懸念をより広範な枠組みに置くこと	
2.3 遺産の保全と持続可能な開発	
2.4 遺産管理の必要性	
2.5 遺産の保全と管理へのアプローチ	
3 世界遺産の状況における管理の理解	29
3.1 世界遺産、世界遺産制度とその要件とは	
3.2 1972 年の世界遺産条約:資産管理の理由、方法及び遵守の必要性	
3.3 作業指針:顕著な普遍的価値を守るための管理	
3.4 世界遺産の資産管理における顕著な普遍的価値、真正性、完全性	
3.5 管理強化のための世界遺産の記録及び手続き	
3.6 世界遺産委員会が採択した戦略的指針	
3.7 知識と政策の進化	
3.8 世界遺産能力構築戦略	
4 遺産管理体制の定義、評価及び改善	53
4.1 遺産管理体制一般及び世界遺産の遺産管理体制	
4.2 遺産管理体制の 3 つの要素	
4.3 遺産管理体制の 3 つのプロセス	
4.4 遺産管理体制の 3 つの成果	
4.5 遺産管理体制の記録と評価	
付属書 A	122
管理計画の策定、実施及びモニタリングのための枠組み	
A.1 はじめに:管理体制内の管理計画	
A.2 管理計画立案プロセス	
A.3 管理計画の内容	
付属書 B	146
遺産ツールキット (IUCN) の強化	
文献目録	148
連絡先情報	152

1. はじめに

第1部では、このマニュアルの目的を概説し、その構成（第1.1部）について説明する。また、世界遺産条約に関する UNESCO の基本文書や、このマニュアルが補完する世界遺産センターの出版物（第1.2部）も掲載している。

1.1 リソースマニュアルの概要

本リソースマニュアルの目的

「管理」という概念が生まれたのは、世界遺産条約の40年の歴史の中で比較的遅い時期である。しかし、優れた普遍的価値を持つ遺産を管理、つまり、認定し、保護し、保全し、提示し、未来の世代へ伝えることのアウトプット及びアウトカムを達成するための要件は、当初からあった。近年、これらの目的を達成することは、現代世界の圧力の高まりと、例えば農村の文化的景観など、世界遺産リストに記載され得るものの範囲の拡大によって、より複雑になっている。

これらの新しい課題は、他の要因とともに、次のような喫緊のニーズにつながる。

- ・管理体制を定義し、評価し、改善するための共通基盤を確立し、その結果、優良事例の交換と管理への改善されたアプローチの発展の促進、
- ・関係者の増加と達成すべき目標を認識した日常の管理業務のための実践的な指針とツールの提供、
- ・締約国が直面する管理上の問題の多様性のみならず、その共通の基盤に対する認識を高めることにより、これらの問題を克服するためのより広範な協力を促進すること。

この観点から、文化世界遺産管理のためのリソースマニュアルは、締約国が自国の遺産を効果的に管理・保存し、その価値、特に世界遺産の顕著な普遍的価値（以下「OUV」と称す）を保護することを支援するために作成された。この点に関し、*世界遺産条約履行のための「作業指針」*（以下「OG」と称す）は、各世界遺産資産は、(OG 第78項)と宣言している。OGはさらに、「管理体制の目的は、現在及び未来の世代のために指定された資産の効果的な保護を確保することである」と述べ、また「効果的な管理体制は、指定された資産の種類、特性、及びニーズ、及びその文化的及び自然の状況に依存する」と述べている (OG 第109、110項)。このマニュアルでは、文化財を効果的に管理するための管理体制の理解と改善方法に特に重点を置いている。

本マニュアルは、締約国及び世界遺産の文化財の管理に関与するすべての者に対し、条約の要件を遵守する方法についての指針を提供している。また、遺産が社会と幸福においてダイナミックな役割を果たすことを確保するとともに、そのような役割が生み出すことのできる相互利益を他者に提供することを締約国が支援することを目的としている。

このマニュアルは、文化遺産の管理のみを対象としている。自然世界遺産には類似の問題が多くあるが、異なる問題もある。IUCNは、自然資産の管理に関する関連リソースマニュアルを作成した。

リソースマニュアルの対象者

このマニュアルは、遺産の効果的な管理のための能力構築、特に世界遺産資産のためのツールを意図している。すべての実務者を次のように支援するよう設計されている。

- 遺産の保護と管理に直接責任を負う人々の知識、能力、技能、行動を強化する、
- 意思決定者や政策立案者の能力を高めることで、組織構造やプロセスを改善する、及び
- アウトプット及びアウトカムが持続可能なものとなるような包括的アプローチを通じて、より大きな相互利益につながるような、遺産とその背景との間のダイナミックな関係を導入する。

本マニュアルは、締約国を代表して世界遺産の文化遺産の管理と管理の意思決定に関与するすべての個人、責任を有する者（政策立案者や管理者）、及び将来共に活動する者又は将来活動する可能性のある者のためになるように作成されている。

これらの個人は、能力構築のための世界遺産戦略で定義されているように、管理能力が存在する3つの広範な分野を指す。²

- 実務者（遺産資産の保全・管理に直接関与する個人・団体を含む）。
- 機関（これには、連邦及び国家レベルの締約国の遺産組織、NGO、世界遺産委員会、諮問機関、及び管理及び保全の改善を可能にする責任を有するその他の機関が含まれる）。
- コミュニティとネットワーク（文化遺産の管理を改善することに関心を持っているより大きなネットワークだけでなく、資産を所有している、又は資産に又は遺産の近くに生きる地域社会を含む）。³

本マニュアルは、自己主導型の学習を通じて、又は構造化された能力構築の取り組みの一環として、次のことを目的としている。

- 戦略的かつ日常的な指針を提供する、及び
- 実務者、機関、コミュニティ、ネットワークのいずれにおいても、既存の能力を強化するか、新たな強みを創造する。

どちらの場合も、人々を通して初めて遺産管理に積極的な変化をもたらすことができる（第3.8部参照）。

それぞれの管理体制が運用される状況は大きく異なり、多くの遺産実務者が比較的孤立しているため、彼らは他の人々の経験を知り自らの行動を知らせることができない。本マニュアルがこれらの困難を克服するのに役立つことを願う。

リソースマニュアルの構成

「リソースマニュアル」の本文では、世界遺産の管理に何の関係しているのか、その背景、理念、仕組みについて説明している。その上で、それらを実行に移す方法についての指針を提供している。

本文は4部に分かれている。

第1部では、本マニュアルの概要と、世界遺産の管理に関連する出版物や文書の一覧を紹介する。

第2部では、文化遺産の管理が行われている状況について説明する。本パートは、統合的アプローチに重点を置いて、遺産の保全と管理に関する現在進行中の考え方を要約し

² 能力とは、「個人、組織、社会が持続可能な方法で機能を果たし、問題を解決し、目標を設定し達成する能力」と定義されている（http://www.undp.org/cpr/iasc/content/docs/UNDP_Capacity_Development.pdf）
UNDP 能力開発実践ノート、2006年4月、3ページ

³ 「能力構築のための世界遺産戦略」2011年6月、whc11-35com-9Be（<http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>）

ている。本パートは、世界遺産管理のための有用な手段として、遺産に対する関心を幅広い枠組みに置き、遺産と持続可能な開発を結び付け、価値観主導型アプローチを検討する必要性を強調している。

第3部では、世界遺産資産を管理するための具体的な状況を説明し、世界遺産の資源とプロセスがどのように管理アプローチを強化できるかを強調する。世界遺産条約の実施を促進することを目的とした「*世界遺産条約履行のための作業指針*」が頻繁に引用されている。これらは定期的に改訂され、引用元は2012年版である。第3部では、管理体制や資産の変更を管理するための能力構築の重要性についても概説する。

第4部は本マニュアルの中核であり、遺産管理体制を理解し、記録し、評価するための**共通の枠組み**を提供する。これは、世界遺産制度の要件を遵守する場合や、ある管理体制が文化財に対してどの程度効果的であるかを総合的に評価する場合、例えば管理計画を策定又は更新する場合に有用である。最終セクション（第4.5部）では、管理体制を記録し評価するための枠組みが提案されているが、これは世界遺産資産推薦フォーマットのセクション5（OG 付属書5）と結び付けることが有益である。

「手引き的」指針は、次の付属書に記載されている。

付属書 A では、資産に基づく管理手法の枠組みとして**管理計画**を用いている。管理計画は、おそらく管理体制全体に対応する唯一のツールである。そのため、管理計画が活用されていない資産であっても、実務上、興味深い指針となる。

付属書 B では、IUCN が作成した**遺産ツールキットの強化**を紹介している。

1.2 基本的な指針

世界遺産

世界遺産制度を説明する広範な指針資料が利用可能であり、その多くは管理問題に直接関連している。本マニュアルでは、該当する場合、この資料を参照しているが、世界遺産センターの Web サイトの資源ページを参照することを強く推奨する。またこれは通常の遺産管理作業の一環とすべきである。この Web サイト (<http://whc.unesco.org>) は、世界遺産条約の実施に関する多くの面で優れた参考資料である。定期的に新しい資料で更新されている。関連する一般的な資料に加えて、世界遺産委員会による決定を含め、個々の資産にも多くの言及がある。3 諮問機関 (ICCROM、ICOMOS、IUCN) の Web サイトを定期的に確認し、有益な助言を得ることも重要である。

本マニュアルでは、次の文書を参照している。このマニュアルは、基本的にこれらの資料を補足するものである。

- 世界遺産条約とその実施のための作業指針：
 - UNESCO。1972 年 *世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための条約*。(世界遺産条約)。 <http://whc.unesco.org/en/conventiontext> (英語の Web サイトページ)
 - UNESCO 世界遺産センター。2012 年 *世界遺産条約履行のための作業指針*。 <http://whc.unesco.org/en/guidelines/> (英語の Web サイトページ)
- UNESCO 世界遺産リソースマニュアル
 - UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN。2010 年 *世界遺産の災害リスク管理*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル。) <http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-1.pdf> (英語の Web サイトページ)

- UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN。2011 年世界遺産推薦登録の準備。(第2版)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル。)
<http://whc.unesco.org/en/activities/643/> (英語の Web サイトページ)
- UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN。2012 年自然世界遺産の管理。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル。)
<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-703-1.pdf>
(英語の Web サイトページ)
- 関連する UNESCO 世界遺産ペーパー:
 - Stovel, H. (ed).2004 年世界遺産のモニタリング、パリ、ユネスコ世界遺産センター。(世界遺産ペーパー10。)
<http://whc.unesco.org/en/series/10/>
 - UNESCO 世界遺産センター。2007 年気候変動と世界遺産。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー22。)
<http://whc.unesco.org/en/series/22/>
 - Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J.2008 年遺産ツールキットの強化自然世界遺産の管理効果の評価。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー23。)
<http://whc.unesco.org/en/series/23/>
 - Martin, O. and Piatti, G. (eds).2009 年世界遺産及び緩衝地帯、世界遺産及び緩衝地帯に関する国際専門家会議、スイス、ダボス、2008 年3月11~14日。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー25。)
<http://whc.unesco.org/en/series/> (英語の Web サイトページ)
 - Mitchell, N., Rössler, M. and Tricaud, P-M. (authors/eds).2009 年世界遺産の文化的景観: 保全と管理のためのハンドブック。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー26。)
<http://whc.unesco.org/en/series/26/>
 - van Oers, R. and Haraguchi, S.2010 年歴史的都市の管理。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー27。)
<http://whc.unesco.org/en/series/27/>
- UNESCO 世界遺産委員会の関連決定:
 - UNESCO 世界遺産センター。2007 年世界遺産資産の災害リスク低減戦略。ユネスコ世界遺産センター、パリ。
(Doc WHC-07/31.COM/7.2)
<http://whc.unesco.org/archive/2007/whc07-31com-72e.pdf>
 - UNESCO 世界遺産センター。2010 年保全状況の推移の反映。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-10/34.COM/7C)
<http://whc.unesco.org/archive/2010/whc10-34com-7Ce.pdf>
 - UNESCO 世界遺産センター。2010 年世界遺産条約と持続可能な開発。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-10/34.COM/5D)
<http://whc.unesco.org/archive/2010/whc10-34com-5de.pdf>
 - UNESCO 世界遺産センター。2011 年能力構築のための世界遺産戦略の提示と採択。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-11/35.COM/9B)
<http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>
 - UNESCO 世界遺産センター。2011 年世界遺産条約と持続可能な開発。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-11/35.COM/5E)
<http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-5Ee.pdf>
 - UNESCO 世界遺産センター。2008 年気候変動が世界遺産資産に及ぼす影響に関する政策文書。ユネスコ世界遺産センター、パリ。
<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-397-2.pdf>

詳細については次を参照のこと

遺産管理プロセスと、管理アプローチ、特に管理計画を改善するためのツールを扱った多くの出版物がある。Feilden と Jokilehto の *世界文化遺産管理指針* (1993 年)⁴はその初期の例であり、他は参考文献 (付属書参照) に含まれている。対照的に、遺産管理体制とその機能について扱った文献は比較的少ない。参考文献には、世界遺産管理に役立つタイトルが掲載されている。

また、世界遺産資産の管理に関するテーマについては、世界遺産諮問機関 (ICCROM、ICOMOS、IUCN) や専門の研究・コースを有するカテゴリ 2 センターや大学を通じて、様々な資源や学習機会が提供されている。関連する Web サイトや Web を基本とする資源を参照することを推奨する。

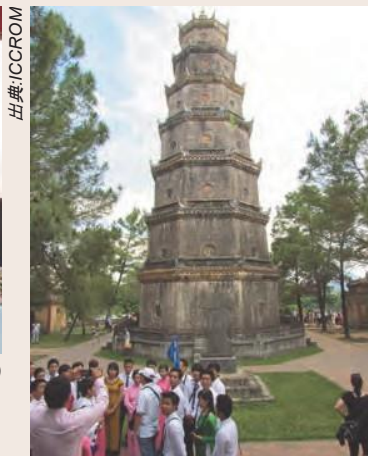
事例研究

世界遺産リソースマニュアルの活用

2013 年 4 月、ハノイのユネスコ事務所は、ベトナムの 3 つの世界遺産資産の災害リスク管理計画を策定するプロジェクトを開始した。世界遺産のための災害リスク管理に関する世界遺産リソースマニュアルは、この取り組みの基礎として用いられた。



フエの遺跡群 (ベトナム)



出典: ICCROM

⁴ Feilden, B.M. and Jokilehto, J. 1993 年 *世界文化遺産管理指針*。(初版)。ICCROM、ローマ。

2. 背景:文化遺産の管理

第2部では、遺産とその管理の必要性を定義する。より広い状況での遺産管理設定を試みており(第2.2部)、特に持続可能な開発との関係(第2.3部)に焦点を置いている。次に、遺産管理体制の性質を考察し、遺産の保全・管理のための最も一般的な2つのアプローチ、すなわち、ここでは「保全」アプローチと呼ばれるアプローチと、もう一つの価値観主導型アプローチについて述べる(第2.5部)。

2.1 遺産とは。管理する理由

遺産の定義の拡大

遺産は各社会にとってますます重要になっている。その理由は必ずしも明らかではないが、近代化のスピードや社会の変化の大きさに関係していると思われる。このような状況では、過去の社会の証拠が現代社会への帰属感と安心感を与え、急速に変化する世界のよりどころとなり得る。多くの社会でも、伝統はアイデンティティの重要な定義者となり得る。過去を理解することは、現在と未来の問題を管理するのに大いに役立つ。

過去半世紀の間に、遺産とみなされるものの範囲は著しく拡大した。遺産資産は、個々の記念物や礼拝所や要塞などの建物である傾向があり、周囲の景観とは特に関係なく、単独のものともみなされることが多かった。今日では、環境全体が人間との相互作用の影響を受けており、遺産として認識され得るとの認識が一般的になっている。何が重要で何が重要でないかについての判断がさらに必要になる。

当然のことながら、このような遺産の概念の拡大は、遺産として扱われる建造物や場所の種類の大幅な拡大を意味している。世界遺産条約では、遺産は「記念物、建造物群及び遺跡」と定義できると認めている。実際には、都市中心部、考古学的遺跡、産業遺産、文化的景観、遺産ルートを含む幅広い類型が発展している。これにより、遺産管理者が管理しなければならない場所や景観の幅が大幅に広がり、必要な技能の幅が広がる。また、遺産地域に悪影響を及ぼすおそれのある脅威の種類と数が大幅に増加する。遺産地域自体の構造や要素への直接的な脅威とは別に、地域が周囲の不利な開発によって脅かされることは、はるかに一般的である。このような状況では、より広範な経済的又は社会的利益のために行われる決定は、遺産地域の福利と両立しなければならない。

遺産地域は孤立していないという認識は、その環境が物理的環境として、また一連の社会的、経済的及び環境的脅威及び機会として扱われるようになった(第2.4部参照)。そのような環境で起こることは、遺産地域とその重要性に影響を与える可能性がある。これは、遺産管理体制とそれに関わるすべての人々が、そこで何が起こるかについての決定に影響を与える能力を持たなければならないことを意味する(第2.5部参照)。環境の変化は避けられないだろうが、遺産地域の価値(世界遺産の場合、OUV)を損なうべきではない。実際、それは新しい形の支持体を解き放ち、重要性に影響を与える触媒となり得る。

物理的境界の定義-資産と設定

遺産の保護と共有には、資産境界を定義しモニタリングするだけでなく、資産が置かれている環境にも対応する管理戦略が必要である。世界遺産資産の場合、これは正確に特定され規制された緩衝地帯 (OG 第 103-107 項) である場合もあれば、より大きな「影響範囲」(OG 第 104 項) を含む場合もある。⁵

特性の値、とりわけ OUV の値は、管理戦略が対処する必要のある物理的領域を定義するため、及びそれらの領域にわたって必要な制御の様々なレベルを定義するための主要なパラメータである。資産から離れた眺め (例えばイタリアのポンペイ島からのヴェスヴィオ火山の眺め) は、又は特定の到着ルートからの資産の眺め (例えば、インドのタージマハル) は、値を維持するために重要である。

ただし、次のような他のパラメータが物理的領域の定義に影響する。

- ・脅威の種類と相対的な時間枠 (例えば、破壊行為の影響、建築環境の無秩序な開発、気候変動)、
- ・地域社会や他の利害関係者が管理戦略に関与する度合い (参加型アプローチが成功すれば、管理のレベルを下げるができる)、
- ・管理体制が持続可能な管理慣行をどの程度包含しているか (第 2.3 部参照)。

このような物理的境界はもはや資産境界の位置ではなく、実際には一連の層が疑いなく保護を支持しているという認識があるが、それは新しい管理上の課題を生み出す。それはまた、遺産地域がその環境に依存しているという認識でもある (逆もまた同様である)。

2.2 遺産に関する懸念をより広範な枠組みに置くこと

遺産の概念が拡大し、遺産と周辺環境との関係が重視されるようになったことは、重要な考え方の変化を示している。遺産地域は、単独で、あるいは博物館で保存すべき芸術作品として、自然災害や人為的災害から、あるいは土地利用計画上の考慮から隔離されては保護することはできない。また、開発活動から切り離されたり、起きている社会的変化から切り離されたり、コミュニティの関心から切り離されたりもできない。

実際、国際社会が文化遺産を保存することの重要性を認識し始めたのはごく最近のことであり、過去の物的証拠を提供する一連の記念物としてではなく、社会的・文化的要因が存在し、それらを形成する上で重要であり続けている場所として認識し始めた。その結果、欧米の管理慣行が主導してきた国際的な「優良」慣行は、ときに不十分な指導しか与えず、伝統的な優れた遺産管理体制、特に継続的に複数の土地や資産の利用が行われている歴史的な中心地やその他の文化遺産のために実施されてきたシステムを強化するよりもむしろ、衰退のリスクを負ってきた。

今日では遺産の範囲が広がり、より多くの重要な役割を担う者や利害関係者がその管理に関与するようになった。遺産地域が主に公共の管理下にある記念物や建物であった場合、資産管理者は敷地境界内で比較的自由に活動することができた。しかし、そうではなくなった。遺産地域が公的に所有され、管理されている場合でも、遺産管理者は、遺産周辺の地域に関係する利害関係者や機関と協力する必要がある。より拡散された遺産資産については、所有権がより広く普及する。例えば、遺産都市では、歴史的建造物の大部分は民間所有となり、その多くは非遺産目的に使用される。また、農村部の大規模な地域は民間所有となり、作物や家畜のために耕作されることもある。地域社会はそのような遺産の有益な利用に生計を依存するかもしれない。遺産管理者は、空間計画や経

⁵ Martin, O. and Piatti, G. (eds). 2009 年世界遺産及び緩衝地帯、世界遺産及び緩衝地帯に関する国際専門家会議、スイス、ダボス、2008 年 3 月 11~14 日。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー25)。

2 背景:文化遺産の管理

済開発政策などの問題について、幅広い公的機関と対応する必要がある。

これは遺産実務者たちが他の利害関係者たちの意見を参考にせずに独立して行動することができないことを意味する。遺産機関は、そのより広範な物理的・社会的文脈の中で各遺産地域を管理するための合意されたビジョンと政策を策定し、実施するために、可能な限り他の利害関係者と協力することが不可欠である。これは、共同作業と、OGで推奨されている利害関係者の完全かつ透明性のある関与を高く評価する。管理計画の策定と実施を含むあらゆる管理体制は、これを提供する必要がある。

遺産



図 1:単に管理と後見の問題とみなされた場合の遺産管理の結果

遺産管理の広範な義務

現在では、多くの文化財の管理には複数の目的がある。これは、様々な制度的・組織的枠組み（及び障害）、社会的展望、知識の形態、価値（現在と未来の世代の両方で、しばしば対立する）、その他の要素を評価する必要があることを意味する。これらの要因は複雑な機構で機能することが多く、適切な管理アプローチを確立して維持することはさらに困難である。この課題を克服することは、管理される文化財の将来にとって極めて重要である。

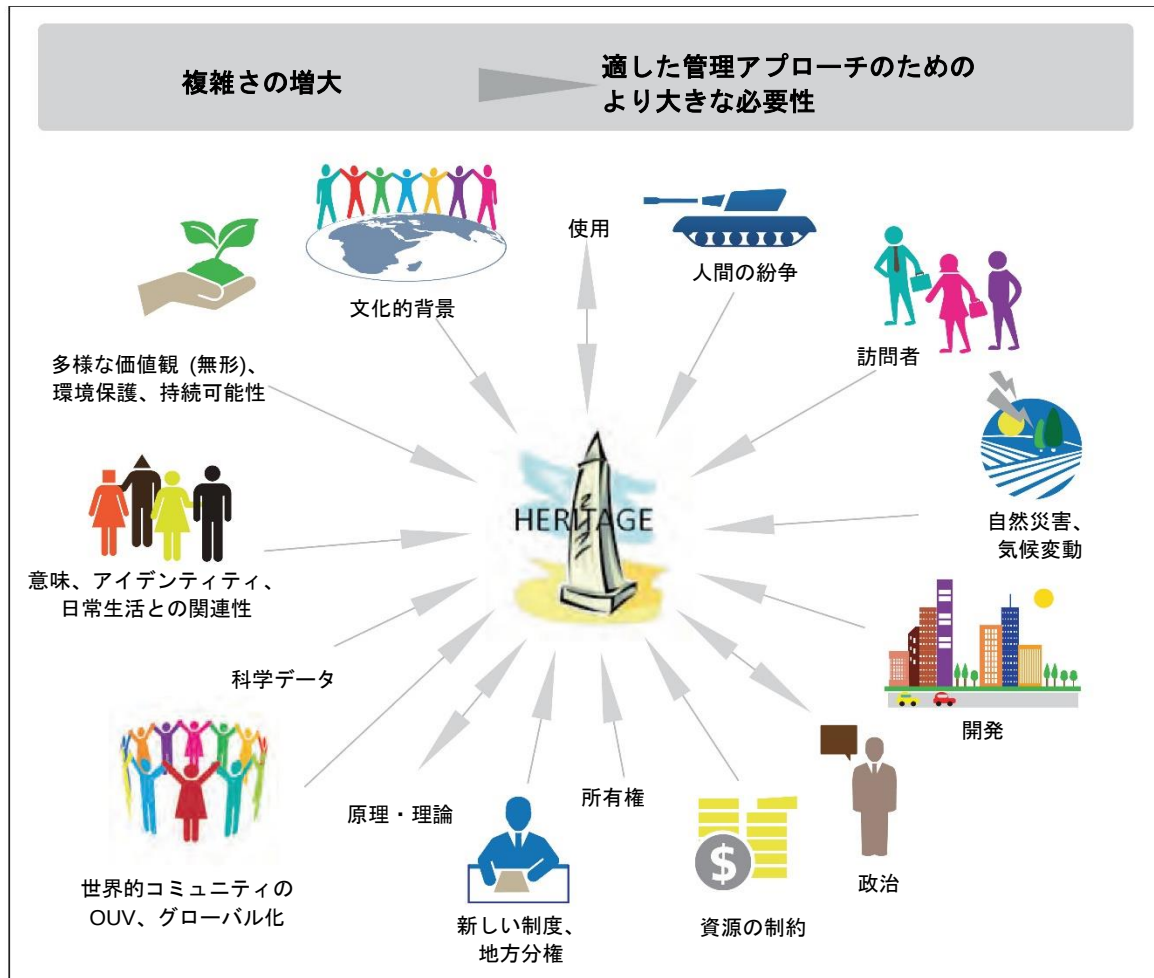


図 2:遺産管理における古い問題と新しい問題の例

包括的アプローチ

このような複数の目標に対処するには、参加者の増加が必要である。複雑さが増すと、管理実務の進歩が必要となる。しかし、トップダウン式アプローチが複数の問題を処理する唯一の方法であると考えべきではない。「管理」という言葉は、遺産セクターでは非常に広い意味で使用されてきた。問題がより複雑になるにつれて、より正確でなくてはならない。管理アプローチは、遺産管理に対するより広く包括的なアプローチへの移行（ごく最近になってようやく世界の多くの地域で発生した）や、コミュニティの関与をより重視することに対応しなければならない。

自然遺産のために作成されたものではあるが、Adrian Phillips によって開発され、2003 年に「保護地域の管理計画のための IUCN 指針」で再提示された⁶「保護地域のための新パラダイム」は、遺産管理とコミュニティの関与に対するより広く、より包括的なアプローチが近年重要性を増していることを非常に効果的に浮き彫りにしている。（世界のいくつかの地域では、これはすでに起こっていた。）この指針の多くは文化的な場所にも適用される。

⁶ Thomas, L. and Middleton, J. 2003 年「保護区域の管理計画のための指針」。IUCN スイス、グランド、及び英国ケンブリッジ。 <http://data.iucn.org/dbtw-wpd/edocs/PAG-010.pdf> (英語のウェブサイトページ)。

2 背景:文化遺産の管理

表 1 保護地域のための新パラダイム (A. Phillips)⁷

トピック	過去の状況: 保護地域は...	今後の状況: 保護領域は...
目的	・保全に備える ・主に壮観な野生生物と景観保護のために設立 ・主に訪問者、観光客向けに管理 ・野生としての価値 ・保護について	・社会・経済的目的にも対応する ・しばしば科学的、経済的、文化的な理由で設立 ・現地の人を意識した管理 ・いわゆる「野生」の文化的重要性から評価。
ガバナンス	・中央政府運営	・パートナーが運営し、様々な関係者が関与
地域の人々	・人に対する計画と管理 ・地域の声に左右されずに管理	・地域の人と共に、地域の人のために、場合によっては地域の人と運営 ・地域の人々のニーズに合わせた管理
幅広い背景	・個別に開発 ・「島」として管理	・国、地域及び国際的な制度の一部として計画 ・(厳密に保護された領域、緑の回廊で結ばれた緩衝地帯)として開発
認識	・主に国の資産とみなされる ・国民的関心事項としてののみみなされる	・地域の資産としてみなされる ・国際的にも問題視される
管理手法	・短期間で事後対応的に管理 ・技術的な方法で管理	・長期的な視点での適応的な管理 ・政治的配慮による管理
財政	・納税者負担	・多くの財源による負担
管理技術	・科学者や天然資源専門家が管理 ・専門家主導	・複数のスキルを持つ担当者による管理 ・地域の知見の活用

遺産管理に対する統合的アプローチの意味合い

自然遺産管理への統合的アプローチの意味合いを次に概説する。これはオーストラリアの研究から得られたものであるが、文化遺産管理にも関連している。⁸ 彼らの分析では、統合アプローチを哲学、プロセス、製品という3つの異なる方法で解釈している。

⁷ Phillips, A.2003 年「考えよう:保護地域のための新パラダイム」:ジョージ・ライト・フォーラム 20, No.2.2003, pp.8-32. <http://www.uvm.edu/conservationlectures/vermont.pd>

⁸ Wijesuriya, G.2008 年「遺産の保全と管理のための統合的アプローチ」 ICCROM Newsletter 34, 2008, p.8.ICCROM、ローマ。

表2 統合的アプローチ

遺産と保護に関する懸念をより広範な枠組みに置く:遺産管理への統合的アプローチ⁹

1.原則 資源のプール	2.プロセスとして 制度的枠組みの柔軟性	3.製品として 立法的革新
- 組織、文化、参加者の態度の変化を必要とする協力的アプローチ - 情報と情報源の統合 - あらゆる情報源の最善の利用 - 学問分野やセクターをまたぐ - 主な問題の特定 - 記録品質	- 各機関、地方自治体、地域社会集団間の調整を促進 - 各機関をまたいだ統合 - その他の計画について - 説明した他の計画との関係 - 相談 - 市民との協議	- 補完的な規制手段の開発を促進 - 法律をまたいだ統合 - 統合に関する法的要件 - 統合の理論的根拠 - 説明した他の法律との関係 - モニタリング要件

本研究では、統合的なアプローチを可能にするためには、様々な分野での変更が必要であることが示された。彼らはそれらを3つの主要な管理分野—立法的側面、制度的枠組み、資源の配分（赤で強調表示された箇所を参照）—に分類したが、これについては第4部（4.2を参照）でさらに検討する。

幅広い参加の実現:すべての利害関係者を可視化し、関与させる方法

遺産はコミュニティの共有資産であり、コミュニティの持続可能性を確保する要素であるとの認識から、様々なセクター、特に遺産セクターにおいて、管理に対する参加型アプローチが推進されている。遺産資産の所有権は、特に都市部や文化的景観において、広く多様である。このことは、OUVの特定がさらに広範な義務と所有権を意味する世界遺産資産にとってさらに重要であり、遺産は人類全体の集合的資産として認識され、管理に国際的要素を含む。

これらのトピックに関する参考文献としては、世界遺産ペーパー第13号「普遍的価値と地域的価値の結び付け」:世界遺産のための持続可能な未来の管理¹⁰第26号「世界文化遺産の文化的景観」:保全と管理のハンドブック¹¹第31号「世界遺産を通じた地域開発」がある。¹² これらは、興味深い論文、一連の推奨（そのうちのいくつかは、世界遺産のためのOGの改訂に影響を与えた）、そして近年の考え方の変化の概要をまとめている。

現地からの情報は、実際には、遺産管理体制が地域の対応者を関与させないことが多いことを示している。コミュニティの関与があつたとしても、意思決定への参加レベルや、現地の利害関係者が実際に関与し、貢献する能力は限られていることが多い。

しかし、参加型アプローチを妨げ、遺産資産に対する地域社会の関与の試みを効果的でなくする要因は数多くある。例えば、管理体制そのもの、利害関係者間の力の不均衡、

⁹ Mitchell, B. and Hollick, M. 1993年「西オーストラリアにおける総合的な集水域管理:概念から実施への移行」:環境管理, Vol. 17 Iss: 6, 1993. 735~43 ページ。スプリングーベルラグ。

¹⁰ de Merode, E., Smeets, R. and Westrik, C. (eds). 2004年 普遍的価値と地域的価値の結び付け:世界遺産のための持続可能な未来の管理。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産報告書 13) <http://whc.unesco.org/en/series/13/>

¹¹ Mitchell, N., Rössler, M. and Tricaud, P.-M. (authors/eds). 2009年 世界遺産の文化的景観:保全と管理のためのハンドブック。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー26)。 <http://whc.unesco.org/en/series/26/>

¹² Albert, M.-T., Richon, M., Viñals, M.J. and Witcomb, A. (eds). 2012年 世界遺産を通じたコミュニティ開発。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー31)。 <http://whc.unesco.org/en/series/31/>

より広い環境における政治的・社会経済的要因（貧困や社会不安、さらには根深い文化的価値観）などがある。

さらに、すべての利益集団、特に除外されがちな人々（女性、若者、先住民など）を巻き込むことができない参加型アプローチは、実際には良いことよりも大きな損害をもたらす可能性がある。遺産の専門家が重要な側面について適切に知らされていなかったり、誤解がプロジェクトを遅らせたり妨げたりしたために、プロジェクトに欠陥が生じる可能性がある。観光管理に特化した世界遺産マニュアルには、¹³「利害関係者の関与:市民参加の利点と課題」という章が有益である。

文化財と社会に相互利益をもたらす効果的な参加型アプローチは、次のことを理解することにかかっている。

- 意思決定、評価、計画、実施及び評価のプロセスに参加する者及びその方法、
- 経験、知識、技能を提供する者とその方法、
- 経済的、社会文化的、心理的な利益を得る者とその方法。

複雑な場合には、これは、政治的、社会経済的、法的及び制度的背景の詳細な研究を必要とする場合がある。実際、各利益集団は、その貢献の性質を決定する要素（性別、年齢、階級、言語、出身、学校教育、宗教など）を含み、それによって文化遺産問題への関与を促進することができるため、それぞれの利益集団をその構成要素（又は社会文化的集団）に分割する必要がある場合がある。

同様に、誰がすでに意思決定、情報、教育などにアクセスでき、誰がアクセスできないかを理解することも重要である。どのような障壁がアクセスを妨げているかが明確でない場合、評価プロセスに是正措置をとるべきである。この評価は、遺産セクター内と同様に、除外された利益集団内でも実施されるべきである。このように、異なる社会的要素が見えるようになり、できるだけ多くの利害関係者の貢献、所有権、参加が保証されるような形で活動の対象を定めることができる。例えば、女性が排除されていることが明らかになった場合、この特定の集団を可視化し、彼らの困難を克服しつつ、彼らの潜在的な貢献、技能、ニーズを活用するために、すべての計画、実施、モニタリングプロセスにおいて性的平等を正式な考慮事項として統合することが必要であろう。

参加型プロセスはしばしば、困難な妥協を受け入れ、取引を交渉する準備が必要となる。文化遺産資産の支援におけるより広範な協力と協力の中立性と活用は、ときに困難なこのプロセスを促進することができる。

利害関係者や幅広い利益集団と協働することによって、遺産への新たな参加形態を創出したり、既存の参加形態を強化したりすることを目的とした取り組みは、「参加型アプローチ」として知られている。これらの問題については、第4部及び付属書Aでさらに詳説する。

¹³ Pedersen, A. 2002 年世界遺産における観光管理:世界遺産管理者のための実践マニュアル。
ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産マニュアル 1。)<http://whc.unesco.org/en/series/1/> (英語の Web サイトページ)。

2.3 遺産の保全と持続可能な開発¹⁴

前節 (2.1 及び 2.2) では、遺産が周囲の環境にどのように依存しているか、そして最終的にはそれが相互依存の形態であるかについて考察した。地域社会は、社会的アイデンティティのためであれ、生計全体のためであれ、その遺産に依存することが多いが、遺産、その文化的価値、その管理にも利益をもたらすことができる。持続可能な開発における文化遺産の役割は、このような問題の頂点と考えることができ、現代世界における遺産管理の最も喫緊の問題の一つである。

遺産の持続可能な利用と利益配分の重要性が高まるにつれ、世界遺産の資産が社会や地域・国の経済に与える貢献を理解することがさらに急務となっている。近年、グローバル化、人口増加、開発圧力などの大きな現象の結果、文化遺産セクターは保全と持続可能な開発との関係を考慮し始めている。これは、これらの新たな挑戦に直面して、遺産はもはや「過去の受動的な保全の役割に限定される」のではなく、「明日の社会の発展を形作り、描写し、推進するのに役立つ手段と枠組みを提供する」べきであるとの認識がきっかけとなった。¹⁵ それはまた、記念物だけでなく、遺産の一部として「生きた」遺産を考える傾向を反映している。これらの生きた遺産は、過去について私たちに語るもののためだけでなく、現在の文化における古い伝統の継続性を証明し、その持続可能性の暗示的証拠を提供するためにも重要であると考えられている。

遺産と持続可能な開発との関連性は、様々な重要な役割を担う者の具体的な視点に応じて様々に解釈され、ある程度の曖昧さが存在する。資産管理は持続可能な開発に貢献すべきか、それとも単に持続可能な慣行を保証すべきか。遺産管理体制は、国連ミレニアム開発目標などの目標にどのように貢献しているかに基づいて、将来的にも評価されるだろうか。¹⁶¹⁷

持続可能な開発の概念

現代の最も重要なパラダイムの一つとして、持続可能な開発とは、基本的な人間のニーズの充足と有限の資源の賢明な利用とのバランスがとれた資源利用のパターンであり、その利用と開発のために未来の世代に引き継ぐことができる。1992 年のリオ地球サミット以降、持続可能な開発のパラダイムは、環境保護、経済成長、社会的公正の 3 つの相互に支持する要素を含むように拡大されてきた。効果的なガバナンス体制の重要性も強調されており、これには政策と実施に対する参加型の複数の利害関係者アプローチが含まれる。

持続可能な開発は今日、地域、国、世界レベルのほぼすべての開発政策の広く同意を得た普遍的な目標である。最近の研究から生まれた新しいアプローチは、社会的持続可能性の概念を表現する革新的な方法を導入しており、「福利」、「豊かな暮らし」、さらには「幸福」などの言葉は、純粋に定量的なものではなく、主観的で定性的な指標に焦点を当てて、政府の政策や統計に取り入れられつつある。¹⁸ この基本原則は、リオ+20 のアウトカム文書「我々が望む未来」の第 30、58 及び 134 段落で認識された。¹⁹

¹⁴ Boccardi, G. 2012 年 遺産と持続可能な開発の紹介。ICCROM の建築遺産保全コースの持続可能な開発に関する特別モジュールで発表された論文。

¹⁵ ICOMOS. 2011 年。第 17 回総会及び科学シンポジウム、「遺産、開発の推進力」、2011 年 11 月 27 日～12 月 2 日:ICOMOS ニュース第 18 巻第 1 号 9 ページ。パリ、ICOMOS。

¹⁶ 2011 年には、持続可能な開発に言及した「作業指針」がいくつか追加された。特に 6、112、119、132 項、並びに附属書 5 の項目 4.b 及び 5.e が追加された。これらの改正は、一方では、世界遺産資産のあらゆる利用が、その OUV (すなわち持続可能性の狭い定義) を維持することの必要性に関して持続可能であることを確保することを目的としており、他方では、原則として、世界遺産資産の管理体制は、「持続可能な開発の原則を統合する」べきであるという考えを確認することを目的としている。

¹⁷ 2015 年までに達成される国連ミレニアム目標、<http://www.un.org/millenniumgoals/bkgd.shtml>

¹⁸ 一例がブータン王国政府の国民総幸福委員会である。<http://www.gnhc.gov.bt/mandate/>

¹⁹ <http://www.un.org/millenniumgoals/bkgd.shtml> からオンラインでアクセス可能

2 背景:文化遺産の管理

文化遺産の保全と持続可能な開発の関係

文化遺産との関連で、持続可能な開発の問題は次の2つの方法で理解することができる。

1. それ自体が目的であると考えられ、また、その発展を保証するために保護され、未来の世代に伝えられるべき環境/文化資源の一部（内在的）遺産を維持するための懸念として。
2. 遺産と遺産保全が持続可能な開発の環境的、社会的、経済的側面（有益な）に貢献できる可能性として。

第1のアプローチは、文化的多様性の特性として、文化遺産とその素材を通じて過去を理解する能力が残っており、強固なコミュニティの育成、個人の身体的・精神的福利の支援、相互理解と平和の促進において基本的な役割を果たすという前提に基づいている。このような観点からすれば、文化遺産の保護と振興は、社会への貢献という観点から、それ自体が正当な目標である。

第2のアプローチは、より広範な社会的領域における重要な役割を担う者として、また相互に依存する要素のより大きなシステムの要素として、遺産セクターが持続可能性の世界的な課題に関する責任の分担を受け入れるべきであるという認識に基づいている。人的活動、財政的・環境的資源の削減、気候変動からの圧力が高まる現状では、持続可能性と持続可能な開発に対する遺産保護の貢献はもはや当然のものではないが、社会、経済、環境の3つの「柱」のそれぞれを通して、事例ごとに実証されるべきである。²⁰



「世界遺産は平和と持続可能な開発の構成要素である。それは地域社会のアイデンティティと尊厳の源であり、共有されるべき知識と力の源泉である。」

イリナ・ボコヴァー—UNESCO 事務局長。
第18回世界遺産条約締約国総会。

²⁰ Boccardi, G. 2007 年世界遺産と持続可能性;世界遺産条約の政策及びプロセスにおける社会的、経済的及び環境的側面への懸念。UCL ロンドン大学パートレット校建造環境学部科学修士論文、ロンドン。

環境保護、社会資本、経済成長に貢献する遺産の可能性がますます認識されつつある。外部要因が「孤立した遺産管理の意思決定が遺産とその背景との関係を不利にするように遺産慣行を不利にし続ける」ため、他のセクターからの遺産の懸念を人為的に隔離することは、単純に実行不可能であろう。²¹

これは、過去数年間に世界遺産資産の保全状況に影響を及ぼした要因（第 3.7 部参照）からも明らかである。統計によると、大多数のケースで、これらの資産の劣化の原因となる問題は、「遺産の範囲を超え、管理者が適切であったとしても、変更のための能力が限られていた」ことに起因していた。²²この観点から、持続可能な開発への貢献は、遺産セクターの倫理的義務であるだけでなく、長期的には存続の問題であり、特に現在の金融危機では、保全のための公的支出を正当化することがますます困難になっている。

第 1 の主張（それ自体が正当な目的としての文化遺産）を強調することは、雇用創出やその他の物質的利益といった人間の福利の他の基本的構成要素に対する遺産の貢献の証拠によって裏付けられない場合、遺産保護を、資金不足の善意からなる一種の「特別保護区」に置くことが多い。文化的景観のための「作業指針」に記載されている「持続可能な土地利用」を含む遺産地域が、本質的に持続可能な開発モデルを表しているという仮定は、特に「保護」に優先順位が与えられ、変化の許容限度が定められていない場合には、実証されるべきである。これは、他の 3 つの柱への貢献が明確に示され、認識されない限り、遺産が持続可能な開発のより幅広い枠組みの中で限界分野として残るリスクがあるという懸念につながった。

一方で、すでに社会経済的な「開発」に注目が集まりすぎており、これまで生き残ってきた遺産は、将来の世代の発展を保証する資本の基本的資産であるため、地域社会にもたらされる直接的な利益にかかわらず、できるだけ多く保存することが重要であるという意見もある。彼らは、特に世界遺産リストに登録されているような傑出した場所では、保全自体が正当な目標であることを支持する強い立場をとっている。この観点からすれば、遺産資産に由来する社会経済的利益は当然望ましいが、遺産の保全を正当化するために必ずしも必要ではない。第 2 のアプローチ（持続可能な開発の 3 つの柱に貢献する遺産）をとることの意味は、このセクターにとって重要であり、世界の多くの地域で保全の非常に哲学的、倫理的な観点からの転換を伴う。

また、学問分野の理論と実践にも重要な結果がもたらされる。遺産の実務者は、遺産とより広範な経済的、社会的、環境的側面との間の複数のつながりを理解し、それらの相互作用のプロセスを明確にし、それに従って行動しなければならない。彼らは異なる背景や専門知識を持つ幅広い人々と関わりを持たなければならない。より幅広い利害関係者集団を考慮しなければならない。遺産保護に関する決定は、もはや遺産専門家の手に委ねられることはなく、妥協するために、確固とした議論と共有された目標に基づいて多くの関係者の間で議論されることになる。

おそらく必要なのは、2 つのアプローチの組み合わせであり、これらは相互に排他的ではない。一方では、遺産の文化的価値を再確認し、福利と幸福の観点から社会への貢献をより明確にする。²³他方では、世界的及び国家的な開発課題における優先事項として、遺産が環境的、社会的及び経済的な持続可能性に大きく貢献する条件を探求する。

資産とその環境に相互利益をもたらす取り組みを受け入れることは、OUV の保護には必須ではないように見えるかもしれないが、長期的には重要になるかもしれない。なぜ

²¹ Boccardi, G. 2012 年遺産と持続可能な開発の紹介。ICCROM の建築遺産保全コースの持続可能な開発に関する特別モジュールで発表された論文。

²² 同箇所。

²³ 世界的及び国家的な開発課題における開発の最終目標として、生活の質と福利をますます重視するようになってきていることは、創造性、精神的充足、知識、美しさといった側面が、「文化」と遺産を持続可能な開発の正当かつ重要な構成要素とすることによって、社会の持続可能性に関する公式統計に取り込まれる可能性を示唆している。

なら、そうした取り組みは、資産をその背景に積極的かつ永続的な形で結び付け、長期的な存続を有利にするからである。例えば、他の場所の新しい人材を訓練するのではなく、資産保全のために地元の技術を促進することの相互利益は、長い時間の枠内でしか現れないかもしれない。

持続可能性の統合: 例

イングランド、ウェールズ、北アイルランドのナショナル・トラストは、文化遺産、自然遺産、複合遺産を所管する非営利の遺産組織である。同団体は、持続可能性に関する懸念を業務及び意思決定プロセスに組み込むことを決定した。同団体が開発したツールは、持続可能な開発に関する懸念に対処するものであり、変化（計画）を管理し、業務をモニタリングするための遺産管理体制にその利用を包括的に統合している。人、財政、環境の3つの観点からの意思決定とアプローチの影響の評価は、遺産管理プロセスの重要なチェック基準となっている。トリプルボトムラインツールとして知られるこのツールは、長期的に持続可能であり、遺産の恩恵が活用されるためには、組織と遺産との間に経済的利益、社会的利益、環境のバランスが必要であるという考えに基づいている。²⁴



ファウンテンズ修道院跡を擁するスタッドリー王立公園 (英国)

© Valerio Li Vigni

2.4 遺産管理の必要性

社会全体の遺産への関与が増加していることは、それが実際に過去にあったとしても、もはや学者や古代人の資産ではないことを意味している。今日では、コミュニティはますます彼らの遺産に関わるようになっていく。文化財は重要な社会的・経済的機能を有しており、その中には有形・無形の価値を付加した地域社会との強いつながりを維持し続けているものもある。文化遺産はしばしば本来の目的のために使われ続けている。礼拝所、住居、文化的景観、各種施設などがその例である。他の多くの遺産は、新しい用途に適応されており、それらの継続的な維持と社会との関連性を保証する機能を提供している。

また、持続可能な開発と社会的一体性への遺産の貢献もますます重視されるようになっていく。これは、例えば、全体的な景観、都市の中心部、かつての工業施設や軍事施設、遺跡、大規模な建物など伝統的に遺産とみなされてきたものを含め、遺産とみなされるものの範囲がますます広がっていることと相まっている。

したがって、遺産を取り巻く複雑さは、過去に起こったように特定の構造物だけを保全するのではなく、社会全体を包括的に管理することを強制するべきである。遺産とみなされるものの範囲が大幅に拡大し、直面する問題がますます複雑化し、観光目的であれ他の目的であれ、遺産を持続可能な形で利用する必要性が高まっている中で、遺産の管

²⁴ Lithgow, K. 2011 年「持続可能な意思決定: ナショナル・トラスト・コレクションの保全における変化」: *Journal of the Institute of Conservation*, Vol. 34, No. 1, 2011, pp. 128-142. ロンドン、ICON。

理には、どのような変化が許容されるか、又は許容されないかについての決定を下すことが避けられない。異なる選択肢の間で選択を行う必要性は、遺産地域の管理に対するアプローチが変化していることを意味している。遺産資産の価値に悪影響を与えずにどのように変更できるかを決定するために、遺産資産の特定の価値（第 2.5 部参照）を識別することがますます必要となっている。遺産管理はますます要求が厳しくなっており、同時に、管理プロセスから期待されるアウトプット及びアウトカムはますます大きくなっている。

表 3 概要:遺産管理の高まる需要と遺産管理に対するより大きな要求

文化遺産の増大する役割を特徴づける複数の目的:	結果として生じる遺産管理のより広範な義務:
資産のためにしなければならないことなど、従来のアプローチでの共通の過去の保全。 重要な社会的・経済的機能を有する文化財。 地域との強いつながりを有し、社会に貢献する文化財。 結果的な付加的有形・無形の表現の保護。	文化的多様性の促進。 自然環境の保護（遺産内及び周辺の特定の生態系）。 遺産内の有形でない資産（コミュニティ、文化、知識）の保護。 地域社会の活性化。 継続的に両立する土地利用又は経済活動の承認。

管理体制や管理文化（第 4 部参照）を定義する全体的な枠組みがますます重要になってきている。

文化遺産の「管理体制」とは

「管理」とはプロセスのことであり、「目的を達成するための手段の賢明な使用」という意味であり、²⁵この言葉の語源によってさらに複雑な意味を持つ。²⁶

「管理体制」という言葉は、一連の結果を一緒にもたらず一連のプロセスとして説明することができ、そのいくつかは制度に反映され、制度、その活動、及びその成果の継続的改善という上向きのスパイラルを生み出す。どの国にも何らかの文化遺産管理体制が存在する。これらの管理体制は多様である。何世紀にもわたって変わらずに存在しているものもあれば、最近になって大きく進化したものもある。国家レベルで運営されるものもあれば、州、地方、資産レベルで運営されるものもある。世界の一部の地域には、管理体制に関する主流の遺産セクターの見解とは一致しないかもしれないが、すべてが同じ制度である、非公式な遺産保護の意思決定仕組みが存在する。

²⁵ www.merriam-webster.com/dictionary/management の定義

²⁶ 『「manage (管理する)」という動詞はイタリア語の「maneggiare (扱う、管理する、触れる、処理する)」から来ていると考えられており、元はラテン語の「manus (手)」から派生したものである。「馬の扱い方や訓練」という古フランス語の「mesnagement (後に「ménagement」)」は、17 世紀と 18 世紀の英語の「management (管理)」の意味における発展に影響を与えた。』 en.wikipedia.org/wiki/Management-オックスフォード英語辞書。
T. F. Hoad. 'manage.' オックスフォード英語語源辞典。1996 年 Encyclopedia.com. (2012 年 2 月 20 日)。
http://www.encyclopedia.com/doc/1O27-manage.html

2 背景:文化遺産の管理

「文化遺産の管理体制」は、遺産の価値、特に世界遺産の場合には OUV を保護し、可能な場合には、各遺産の範囲を超えてより広範な社会的、経済的及び環境的利益を増進するような方法で、特定の資産又は資産集団の保全及び管理を助ける。このような幅広い関与は、文化遺産に有害な行為を抑止するだけでなく、資産の遺産価値の特定と促進を促進する。さらに、人間開発を促進する上で文化遺産が建設的な役割を果たすことになり、長期的にはそれが見返りをもたらし、文化遺産自体の持続可能性を増大させることになる（第 2.3 部参照）。

遺産管理体制、特に世界遺産の将来の成功は、とりわけ次の能力に大きく依存している。

- ・ 価値観主導型アプローチの採用（第 2.5 部参照）、
- ・ 変化を予測し管理するアプローチの提供、
- ・ 文化遺産がなぜ、どのように、誰のために、誰と協力して保全されるべきかを常に検討する遺産と社会の関係への投資。

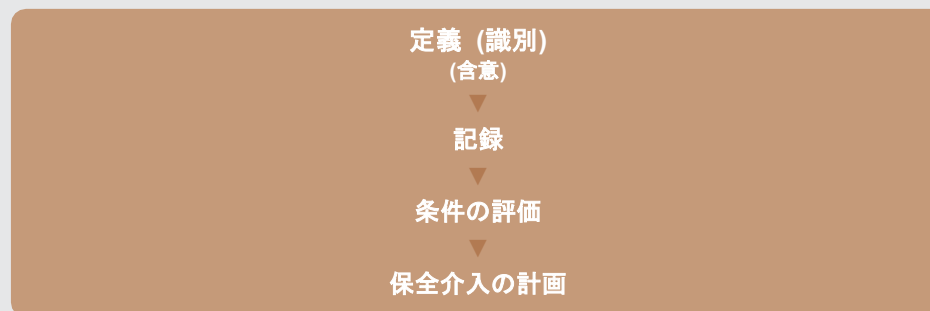
2.5 遺産の保全と管理へのアプローチ

非公式なものであれ、十分に記録されたものであれ、使用されているものであれ、開発されたものであれ、どのような管理体制であれ、遺産管理のための合意された基盤を持つことが必要である。ここ数十年で、2つの主要なアプローチがあった。1つは、ここでは「従来型」アプローチと称し、もう1つは、「価値主導型」アプローチである。「価値主導型」アプローチは、ますます普及しており、おそらく、より適応性がある。この2つのアプローチは互いに排他的ではない。多くの管理体制は、両方のアプローチの要素を含んでいる。ここでは、この2つのアプローチを比較対照し、なぜ価値観主導型アプローチが世界遺産資産の保存・管理に適しているのかを説明する。

「従来型」アプローチ

「従来型」アプローチとは、西欧における近代的な保護運動の誕生とともに、保全活動の専門家が採用した方法論を指す。主な焦点は、未来の世代のために保全すべき記念物や遺跡として特定された過去の資料や構造の保全であった。保全の専門家自身が、何を保護すべきかを特定し、定義し始めた（後に各国がこの目的のために制定した法律によって支持された）。構造の現状を調べることは、材料の寿命を延ばすための種々の介入をもたらした。20世紀半ばには、ヴェネチア憲章などの教理や ICOMOS などの組織の活動を通じて、このアプローチが世界的に認められた。

表 4 従来の計画アプローチ

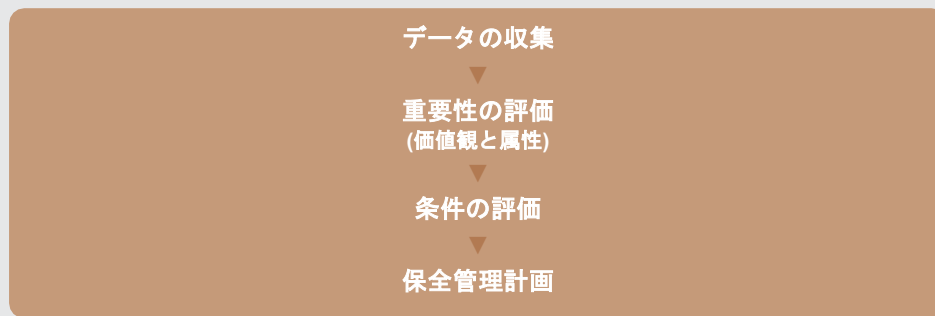


このアプローチは世界中で広く採用されており、有益な面と不利な面の両方を持っている。最近開発された価値観主導型アプローチは、遺産を取り巻く複雑さのいくつかに対処する能力、特に世界遺産への適用可能性のために一般化しているようである。

価値観主導型アプローチ

価値観主導型アプローチは、多くの点で、遺産の複雑さの増大に対する認識へ対応している。この憲章は、カナダや米国など世界の様々な地域で発展し、1979年にICOMOSオーストラリアによって最初に開発され、その後更新されたバーラ憲章によって、よりよく知られるようになった。本憲章は、すべての利害関係者（専門家に限らず）が帰属する価値に基づく場所の重要性の評価と、「重要性の陳述」の利用を、保全・管理戦略の策定の基礎として推進した。この概念は、James Kerr (1982) の保全計画の研究によってさらに発展した。彼は、価値観、そしてさらに重要なこととして、社会にとっての遺産の文化的重要性に基づいて、保安全管理計画を策定するための体系的なアプローチをもたらした。このアプローチは、社会の人々が様々な価値を遺産に帰するという前提を採用している。

表 5 価値観主導型計画アプローチ



このアプローチは他の分野でも発展してきており、例えば、「保全計画に関する指針」の中の「イングリッシュ・ヘリテッジ」によってさらに発展している。

保全計画に関するイングリッシュ・ヘリテッジ指針 (1998 年)

モデル保全計画のためのフェイールド・テンプレート

これは保全計画の提案された見出しリストである。場合によっては、各自の要件や特定の遺産のニーズに合わせて調整したり、他のアプローチを見つけて便益を得る必要がある。

1. **概要計画**の主要な結論を要約した簡潔な 1 ページの文書。
2. **はじめに**に計画のもたらす結果、対象範囲 (研究の境界を含む)、研究の限界、著作者、他の関連計画との関係、計画について相談を受けた者、計画を採用した者と採用した時期。
3. **物件の理解**文書や物理的証拠 (考古学、建築、景観など)、生態学的証拠をまとめた物件の分析、管理に関連する情報。画像、地図、段階計画で示される。物件の簡単な履歴。主な歴史的建造物又は土地利用段階 (地図又は計画によって裏付けられる)。重要な機能の説明: 地形及び景観環境。
物件の主な特徴 (例えば、建物、主要な部屋又は空間、特徴領域、景観、植栽、生息地、収集物、機械類) その他の関連情報 (例えば、地質学、生態学) 資料 (出典及び保存記録)。
4. **重要性の評価**物件の主要な要素のそれぞれについて、遺産の一般的な重要性と詳細な重要性の両方を評価し、歴史的、生態学的、地質学的、文化的、美的、考古学的、技術的、社会的、その他の種類の重要性の程度について特定の価値判断を行う。
重要性の全体的な概要 (A4 片面)、すべて又は一部の法定状態、文化的/土地利用段階別の重要性、要素/地域/区画別の重要性 (表又は文章での説明でよい)、その他の価値又は物件の重要性 (例えば、コミュニティ)
5. **問題/脆弱性**物理的条件、所有者の目的、現在の使用、境界、利用可能な資源、外部要因、物件に関する既存の知識、過去の損害、公共及びコミュニティの期待、アクセス方法、法的管理、潜在的な競合など、物件の重要性に影響を及ぼす、又は将来的に影響を及ぼす可能性のある問題を定義する。物件 (法的所有権、占有、アクセス方法、指定) 環境の背景、景観、埋蔵考古学、構築構造、内装、収集物、自然保護、コミュニティでの役割。
6. **保全政策**適切な用途を特定し、法定要件を満たし、資源を用いて作業し、優先事項を是正し、紛争を解決し、保全理念を定義し、一般の理解を高め、物件の維持管理を行い、重要性を保持するために介入を制御する方法を示す、物件の保全のための方針又は「ビジョン」を提示する。政策はまた、新たなサービスの提供、新たな用途又は新たな設計の理念に関連することがある。想像力を働かせること
法令による管理、関連する計画及びその他の政策に関連する非法令による指針、保全政策、環境、景観、埋蔵考古学、建築構造、
内装 - 収集物、生態系、見栄え、解釈及び教育、訪問者管理 (障害者のアクセス、使用、設備を含む)、コミュニティにおける役割、今後の研究。
7. **実施及び評価**保全計画 (例えば、計画の作成:計画の評価方法と担当者について解説) を実施するための戦略を含む次のステップを特定する。

戦略保全計画の後には、新たな計画のオプション評価、修復の提案と費用、管理の提案、又は既存の計画の影響評価を含む、様々な戦略文書を保全計画に対して作成してもよい。

出典

付属書。関連する地図、指定文書、政策文書からの抜粋、実地調査、技術情報、図面、及び容易に入手できないその他の情報を含む。本文を簡潔にするために、付属書を使用すること。

((出典:Kate Clark, *Institute of Historic Building Conservation Context* 57-March 1998))

ますます多くの国が、遺産保護への価値観主導型アプローチに目を向けている。このアプローチでは、遺産資産の重要性はまず、それに関心を持つすべての人々が参加するプロセスの中で確立される。これは、その重要性（重要性の陳述）を明確にした上で、資産の状態、規則や規制、コミュニティのニーズなどを考慮した保全政策や戦略を策定するための枠組みとなる。

世界遺産条約は、当初から、全人類にとって重要な意味を持つ OUV の特定と保護に焦点を当てて実施されてきたため、実際には、価値観主導型アプローチの初期の例である。したがって、世界遺産資産を管理する目的は、特定の資産の OUV の保護又は長期的な維持を保証することである。

したがって、このような価値観主導型アプローチは、世界遺産の保全と管理に非常に適している。これについては、第 3 部で詳説する。価値観主導型アプローチには、構造でなく、遺産の専門家グループだけでなく、様々な正当な利害関係者にとって重要な、より広範な価値観の集合に集中するという利点がある。しかし、意思決定の原動力であるこれらの伝統的価値観は静的なものではないため、管理アプローチには対応力が必要である。これらは自らが参加している社会集団に依存しており、より広範な社会的、文化的、環境的、利用価値の変化に同調（又は反応）して時とともに変化することがある。1つの資産に帰属する異なる遺産価値の間に対立が生じることがあり、それらの相対的な優先順位を決定する必要がある。

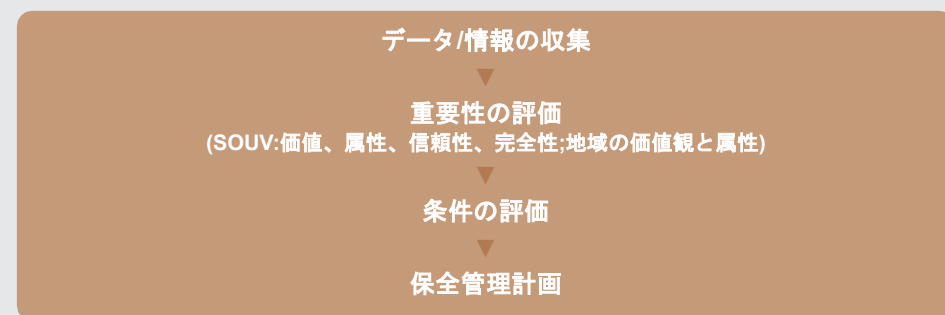
価値観主導型アプローチの鍵は、「重要性の陳述」を作成し、それを保全・管理戦略を決定するための基礎として用いることである。この概念は、1995 年に世界遺産の談話に取り入れられ、1997 年に「重要性の陳述は、遺産が体現する価値が何であるかを明確にすべきであり…」と OG に記載されている。2000 年、OG（英国、カンタベリー、2000 年 4 月）改正のための会議で、「世界遺産の価値に関する陳述」が発表された。世界遺産委員会の第 25 回会合（ヘルシンキ、2001 年）において、これはより正確な言葉である「顕著な普遍的価値の声明」を略して「SOUV」に置き換えられた。最終的に、SOUV の定義が 2005 年に現行の OG に含まれた。第 155 項は実用的な定義を提供しているが、第 51 項では、「世界遺産リストへの資産登録時に、当委員会は、資産の将来の効果的な保護と管理のための重要な参考となる顕著な普遍的価値の声明を採択する」と明確に述べられている。

2007 年、当委員会は資産を登録する際に SOUV を採用し始めた。しかし、SOUV の様式には多くの矛盾があり、2008 年 9 月までは、SOUV を作成するための合意済みの様式がなかった。ICCRUM による研究、ワークショップ及び一連の議論を経て、世界遺産センターとその諮問機関は、現在「作業指針」に統合されつつあり、「登録推薦マニュアル」で議論されている様式に合意した。締約国、諮問機関及び委員会は、2007 年以前に登録された過去の「資産に関する顕著な普遍的価値の声明」についての合意の最終段階にある。これらの声明は、当初の委員会の記載事項に関する決定と、その時点で委員会が検討した文書の決定に基づいている。

2 背景:文化遺産の管理

第 4 章で論じた管理体制の枠組みと併せて、世界遺産資産を管理するための計画ツールとして、価値観主導型アプローチが推奨される。これについては、付属書 A で詳述する。

表 6 世界遺産管理計画のための価値観主導型アプローチ



変化する歴史的環境の管理

歴史的環境の包括的な性質及び全体としてのその重要性を認識することは、文化財の管理者にとって相当な意味を有する。この変化によって、この半世紀の間に遺跡管理の概念全体が変わった。

歴史的環境は常に変化してきており、人間のニーズやその他の要因に応じて変化し続け、ときには壊滅的なものになるだろう。資産管理者は、歴史的環境のいかなる部分も、注意深く管理されなければ、矛盾する可能性のある複数の変化する価値観（前述のとおり）を有することがあることを認識しなければならない。また、場所が元の機能を継続できるようにするために変更が必要になる場合もある。これは、多くの宗教的遺産や、国会議事堂のように、議会としての活動を続けることができるように構造が調整されている場所に当てはまる。また、変化は遺産の場所を有益に利用し続けることにもつながる可能性があり、それは一般的に将来的な維持及びより良い状態での維持を確実にする最良の方法である。

したがって、歴史的環境の管理は変化の管理である。これは、他のあらゆる形態の遺産と同様に、世界遺産の資産にも当てはまる。管理者の目的は、資産の OUV を保護しながら、過去からの重要なものを維持し、可能であれば再利用しながら、都市部でも農村部でも、景観を持続可能に利用し続けることでなければならない。その結果、他の人々の意見や地域に住み、働く人々の利益に合わせて、管理陣も変わらなければならない。

国家、地域、地方政府、様々な法定機関、非政府機関、地域社会、問題の場所を所有し居住する人々、歴史的環境の特定の部分の幅広い利用者を含む、価値と利益の範囲は非常に大きくなり得る。

管理計画は文化財の変化を管理する最も重要な手段の一つであることが証明されている（管理計画の評価については付属書 A を、その他のツールについては付属書 B を参照。それらは遺産に広く利用されているものもあれば、まだ開発中のものもある）。

3. 世界遺産の状況における 管理の理解

第 3 部では世界遺産条約について述べる。条約が締約国に何を要求するかについて記載する。世界遺産資産の管理についてどのように述べているか、また、「作業指針」(第 3.1 部～第 3.3 部)の役割についても言及している。顕著な普遍的価値、真正性と完全性などの重要な概念、及び「定期報告と危険リスト」(第 3.4 部)などの手順を説明している。

その後、本条約の運用を改善するために世界遺産委員会が引き続き講じている措置を検討する。これらは、締約国に対する「戦略的指針」の形で下される決定や、本条約の実施における経験の蓄積の結果としての「作業指針」の改訂の形をとる(第 3.5 部～第 3.7 部)。最後のセクションでは、世界遺産業務における能力構築のための戦略について述べる(第 3.8 部)。

3.1 世界遺産、世界遺産制度とその要件とは

顕著な普遍的価値の世界遺産の概念は、1972 年に、UNESCO が世界遺産条約として知られる世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約を採択した際に具体化された。これが国際法に導入されたのは、世界の遺産のいくつかは、それが全人類にとって価値があるほど重要であり、その管理に対する責任は、たとえ一次的な責任が各国に残っていたとしても、国家レベルの重要性よりも重要であるという考えでのことであった。この概念は非常に魅力的であり、現在 190 の締約国が本条約を批准し、1,000 近くの資産が世界遺産リストに登録されている。

40 年後、当初の概念は目標を達成したが、本条約が適用される状況が変化したため、その適用はほとんど認識できないほど変わった。これらは、世界遺産資産の数の多さと世界遺産プロセスの進化によるものであるが、特に過去 40 年間の遺産の概念、特に文化遺産の概念の発展による。世界遺産資産の適切な管理の必要性は、同時期にますます認識されるようになった。

1978 年に初めて世界遺産リストに登録された文化遺産のほとんどは、記念物的、考古学的、あるいは都市的な性質のものであったが、すでに産業的、あるいは統合的な価値のあるものもあった。それ以来、文化遺産の概念は、人類が地球全体に影響を与えてきたことを認識した上で、ほとんど認識されないほど広がった。この影響の証拠は、そのほとんどが顕著な普遍的価値のあるものとはみなされなくても、遺産とみなすことができる。

同様に、本条約の適用も拡大し、支配階級の偉大な建物や都市の中心部だけでなく、人類が社会とその経済的基盤を発展させてきた基本的なプロセスの、より脆弱ではあるが、同等に重要な証拠も含まれるようになった。その結果、世界遺産リストに登録されている資産の性質は、科学技術、工業、農業の証拠を含み、文化的景観の概念を取り入れるまでに拡大した。このプロセスは、世界遺産資産が直面している管理上の問題が 1972 年よりもはるかに複雑であることを意味している。

3.2 1972 年世界遺産条約:資産管理の理由とその方法及び遵守の必要性

世界遺産制度の基本的枠組みは、いまだに 1972 年に UNESCO が採択した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に定められたものである。本条約の適用状況の変化は、1977 年の初版から 2012 年の最新版まで、UNESCO の「世界遺産条約履行のための作業指針」の各版に見ることができる。これらは、世界遺産条約の一般原則を、その実用化のためのより詳細な指針に翻訳するための主要な手段であった。

世界遺産制度には多くの重要な役割を担う者が関わっている。本条約の運営機関は UNESCO 世界遺産委員会 (以下「本委員会」と称す) である。これは、2 年に一度の総会で加盟国によって選出された 21 人のメンバーからなる。近年、締約国総会は、本条約の実施のための一般的な政策を策定する際により積極的な役割を果たしている。

締約国は通常 4 年間の任期を務める。本委員会は、本条約の実施について責任を負う。その主要な機能は、「作業指針」に記載されているとおり、次を含む。

- ・ 背景を評価し続ける (本条約の目的、制度的枠組み、OUV の定義、保護と管理の基準) (セクション I 及び II)、
- ・ 指定資産 (セクション III)、
- ・ 資産のモニタリング (セクション IV 及び V)、
- ・ 支援及び国際支援 (セクション V 及び VII)。²⁷

委員会の役割は、次のとおりである。

- a) 締約国から提出された暫定リスト及び登録推薦書に基づき、本条約の下で保護されるべき顕著な普遍的価値を有する文化及び自然資産を特定し、それらの資産を世界遺産リストに登録する、
- b) リアクティブ・モニタリングと定期報告のプロセスを通じて、世界遺産リストに登録されている資産の保全状況を調査する、
- c) 世界遺産リストに登録されている資産のうち、危機にさらされている世界遺産リストに登録されるべき、あるいは削除されるべき資産を決定する、
- d) 資産を世界遺産リストから削除すべきかどうかを決定する、
- e) 国際援助の要請を検討するための手続きを定め、必要に応じて調査及び協議を行った上で決定を行う、
- f) 世界遺産基金の資金を締約国が顕著な普遍的価値を有する資産を保護する上で最も有利に活用する方法を決定する、
- g) 世界遺産基金の増資方法を模索する、
- h) その活動に関する報告書を 2 年ごとに締約国総会及び UNESCO 総会に提出する、
- i) 本条約の実施状況を定期的に検討・評価する、
- j) 「作業指針」を改訂・採択する。

本委員会は毎年 6 月又は 7 月に開催され、その他の時期にも臨時会合を開催することができる。本委員会は、本条約に規定された 3 つの機関から専門的助言を受ける。これら 3 つの機関の主な役割は、専門的な助言及び支援を委員会及び事務局 (世界遺産センター) に提供することである。これらには次のものがある。

- ・ 文化財保存修復研究国際センター (ローマセンター) (ICCROM)。
- ・ 国際記念物遺跡会議 (ICOMOS) は、文化財の登録推薦を審査し、リストに掲載された文化財の保全状況を報告することを主たる任務としている。
- ・ 国際自然保護連合 (IUCN) は、自然遺産の登録推薦を評価し、リストに掲載された自然遺産の保全状況を報告することを主たる任務としている。

²⁷ <http://whc.unesco.org/archive/opguide11-en.pdf>

諮問機関の役割は、次のとおりである。

- a) 専門分野における世界遺産条約の実施について助言する、
- b) 事務局、委員会の文書の準備において、委員会会合の議題及び委員会の決定の実施を支援する、
- c) バランスのとれた信頼性のある代表的な世界遺産リストのための世界戦略、世界研修戦略 [2011 年以降は「能力構築のための世界遺産戦略」に置換]、定期報告、世界遺産基金の効果的な活用の強化の策定・実施を支援する、
- d) 世界遺産資産の保全状況をモニタリングし、国際援助の要請を見直す、
- e) ICOMOS 及び IUCN の場合、世界遺産リスト登録に推薦された資産を評価し、評価報告書を委員会に提出する、及び
- f) 世界遺産委員会と世界遺産事務局の会合に顧問の立場で出席する。(OG 第 31 項)

委員会の事務局は UNESCO の世界遺産センターから提供される。本センターの主な役割は、世界遺産委員会に奉仕し、その決定を実施し、本条約の主要なプロセスを管理することである。

世界遺産センターの主な任務は次のとおり。

- a) 総会及び委員会の会合の計画、
- b) 世界遺産委員会の決定及び国連総会の決議の実施及びその実施に関する報告、
- c) 世界遺産リストへの登録の推薦の受領、登録、完全性の確認、記録及び関連諮問機関への伝達、
- d) バランスのとれた信頼できる代表的な世界遺産リストのための世界戦略の一部としての研究と活動の調整、
- e) 定期報告の取りまとめ及びリアクティブ・モニタリングの調整、
- f) 国際援助の調整、
- g) 世界遺産資産の保全と管理のための予算外資金の動員、
- h) 委員会の計画及びプロジェクトの実施における締約国に対する援助、及び
- i) 締約国、諮問機関及び一般大衆への情報の普及を通じた世界遺産及び世界遺産条約の促進。(OG 第 28 項)

締約国の責務

管理自体は世界遺産条約では言及されていない。しかし、本条約は、世界遺産資産の顕著な普遍的価値は特定の水準で保護されるべきであること (第 4 条)、及び同条約の締約国は自然遺産及び文化遺産の両方を保護するための一般的な制度を整備すべきであること (第 5 条) の両方を明確にしている。第 4 条は、世界遺産条約の目的を明確に示したものであり、世界遺産を管理する上での指針となるべきものであり、第 5 条は国家レベルでの理想的な管理体制を示したものである。第 29 条は当初から本条約の実施について何らかのモニタリングが意図されていたことを示唆している。

本条約は、遺産の管理についての主要な責任は個々の締約国にあることを明確にしている。しかし、その第 6.1 条は、当該[すなわち世界]遺産は世界遺産であり、その保護のために協力することが国際社会全体の責務であると規定し、世界遺産委員会の活動、世界遺産基金の設立、国際援助の実施を通じて、どのような手段でこれを実現するかを定めている。本条約の第 29 条には、締約国が条約の適用について報告する義務が定められている (現在は定期報告のプロセスを通じて実施されている。第 3.5 部参照)。

本条約はまた、第 11.4 条で、世界遺産資産が危険にさらされた場合に本委員会が従うべき手続きを規定し、第 13 条で、本委員会が締約国に支援を提供する方法を規定している。

3 世界遺産の状況における管理の理解

1972 年世界遺産条約における「管理」への言及

次の 1972 年世界遺産条約の抜粋の太字部分は、本文書が文化遺産の「管理」に関する問題に言及している最も近い部分である。第 4 条は、主に世界遺産資産を扱っている一方で、第 5 条はおそらく管理アプローチについて最も直接的な言及として、文化遺産及び自然遺産に対する締約国の一般的責任を扱っている。

1972 年世界遺産条約における「管理」への言及

第 4 条

本条約の締約国は、自国の領域内に存在する第 1 条及び第 2 条に規定する文化遺産及び自然遺産[すなわち世界遺産]の特定、保護、保全、提示並びに未来の世代への伝達を確保する義務が主として自国に属することを認める。締約国は、この目的のため、自国の資源を最大限に利用し、また、適当な場合には、国際的な援助及び協力（特に、資金上、芸術上、科学上及び技術上の援助及び協力であって自国が得ることができるもの）を利用して、できる限りのことを行う。

第 5 条

本条約の締約国は、自国の領域内に存在する文化的遺産及び自然遺産の保護、保全及び提示のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な限り、かつ、適当な場合には、自国のために次のことに努める。

1. 文化遺産及び自然遺産をコミュニティの生活の中で機能させることを目的とした一般的な政策を採用し、その遺産の保護を包括的な計画プログラムに組み込むこと、
2. 文化遺産及び自然遺産の保護、保全及び提示のためのサービスであって、当該サービスが存在しない場合には、適当な職員によるものであり、かつ、当該サービスの任務を遂行するための手段を有するものを自国の領域内に設けること。
3. 国が自国の文化遺産又は自然遺産を脅かす危険に対処することができるようにするため、科学的及び技術的な研究を発展させ、並びにそのような運営方法を考案すること、
4. この遺産の特定、保護、保全、提示及び修復のために必要な適切な法律上、科学上、技術上、行政上及び財政上の措置をとること、及び、
5. 文化遺産及び自然遺産の保護、保全及び提示に関する研修のための国又は地域のセンターの設立又は発展を促進し、並びにこの分野における科学研究を奨励すること。

第 29 条

本条約の締約国は、国際連合教育科学文化機関の総会が決定する日及び方法で同総会に提出する報告書において、本条約の適用のために自国が採択した立法上及び行政上の規定並びに自国がとった他の措置に関する情報並びにこの分野において得られた経験の詳細を提出する。

世界遺産委員会はこれらの報告書に注目するものとする。

本委員会は、国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期ごとに、その活動に関する報告書を提出する。

本条約とは別に、本委員会は、本条約の適用及び実施についてより実践的な助言を提供するため、「作業指針」(OG) を策定した。OG は随時改訂されてきており、最近では 2012 年に改訂されている (第 3.3 部参照)。本委員会はまた、その決定 (世界遺産センターの Web サイトや他の出版物を通じて入手可能) (第 3.4 部参照) に見られる他の指針も採択する。

3.3 作業指針: 顕著な普遍的価値を守るための管理

上述のように、OG は本条約の適用に関する詳細な指針を提供している。2005 年以来、OG は世界遺産資産の管理に関する指針を含んでいる。当然のことながら、本指針は世界のすべての地域の管理に適用されなければならないためかなり一般的である。それにもかかわらず、管理体制の目的とそれに含まれるべきものの両方の定義がある。第 78 項では、世界遺産の各資産が顕著な普遍的価値を有するとみなされるためには、適切な保護・管理体制がなければならないとしている。次に、世界遺産「作業指針」(2012 年版) における管理への言及を示す。

世界遺産「作業指針」(2012 年版) における管理への言及

OG 第 108 項: 推薦された各資産は、適切な管理計画又はその他の文書化された管理体制を有しているべきであり、その管理体制は、できれば参加型的手段を通じて、資産の顕著な普遍的価値をどのように維持すべきかを特定しなければならない。

OG 第 109 項: 管理体制の目的は、現在及び未来の世代のために推薦された資産の効果的な保護を確保することである。

OG 第 110 項: 効果的な管理体制は、推薦された資産の種類、特徴、ニーズ、及び文化的・自然的背景によって異なる。管理体制は、文化的観点、利用可能な資源、その他の要因によって異なる場合がある。それらは、伝統的な慣行、既存の都市計画や地域計画の手段、その他の計画管理仕組みを、公式及び非公式の両方に組み込むことができる。提案された介入の影響評価は、すべての世界遺産資産にとって不可欠である。

OG 第 111 項: 上記の多様性を認識する上で、効果的な管理体制の共通要素には次のものが含まれる。

- a. すべての利害関係者による資産の完全な共有理解、
- b. 計画、実施、モニタリング、評価、フィードバックの周期、
- c. 傾向、変化、提案された介入の影響のモニタリング及び評価、
- d. 提携企業及び利害関係者の関与、
- e. 必要な資源の配分、
- f. 能力構築、及び
- g. 管理体制がどのように機能するかについての説明責任のある透明性のある記述。

OG 第 112 項: 効果的な管理には、推薦された資産を保護、保全、提示するための短期、中期、長期の行動周期が含まれる。計画と管理への統合されたアプローチは、長期にわたる資産の進化を導き、その顕著な普遍的価値のあらゆる側面の維持を確実にするために不可欠である。このアプローチは、資産の範囲を超えて、任意の緩衝地帯及びより広い環境を含む。

「管理計画」については言及があるが、その性質については特に言及がない。しかし、管理に関する指針は、「作業指針」のこのセクションに限定されない。現在、顕著な普遍的価値の保護に重点が置かれており、資産を管理・モニタリングするための基準として顕著な普遍的価値の声明が重要であることを理解するために、本文を一読することが重要である (第 3.4 部参照)。

OG は、災害への備えや気候変動の潜在的な影響など、管理体制で対応する必要があるその他の要因を特定している。また、開発提案が資産の顕著な普遍的価値に及ぼす影響を評価するために影響評価の利用を求め、資産に悪影響を及ぼさない限り、世界遺産資産は持続可能な開発において役割を果たすと指摘している (OG 第 119 項)。

他所では、世界遺産資産に影響を及ぼす主要な開発の変更又は提案について、最終決定が下される前に、世界遺産委員会に報告する必要があると述べている (第 3.5 部参照)。

また、推薦書の様式に関する詳細な指針が、OG の第 132 項及び付属書 5 にある。推薦書のセクション 4、5、6 では、物件に対する脅威、保護手段、及びモニタリングについて説明し、この保護が実際にどのように機能するかについての詳細な分析を提供する必要がある。推薦書には、適切な管理計画又はその他の管理体制が必須であり、推薦書に記載すべきであるとも記載されている。管理計画又は他の管理体制の効果的な実施の保証も、管理計画又は文書化された管理体制の詳細な分析又は説明と合わせて必要となる (OG 第 132 項、項目 5、管理)。

第 4 部、特に第 4.5 部では、推薦書のセクション 4、5、6 を記入するための指針が提供されている。

3.4 世界遺産の資産管理における顕著な普遍的価値、真正性、完全性

顕著な普遍的価値の概念

本条約の鍵となるのは、全人類にとって顕著な普遍的価値を有する場所を特定し、保護し、提示し、未来の世代に伝える必要性の概念である。しかし、この概念は本条約で実際に定義されていない。第 11.1 条では、世界遺産委員会は「確立しなければならない基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると委員会が考える資産のリスト...」を設定しなければならないとしている。顕著な普遍的価値の当初の実際の定義は、2005 年の「作業指針」に含まれており、2012 年版を含むその後の改訂版でも繰り返し以下のように述べられている。

「顕著な普遍的価値とは、文化的及び又は自然的重要性を意味し、これは国境を越え、全人類の現在及び未来の世代にとって共通の重要性を持つほど類まれなるものである」(OG 第 49 項)。

しかし、OUV は、推薦を正当化する際に理解しておく必要のある、より広範な側面を持っており、それが同様に資産を管理するための基礎を形成する。OUV に関する OG の状態:

顕著な普遍的価値とみなされるためには、資産はまた、完全性及び又は真正性の条件を満たさなければならず、その保護を確実にするための適切な保護及び管理体制を有していなければならない。(OG 第 77 項～第 79 項)

世界遺産リストに登録される資産は、顕著な普遍的価値の 3 つの要件を満たす必要がある (下の図を参照)。

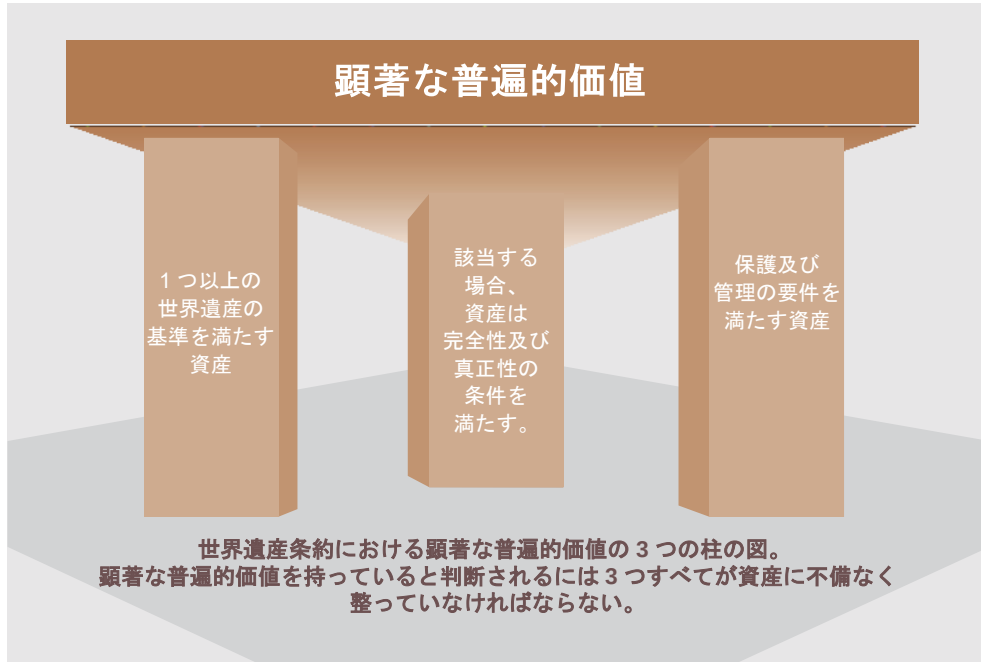


図 3: 顕著な普遍的価値の3本柱。出典: IUCN (2007 年)。

OUV の管理

推薦書のセクション 3 (OG 付属書 5) は、OUV の詳細を規定している。このセクションを完成させるための指針は、*世界遺産登録推薦準備のためのリソースマニュアル*に記載されている (OUV を保護するための資産の将来の管理の基礎となる基準、真正性、完全性及び管理並びに顕著な普遍的価値の声明 (SOUV) との関係の見出し以下を参照)。

基準

顕著な普遍的価値を評価するための基準はかなり前に確立された。様々な機会に修正され、現在本委員会が文化遺産及び自然遺産の両方に用いている 10 の基準は次のとおりである。

3 世界遺産の状況における管理の理解

「作業指針」から抜粋

77 本委員会は、次の基準の1つ以上を満たす資産を顕著な普遍的価値(第49項～第53項参照)を有する資産とみなす。したがって、指定された特性は次のとおりとする。

- (i) 人間の創造的な才能の傑作を表すこと、
- (ii) 建築又は技術、記念芸術、都市計画又は景観設計の発展について、世界の一定期間又は文化的地域内で、人間の価値の重要な交換を示すこと、
- (iii) 文化的伝統、又は現存又は消滅した文明に対する独特の、又は少なくとも例外的な証言をすること、
- (iv) 人類の歴史における重要な段階を示す、建物、建築、技術の集合体、又は景観の優れた例であること、
- (v) 一文化 (又は複数の文化) を代表する伝統的な人間居住、土地利用、海洋利用、又は、特に不可逆的な変化の影響下で脆弱になった場合の環境との人間の相互作用の顕著な例であること、
- (vi) 顕著な普遍的な重要性のある芸術的で文学的な作品とともに、出来事又は現存する伝統、考え又は信念と直接又は有形的に関係していること。(本委員会は、本基準は他の基準と併せて用いることが望ましいと考える)、
- (vii) 卓越した自然現象又は並外れた自然美と美的重要性の領域を含むこと、
- (viii) 生命の記録、地形の発達における重要な進行中の地質学的過程、重要な地形又は地形学的特徴を含む地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること、
- (ix) 陸域、淡水、沿岸、海洋の生態系や動植物の群集の進化と発展において、生態学的・生物学的過程が進行している顕著な例であること、
- (x) 科学又は保全の観点から顕著な普遍的価値を有する絶滅危惧種を含む生物多様性の生息域内の現状保全にとって最も重要かつ有意義な自然生息地を含むこと。

推薦書作成ヒント

推薦書のセクション 3.1 b (OG 付属書 5) には、その資産に適用可能な基準を詳細に記述するための欄がある。長文の説明になることもあるが、上記の基準のいずれか又は複数に基づいて、顕著な性質である価値 (すなわち OUV) を説明し、これらの価値を持つ属性を識別することが重要である。OUV を意味する有形・無形両方の属性の特定は、資産の管理にとって重要である。属性を理解し、記述するために役立つ指針が、登録推薦マニュアルに記載されている。記載基準に関するさらなる指針は、推薦マニュアルで確認できる。

推薦書作成ヒント

属性の理解する: 「世界遺産推薦準備のためのリソースマニュアル」から抜粋

属性は、顕著な普遍的価値に関連するか、又は提示する特性の側面である。属性には、有形のものと無形のものがある。「作業指針」には、顕著な普遍的価値を伝える属性の種類の範囲が示されており、これには次のものが含まれる。

- 形式及び設計、
- 素材及び物質、
- 用途及び機能、
- 伝統、技術、管理体制、
- 場所及び環境、
- 言語などの無形遺産、及び
- 精神及び感覚 (第 82 条)。

本一覧は指針用である。ある資産について特定された属性は、顕著な普遍的価値の声明及び基準の正当化から生じることが不可欠である。

属性は、真正性及び完全性を理解するために不可欠であり、保護、保全及び管理の焦点であるので、特定されなければならない。

●●● 属性と機能の識別

世界遺産はその顕著な普遍的価値を伝える場所である。文化的価値は、時間だけでなく空間においても、社会構造、経済的ニーズ、政治的背景などの無形の性質に関係している。それは、著名な出来事、人物又は芸術作品、文学、科学又は音楽に関係していてもよい。しかし、世界遺産条約は、資産に基づく条約である。世界的な影響力を持っても、そのような考えや人々ではなく、資産自体が世界遺産リストに登録されるのである。リストに登録された資産は、その属性を通して顕著な普遍的価値を示すことが求められる。

自然又は文化資産の潜在的な顕著な普遍的価値がどのようなものであるかを考慮した上で、その価値を伝え、理解を可能にする、より一般的には自然遺産の特徴と呼ばれる属性を考慮することが不可欠である。

これらの属性は、保護・管理活動や制度的な取り決めの焦点となり、それらの配置は資産の境界を示すことになる。

属性は、物理的性質又は構造であってもよいが、自然的又は農業的過程、社会的取り決め又は独特の景観を形成する文化的慣行のような、物理的性質に影響を及ぼす特性に関連する過程であってもよい。自然の特性としては、特定の景観特徴、生息地域、環境の性質（完全性、高い/手つかずの環境など）、生息地の規模と自然性、野生生物の個体群の大きさと存続可能性に関連する側面がある。

属性の複雑な階層化を使用して、複雑な資産、特に文化的資産に役立つ手法は、重要な属性とそれらが伝える価値をマッピングすることである。このマッピングは、属性間の関係を理解するのに役立つが、矛盾や管理上の問題を強調することもでき、境界を明確にするために不可欠である。

(世界遺産推薦準備のための世界遺産リソースマニュアル (2010 年))

完全性

管理に影響を及ぼす、満たさなければならないもう一つの条件は、完全性である。完全性は、物件の完全さに関するものであり、主に (OG 第 88 項) に関連する。

- 境界 - 資産の顕著な普遍的価値を維持するすべての属性が含まれているか？
- 完全性 - その重要性を伝える過程と特徴の完全な提示を保証するのに十分な大きさの資産か？
- 保全の状態 - 顕著な普遍的価値を伝達する属性は、放置や衰退の危険にさらされていないか？

3 世界遺産の状況における管理の理解

推薦書作成ヒント

推薦書のセクション 3.1 c (OG 付属書 5) には、完全性の声明を記載するための欄がある。完全性の評価に関するさらなる指針は、資産の完全性の記述に関する具体的な指針と共に、「作業指針」及び「登録推薦マニュアル」に記載されている。

真正性

真正性は、管理に影響を与えるもう 1 つの重要な概念である。OUV を反映する属性の真実性又は信頼性を指す。このため、OG は、基準 (i) から (vi) で推薦された資産は真正性の条件を満たさなければならないと述べている。OG 第 79 項～第 86 項及び付属書 4 には、奈良文書の本文が含まれており、資産の真正性を審査するための実際的な根拠が示されている。世界遺産推薦準備のための準備リソースマニュアルにも指針が示されている。

推薦書作成ヒント

真正性に関する世界遺産文書からの抜粋

資産は、その文化的価値が、(提案された推薦基準で認められているように) 様々な属性を介して真実かつ確実に表現されていれば、真正性の条件を満たしていると理解することができる。

(OG 第 82 項)

それぞれの特性について、潜在的な顕著な普遍的価値を伝えていると特定された属性は、それらがその価値を「真に」伝達又は表現されると言われる方法について考慮されるべきである。例えば、都市部では、その資産に居住し、その価値を表現することを可能にする、生活共同体の構造、空間計画、伝統、社会経済・環境構造を考慮することが適切であろう。

それゆえ、真正性は、属性が潜在的な顕著な普遍的価値をどれだけうまく伝えるかの尺度である。属性が弱いと、真正性が損なわれる可能性がある。例えば、コミュニティの繁栄が失われたり、建物が崩壊したり、伝統が失われたりする。

考古学的遺跡の場合、真正性は、その意味を真に伝える考古学的遺跡の能力によって判断される。多くの場合、推測的再構築はこの過程を妨げ、真正性を損なう可能性がある。同様に、未完成の建物や構造物の再建は、状況によっては正当化されることがあるが、これはまた、意味を真に伝える能力にも影響を与える。

(世界遺産推薦準備のための世界遺産リソースマニュアル (2010 年))

推薦書作成ヒント

推薦書のセクション 3.1 d (OG 付属書 5) には、真正性の声明を記載するための欄がある。資産に対する真正性の記述に関する具体的な指針は、「登録推薦マニュアル」にも記載されている。

保護と管理の要件

属性、真正性、完全性は、プラスの影響とマイナスの影響の両方をもたらす様々な要因の影響を受ける。推薦書のセクション 4、5、6 (OG 付属書 5) は、これらの問題に対処し、締約国がどのように OUV を保護するかを示すことを目的としている。セクション 3.1 e (OG 付属書 5) は、管理の声明を記載する機会を提供する。

推薦書のセクション 4、5、6 (OG 付属書 5) への対応には、かなりの指針が必要であり、このマニュアルの最後の 2 つの章 (第 4 部及び付属書 A) の主要な焦点である。

顕著な普遍的価値の声明

管理の目的で、締約国は上記のすべての要素 (推薦書の 3.1 b、c、d、e、OG 付属書 5) を捉えた顕著な普遍的価値の声明を作成し、世界遺産委員会はこれを登録時に採用する。OG によると、「顕著な普遍的価値の声明は、資産の将来的な保護と管理の基礎となる」。OUV の声明は、世界遺産登録の理由と、OUV を長期的に維持するために何を管理する必要があるかについて、明確で共有された理解を提供することを目的としている。

OUV は世界遺産条約及び OG に広く記載されているが、締約国が作成し、必要に応じて改正された SOUV 草案を用いて、登録時に世界遺産委員会が資産ごとに明確に定義する。本声明の目的は、この定義を明確にすることである。定義された声明は、資産の今後の管理の基準となる。

SOUV は、管理される OUV を持つ属性を可能な限り特定することが不可欠である。これらは、管理可能な方法で OUV を明確にし、真正性と完全性を評価するための基盤にもなる。属性の明確な特定は、資産の OUV の維持を目的とした効果的な価値観に基づく管理に向けた重要なステップである。

一部の声明では、特定の資産の OUV の特定の属性を使用して使用できる領域を完全に処理できない。管理体制の文書の中で詳細な属性を作成することが必要となる場合がある。この点については、次の指針が有用であろう。

SOUV の主要部分は、(1) 簡潔な総合的説明、(2) 基準の妥当性、(3) 完全性の声明 (すべての資産)、(4) 真正性の声明 (i から vi までの基準に基づいて指定された資産)、及び (5) 保護及び管理のための要件 (指針は、OG の第 155 項及び付属書 10、並びに登録推薦マニュアルにも記載されている)。

推薦書作成ヒント

顕著な普遍的価値の声明は、次の様式を遵守しなければならない (A4 で最大 2 枚)。

- 簡単な総合的説明:
 - 事実関係の概要 (資産が構成されている物、地理的及び歴史的背景、最大 150 単語)、
 - 性質の概要 (価値、属性、最大 150 単語)、
- 基準の妥当性 (それらを表現する価値及び属性、及びその特性が提案された各基準を正当化する理由 (各基準につき最大 200 単語))、
- 起草/登録の日付における完全性の声明 (すべての資産) (潜在的な顕著な普遍的価値を伝える資産の属性又は特徴が、資産の境界内にすべて不備なく存在していると言えるように、最大 200 単語)、
- 起草/銘文の日付における真正性の声明 (この声明は基準 i~vi に基づいて指定された資産のみに必要) (潜在的な顕著な普遍的価値を持つ属性が価値を真に反映しているか否か、最大 200 単語)、
- 潜在的な顕著な普遍的価値を維持するために必要な保護及び管理の要件 (制度と計画の両方の保護と管理の取り決めが、潜在的な顕著な普遍的価値を維持するような方法で、資産の保護と管理を進めるのに十分に強固であること) (保護と管理については 82~91 ページで解説。)、

- ● ●
- 全体的な枠組み (最大 200 単語)、
- 特定の長期的な予測 – 長期的な注意が必要な重要な問題 (例えば、重要な脅威からの保護、能力と資金の維持、コミュニティ支援の維持、最大 150 単語)。

(世界遺産推薦準備のための世界遺産リソースマニュアル第2版 (2011 年))

管理計画過程における SOUV の適用については、このマニュアルの付属書 A で解説。

3.5 管理強化のための世界遺産の記録及び手続き

締約国、世界遺産委員会、諮問機関及び世界遺産センターは、多くの方法で世界遺産資産の管理に関与している。締約国は、資産の顕著な普遍的価値の提案された定義を含め、推薦の一部として、物件の管理に関連する文書を作成する。諮問機関の助言に基づき本委員会が各世界遺産資産の顕著な普遍的価値を定義する。また、世界遺産資産に関する定期報告や、個々の資産に影響を及ぼす特定の問題から生じる事後モニタリングにも関与する。このような過程には、物件管理者、締約国及び世界遺産制度の国際機関が関与すべきである。

世界遺産を管理しようとする者は、これらの資源と過程を認識する必要がある。なぜなら、それらは、何を達成することができ、目標に影響を与え、また管理体制の特徴にも影響を与えるからである。世界遺産センター及び関連諮問機関の Web サイトを定期的にモニタリングし、進展を常に把握することが賢明である。本センターが保有する個々の資産に関する資料の多くは、Web サイトの世界遺産リストの資産の記事で入手可能である。特定の資産を扱うすべての遺産実務者は、世界遺産センターの Web サイトに掲載されている情報に精通していなければならない。

文書:推薦ファイル

推薦書類の書式は、1978 年に最初の物件が登録されて以来、何度も変更されている。しかし、大まかに言って、文化財の場合、推薦書類には、文化財の識別と所在地、その説明と歴史、顕著な普遍的価値の正当性、真正性及び (2005 年以降) 完全性、文化財に影響を及ぼす要因、保護と管理の要件、及び文化財をモニタリングするための主要な指標が含まれている。したがって、推薦書類は、当該資産が OG に規定された世界遺産登録要件を満たしていることを証明しなければならない。本センターは、運営計画を含む最初の推薦書類、資産の諮問機関による評価、及び存在する場合には本委員会が合意した顕著な普遍的価値の声明を保持すべきである。これらのうち、推薦書類は、資産を管理するための情報の基礎資料とすべきである。しかしながら、登録時の本委員会の意図及び懸念に関するより良い指針は、締約国が最初に作成し、顕著な普遍的価値の声明によって提供されるが、これは本委員会の承認前に諮問機関が修正することが多い。本委員会が承認すると、声明は、推薦書類に記載されているもの優先する。同様に、諮問機関は、本委員会に対して基準の変更を提言することができる。本委員会によって承認されると、それらは推薦書類の内容よりも優先される。境界及び緩衝地帯の線引きなどの他のすべての情報は、登録時又はその後のいずれかにおいて、OG に示された手続きに従った本委員会の決定によって変更されない限り、変更されない。

また、関連諮問機関が行った推薦書類の評価も非常に有用であり、特に最近の登録には有用である。文化財の場合は ICOMOS であるが、文化財が混在している場合や文化的景観の場合は IUCN も関与する。評価は、通常、資産とそれに影響を与える問題の価値ある有用な分析を提供する。この分析は、特に登録後の早い時期に、管理体制の作成と実施に用いるべきである。

文書 - 管理計画

ほとんどの場合、別紙の管理計画が推薦書類とともに提出される。その課題の中には、管理計画が不可欠な部分である資産の管理体制の記述がある。これらは合わせて、資産の将来の管理の基礎となる。しかし、基準及び SOUV は、本委員会により、場合によっては本委員会自らの発意により、又は諮問機関の提言に従って、修正又は変更された可能性があることを理解すべきである。本委員会は、管理に影響を及ぼす最終決定においても提言を行う。締約国の最初の課題は、これらの変更を反映させるために管理計画を改訂し、この新版を資産の管理及び管理体制に必要な変更を加えるために使用することである。

定期報告

定期報告は、世界遺産制度の正式な要件であり、締約国は自国の領土における世界遺産条約の適用について 6 年ごとに報告書を提出することを義務付けられている。定期報告は世界遺産委員会を通じてユネスコ総会に提出される。報告書は、及び世界遺産資産の保全状況に関する報告書を含み、締約国が採択した立法上及び行政上の規定、締約国がとったその他の行動について報告する (OG 第 199 項)。これは、登録された資産の効果的かつ長期的な保全のための重要な過程であると同時に、本条約の実施の信頼性を強化するものでもある (OG 第 202 項)。したがって、締約国、関連機関及び地域の専門知識の十分な参加を得なければならない。定期報告は、本委員会やその他の機関にとって有用であるだけでなく、物件管理者や各国当局にとっても、その管理体制の有効性について定期的な評価を提供する重要なツールである。

定期報告の主な目的は次の 4 つである。

- a) 締約国による世界遺産条約の適用の評価を提供すること、
- b) 世界遺産リストに登録されている資産の顕著な普遍的価値が長期にわたって維持されているかどうかについて評価すること、
- c) 世界遺産資産に関する最新の情報を提供し、資産の状況の変化と保全状況を記録すること、
- d) 本条約の実施及び世界遺産の保全に関する締約国間の地域協力並びに情報及び経験の交換のための仕組みを提供すること。

(OG 第 201 項)。

定期報告は、地域の連携を促進し、本委員会が各地域の特性に対応できるようにするために、地域ごとに実施される。これは、境界を越える資産の場合に、調整を促進するのに特に有用である。定期報告の最初の 6 年周期の後、各地域は同じ手順で再評価される (OG 第 203 項～第 205 項)。

本過程を通じて特定された管理上の問題は、締約国によって対処されるべきである。時間の経過とともに、連続した報告が物件の進行状況に関する貴重な記録となる。定期的なモニタリングは世界遺産管理体制の不可欠な部分であり、定期報告はこれに統合されるべきである (第 4.4 部及び第 4.5 部参照)。

3 世界遺産の状況における管理の理解

定期報告の結果

6年間の定期報告周期は、各地域の国がその資産の保全状況を反映し、他の国と共有し、条約の効果的な実施のためのニーズを集散的に特定し、優先順位を付けるまたとない機会を提供する。2010年～2011年に第2回定期報告周期を実施したアジア太平洋地域は、アジアと太平洋の2つの異なる行動計画を策定した。それは41の締約国と198の資産を含んだ。

例えば、スウォン（大韓民国）でアジア向けに策定された行動計画では、開発/評価管理計画/制度、災害危機への備え、地域協力、コミュニティの参加を促進の重点実施分野が特定された。



アジア太平洋地域の定期報告

保全状況報告書

世界遺産委員会は、世界遺産リストから資産が抹消される可能性を回避するために、世界遺産資産に影響を及ぼす主要な出来事又は介入について常に情報を提供され、そのような提案を検討し、技術協力を提供することを希望する（OG 第 170 項）。リアクティブ・モニタリングは、脅威にさらされている特定の世界遺産資産（OG 第 169 項）の保全状況について本委員会に報告する過程である。

締約国は、毎年2月1日までに、資産の保全状況に影響を及ぼす可能性のある例外的な状況が生じた場合又は作業が行われた場合には、その都度、具体的な報告書を提出するよう求められる（OG 第 169 項）。OG 第 172 項は、締約国に対し、本委員会に対し、資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある大規模な修復又は新たな建設を、本条約で保護されている地域で行う、又は承認する意図を通知するよう求めている。撤回が困難な決定を下す前に本委員会が意見する機会が得られるように、できるだけ早く通知を行うべきである。世界遺産センター又は諮問機関は、資産に対する新たな又は突然の脅威であって、その OUV、完全性及び真正性に影響を及ぼし得るものについて、第三者からの報告を受けることもできる。

締約国は、この目的のために、技術的又は助言的な任務及び国際援助を要請することができる。これはいつでも行うことができ、必ずしも本委員会の決定に依存するものではない。状況によっては、これは、提案された行動方針又は資産への介入について決定を下すのに有用な貢献となり得る。

本センターは、いかなる場合においても、受領した報告書を検証するための措置をとり、報告書が締約国に提出されていない場合には、この脅威の性質及び重大性に関する情報を締約国に要請する。回答に基づき、本センターは、特定の問題に対処するための適切

な管理上の対応を締約国に提案又は要請することができる決定草案を含む「保全状況報告書」を世界遺産委員会に提出することを決定することができる。このプロセスを次に説明する。

保全状況 (SOC) 報告プロセス (IUCN) :²⁸

- 決定事項の起草:締約国から情報を受領した後、世界遺産センター及び諮問機関は、世界遺産委員会の会合に先立って、行動のための提言を含む決定事項草案と共に、保全状況報告書を共同で作成する。決定事項草案は、「作業指針」(第 23 項)に規定された基準を満たす必要がある。
- 決定事項の採択:決定事項はその後、世界遺産委員会で検討され、必要に応じて議論され、改訂される。本委員会における決定の承認プロセスは、委員会手続規則に規定されている。
- 委員会の決定事項に関する情報:世界遺産センターは、本委員会の会合後 1 カ月以内に、委員会のすべての決定事項の報告書を締約国に送付する (第 168 項)。しかし、本委員会の決定に関する情報は、必ずしも個々の世界遺産資産で活動するすべての人々に限定されるわけではない。したがって、UNESCO の Web サイトの世界遺産のページか、世界遺産の決定事項データベースのいずれかを見て、特定の物件に関する意思決定の状況を確認することが有益である。すべての決定事項は、それらが討議された会議の議題に関連して番号が付されている。通常、SOC に関連する決定番号は COM 7 である。A、B、C
- 決定事項の実施:保全状況報告書は、特に、資産の保全状況に関する世界遺産委員会の過去の決定事項を補足するためにとられた措置について報告するよう締約国に求めている。物件管理者はこのプロセスに関与すべきであり、意思事項において強調された行動の実施を評価するために頻繁に追跡任務がある。

国及び地方の物件管理当局は、これらの決定事項に注意を払うことが不可欠である。この段階で、締約国は、進行中の管理計画又は行動を再検討し、それらを遵守することができるか、又はそれらに対処するための新たな行動を策定することができるかどうかを検討しなければならない。これは、計画された行動や資源に影響を及ぼす可能性があり、その場合は再評価が必要となる。本委員会がその結果に満足するまで、本委員会の懸念に対処し、1～2 年以内に本委員会に報告し、その後定期的に報告する方法を見つけないといけない。

²⁸UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN。2012 年 *自然世界遺産の管理*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル。) <http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-703-1.pdf> (英語の Web サイトページ)。

3 世界遺産の状況における管理の理解

本委員会の決定は、多くの行動方針を提言することができる。それには次のものがある。

- a) [本委員会]は、当該資産が著しく劣化していないと判断し、さらなる措置をとるべきではないと判断することができる。
- b) 本委員会は、資産が著しく劣化したと認めるが、その回復が不可能ではないと認める場合には、当該資産を世界遺産リストに登録したままにすることを決定できる。ただし、締約国が合理的な期間内に当該資産を回復するために必要な措置をとることを条件とする。本委員会はまた、資産の回復に関連する作業のために世界遺産基金の下で技術協力を行うことを決定でき、当該援助がまだ行われていない場合には、当該援助を要請するよう締約国に提案することができる。
- c) 第 177 項～第 182 項に規定された要件及び基準が満たされた場合、本委員会は、第 183 項～第 189 項に規定された手続きに従って、資産を危機にさらされている世界遺産リストへの登録を決定することができる。
- d) 本委員会は、資産の当該リストへの記載を決定した特性を回復することができないほどに悪化したという証拠がある場合には、その資産を目録から抹消することを決定できる。そのような措置がとられる前に、本事務局は関係締約国に通達する。締約国が出すかなる意見も、委員会の注意を喚起する。

(OG 第 176 項)

最も緊急性の高い状況を除き、本委員会は、危険の一覧化又はその他の重大な措置の検討を行う決定を下す前に、状況を調査するために UNESCO/諮問機関の使節団を派遣するよう提言する可能性が高い。本委員会はまた、事実を確認するために、最近資産にほとんど関与していない場合には、使節団を派遣することを決定できる。

使節団は、世界遺産委員会への前回の報告以降、資産の保護に脅威の兆候があるか、あるいは逆に、著しい改善があるかを調査する。また、資産の保全状況に関する本委員会の過去の決定に対する追跡が行われているかどうかを審査し、完全性及び真正性を含む、OUV の潜在的又は確認された脅威又は損害又は損失に関する情報を提供する (OG 第 173 項)。

この情報は、世界遺産センターが受領し、同センターは、関係締約国及び諮問機関と協議の上、保全状況報告書を世界遺産委員会に提出する。例外的な場合には、この手続きにより、危機にさらされている世界遺産リストへの登録が検討される可能性がある。

保全状況 (SOC) の決定事項

世界遺産委員会は、非常に複雑な資産の管理体制を改善するため、次のような要望を行っている。「法的枠組みの定義、世界遺産資産の中央管理体制の構築、関係行政機関の役割と責任の明確化、及び地域レベル、地域レベル、国レベルでの適切な運用のために必要な資源の配分を通じて、資産の保全及び管理に関する意思決定プロセスを調整し、協力を強化するための運用上及び効率的な管理体制を確立する。」

<http://whc.unesco.org/en/decisions/4758>



ブラジリア (ブラジル)

危機リスト

本委員会は、保全状況報告書及び諮問機関の助言に基づき、締約国と協議の上、危機にさらされている世界遺産リストに資産を含めることができる。危機リストは、深刻かつ特定の危険にさらされている世界遺産資産に関する世界遺産条約第 11.4 条に基づき作成されたものであり、その保護には「主たる作業が必要でありそのために支援が求められている」(UNESCO 1972 年)。「作業指針」(UNESCO 2012 年) 第 IV 章 B には、危機リストへの資産の登録に関する指針 (OG 第 177 項) 及び危機リストへの資産の登録に用いられる基準であって、「確実な」又は「潜在的な」の区分 (OG 第 178 項～第 180 項) のいずれかに登録するための指針が示されている。いずれの場合においても、資産の状態が基準の少なくとも 1 つに該当することが判明した場合には、本委員会は、その資産を危機リストに登録することができる。

「確実な危機」とは、具体的かつ証明された差し迫った危機を指し、文化財の場合、その基準には、材料、構造の深刻な劣化、又は建築、都市又は農村計画の一貫性、並びに歴史的な真正性又は文化的重要性の喪失が含まれる。「潜在的な危機」とは、資産の世界遺産価値に悪影響を及ぼすおそれのある脅威を指す。文化財の場合、そのような脅威には、文化財の保護の程度を低下させるような法的又は行政的状況の変化、すなわち保全政策の欠如、地域又は都市計画の脅威となる影響、武力紛争の勃発又はその脅威、地質的、気候的その他の環境的要因による緩やかな変化が含まれることがある (OG 第 179 項)。緩衝地帯や広い敷地内での行動は、顕著な普遍的価値を危機にさらす可能性があるため、脅威は必ずしも敷地内にある必要はない。

各資産は、危機リストに登録するか否かを決定する前に、世界遺産委員会によって事例ごとに検討される。特に、危険性が確認された場合には、資産が受けた物理的又は文化的劣化は、その影響の強さに応じて判断されるべきであり、潜在的な危険性の場合には、その資産が置かれている社会的及び経済的枠組みに応じて脅威が評価されるべきである。武力紛争の脅威のような「潜在的」分類の脅威が文化遺産にどの程度の影響を及ぼすかを決定することは、ときに不可能であることを認識すべきである (OG 第 182 項)。危機リストに資産を登録する場合、諮問機関は、締約国と協議の上、資産の望ましい保全状況 (DSOC) 及び当該望ましい状況となり得るための一連の是正措置を作成する。これらは本委員会によって承認され、進捗状況は毎年本委員会に報告される。「世界遺産資産の望ましい保全状況」とは、危機にさらされている世界遺産リストから遺産資産

を除外するために達成すべき保全状況の概要を示す声明である。それは、資産が直面する特定の危機に対処し、これらの危機に対処するために必要な改善の概要を示し、望ましい状況に到達した後に危機リストから資産を除外するためのしきい値を定義する。

世界遺産センターは、是正措置を講じるため、締約国と協力して、資産の現状、資産に対する危機性及び是正措置の実施可能性を確認する。これには、脅威の性質及び程度を評価し、とるべき措置を提案するために、諮問機関又は他の組織からの使節団が必要となる場合がある。本委員会による採択の前に、「望ましい保全状況」の声明の起草方法又はそれを最終決定するために従うべきプロセスについての正式な指針はまだない。

このような場合、締約国は、本委員会の懸念に優先的に対処するため、現在進行中の管理活動を再検討する必要がある。優先順位と資源は、この段階で変更される可能性がある。ここでも、締約国は技術的/助言使節団及び国際援助を要請することができる。締約国は、また、必要な場合には、本委員会が交渉において協力することとなる提供者からの援助を要請することができる。本委員会、本センター及び UNESCO 事務局長は、取り扱う問題が政治的性質のものである場合には、様々な段階において関与することができる。

本委員会は、危機にさらされている世界遺産リストに登録されているすべての資産を毎年審査する。望ましい保全状況が達成されたら、本委員会は危機リストから資産を削除する。反対に、劣化が継続する場合、本委員会は、世界遺産リストへの登録を決定した特徴を失った程度まで、資産が劣化したと判断できる (OG 第 191 項(c))。その時点で、本委員会は、顕著な普遍的価値が取り返しのつかないほど損なわれているか失われているため、世界遺産リストから当該遺産を抹消することを決定できる。

3.6 世界遺産委員会が採択した資産管理に影響を及ぼす可能性のある戦略的指針

本委員会はまた、長年にわたって戦略的指針を採択してきた。2002 年には 4 つの戦略目標が採択され、2007 年には 5 つ目の戦略目標が追加された。5 つの C として知られる現在の 5 つの戦略目標は次のとおり。

1. 世界遺産リストの信頼性強化、
2. 世界遺産の効果的な保全の確保、
3. 締約国における効果的な能力構築の促進、
4. コミュニケーションを通じて、世界遺産に対する市民の意識、関与、支援の増大。
5. 世界遺産条約の実施における地域社会の役割の強化。
(OG 第 26 項)

2011 年の第 18 回世界遺産条約締約国総会において、2022 年までの戦略的行動計画が合意された。2022 年までの新計画のビジョンは次のとおり。

世界遺産条約を通じた国際的な協力及び責任の共有は、我々の共通の文化遺産及び自然遺産の効果的な保全を確保し、世界のコミュニティと文化の間の尊敬と理解を育み、それらの持続可能な発展に貢献する。

本委員会は、協力を通じて次のことを追求する。

- ・ 締約国が世界遺産条約に基づく義務を十分に果たし、権利を享受するために国際社会から奨励され、支援され、支援される持続可能な環境
- ・ 世界の自然遺産及び文化遺産とのつながりを感じ、関わり、恩恵を受ける、現在及び将来の地域社会、国内社会、国際社会

- 世界で最も顕著な遺産の中から信頼性が高く、関連性が高く、代表的なものを選んだ世界遺産リスト
- 常に変化し続ける世界において、透明性、公平性、説明責任、効率性を維持する世界遺産制度

2022 年までに合意された目標は次のとおり。

- 目標 1: 世界遺産の顕著な普遍的価値が維持されている
- 目標 2: 世界遺産リストは、世界で最も顕著な文化遺産及び自然遺産の信頼できる選出である。
- 目標 3: 遺産の保護及び保全は、現在及び将来の環境、社会及び経済のニーズを考慮する。
- 目標 4: 世界遺産はブランドの質を維持又は向上させる
- 目標 5: 本委員会は、政策及び戦略上の問題に取り組むことができる。
- 目標 6: 法定会議の決定事項が周知され、効果的に実施されていること

5 つの C 及び行動計画の目的は、世界遺産資産の管理体制の開発において考慮される必要があり、また、条約の 40 周年を祝して、世界遺産資産と地域社会との連携及び持続可能な開発を強調するなど、本委員会が適宜発出する他の指針と共に考慮される必要がある。それらは、例えば保全及びコミュニケーションのような世界遺産資産の管理に直接投入されるか、又は、例えば顕著な普遍的価値を有する場所の特定、保護、保全、提示及び未来の世代への伝達に関する本条約の信頼性を確立する場合のように、資産の管理方法に影響を与える可能性がある。

3.7 知識と政策の進化

世界遺産に関する知識は進化している。これには、プロセス及び資産の管理に関する知識が含まれる。本委員会、その諮問機関及び世界遺産センターは、開発されつつある知識を可能な限り速やかに締約国に伝達するために協働する。これは、例えば能力構築や気候変動に関する本委員会の決定事項を通じて生み出される。また、「作業指針」の改訂や、本書のようなリソースマニュアルの作成、テーマ別の研究、世界遺産ペーパーシリーズ（参考文献を参照）を中心とした様々な手段による研究等を通じて作成されている。したがって、物件管理当局は、本センターと諮問機関（世界遺産の関連項目）の Web サイトを定期的に確認し、最新情報を得ることが求められる。

新たな知識の創出

世界遺産リストの宗教資産の管理の複雑さを考慮して、世界遺産センターは、ICCROM 及び ICOMOS と共に、2013 年 5 月、ノヴォデヴィチ女子修道院において、ロシア連邦の宗教的関心のある世界遺産資産の管理及び利用に関する宗教代表者のためのセミナーを開催した。

これは本委員会が採択した「宗教的関心に関する遺産に関する取り組み」プログラム (<http://whc.unesco.org/en/religious-sacred-heritage/>) の一環であった。



ノヴォデヴィチ女子修道院 (ロシア連邦)

© UNESCO / Nomination

その一例が、2005 年以来、顕著な普遍的価値の属性の特定と利用に関する指針の策定である。特に有用な参考文献としては、「顕著な普遍的価値の選及的記述に関する指針」、「推薦準備のためのリソーマニュアル」、世界遺産ペーパー第 26 号「世界遺産の文化的景観」がある。保全管理ハンドブック。

さらなる例として、2011 年に OG に加えられた持続可能な開発に関する追加事項、特に第 112 項、第 119 項、第 132 項、並びに付属書 5 の項目 4.b 及び項目 5.e がある。これらの改正は、一方では、世界遺産資産のいかなる利用も、その OUV (すなわち、持続可能性の狭義) を維持することの必要性に関して持続可能であることを確保することを目的としており、他方では、原則として、世界遺産資産の管理体制は、「持続可能な開発の原則を統合すべきである」とする考えを確認することを目的としている (第 2.2 部、「遺産に関する懸念をより広範な枠組みに置く」及び第 4.5 部参照)。

本条約の施行のための主要な指針である OG は、管理体制の明確な概念を定めていないが、管理体制の必要性を明記し、何を含めるべきかについていくつかの要件を述べている。また、管理体制の主な目的が OUV を保護し維持することであることも明らかである。上述したように、様々な場所で、OG はまた、管理体制とその文書に含まれるべきものに関する相当量の情報を含む。これらの要件は、本指針の策定における重要な要素である。

世界遺産のプロセスはまた、遺産セクター全体にとって重要な知識体系を生み出している。一例として、766 の保全状況報告書 (2005~2009 年の 5 年間に 200 件以上の資産) の結果を分析した。彼らは、世界遺産資産の OUV に影響を与える要因の興味深い描像を描き、脅威の種類を地域ごとの資産の種類に関連付けている。

必然的に、物件は複数の要因の影響を受け、圧力の組み合わせから問題が発生するが、次ページのグラフが示すように、2 つの主要な脅威グループが、資産の種類や地域に関係なく、集合的な問題として発生する。

- 建物及び開発、交通インフラ、公益事業やサービスインフラ、公害、物理的資源の抽出を含む開発及びインフラ。
- 管理、法的問題、制度的要因。

興味深いのは、相当数の (5 つに 1 つ) が「その他の問題」の対象となっていることである。これは、「建物の老朽化、構造物の安定性の問題等による崩壊や劣化の危険」と

いうかなりの狭義であり、法的及び管理上の問題が、おそらくこの種のより差し迫った脅威を悪化させていることを示唆している。

2010 年の世界遺産報告書「保全状況の推移の反映」は、その結論の中で次のように述べている。「2005 年以降、管理活動の不備が資産の真正性の条件にますます影響を及ぼしている。」²⁹

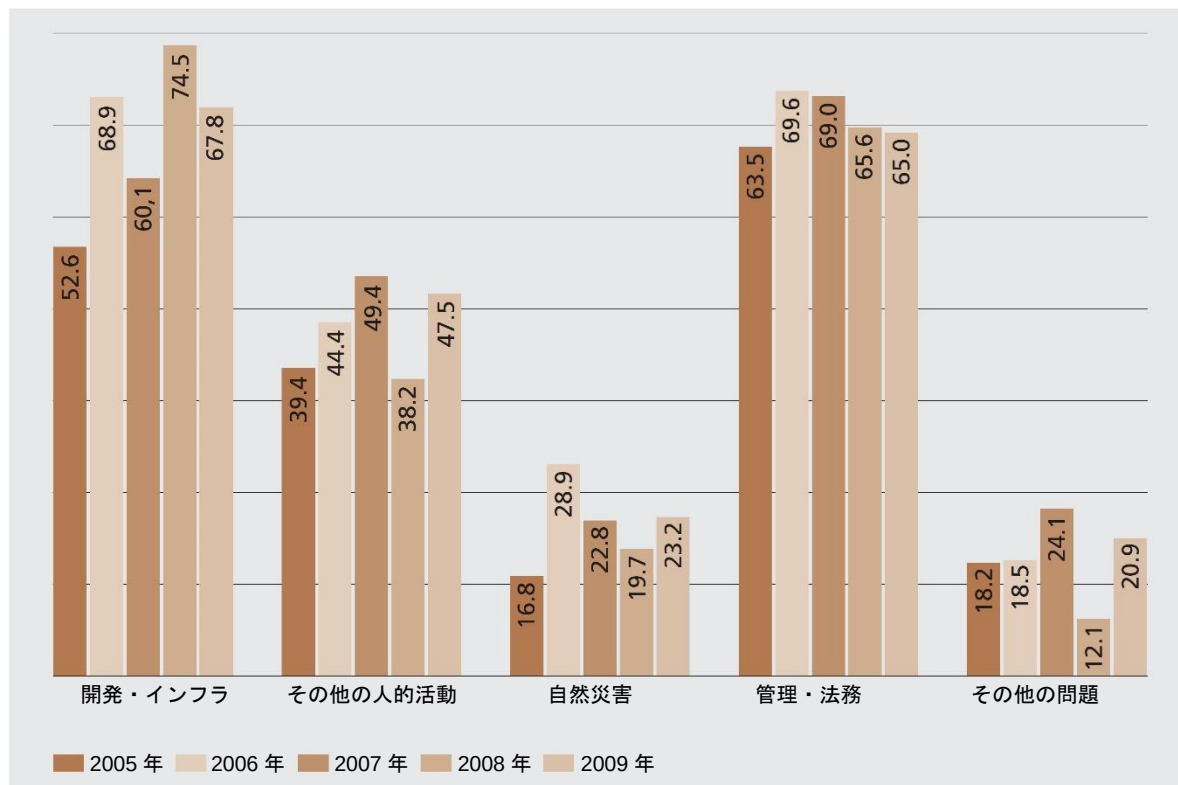


図 4: 主要な脅威のグループごとに世界遺産資産が影響を受ける割合 (左から右へ 2005 年から 2009 年へと進む)³⁰

世界的に遺産の価値を脅かしている管理、制度、法律、開発及びインフラの要因により、存在するこれらの遺産管理体制の多様性の中で共通の基盤を特定することの利点はますます明白になっている。これが第 4 部の目的である。

3.8 世界遺産能力構築戦略

はじめに

文化遺産とそのガバナンスに対する圧力と要求が高まるにつれ (第 2 部)、遺産機関の間では、活動を行うだけでは十分ではなく、その成果を達成しなければならないという見方が強まっている。運用効率を向上させ、遺産の保全と管理の実践の有効性を高めるために、遺産管理者を訓練することの利点は、長い間確立されてきた。しかし、遺産の概念の拡大や、遺産の場所と社会の相互依存 (第 2 部参照) の認識の高まりにより、従来の訓練はもはや十分ではなくなっている。能力構築アプローチの漸進的な採用は、³¹

²⁹ UNESCO 世界遺産センター。2010 年保全状況の推移の反映。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-10/34.COM/7C) p.21. <http://whc.unesco.org/archive/2010/whc10-34com-7Ce.pdf>

³⁰ 同、5 ページ、第 2 章。

³¹ 世界遺産委員会の 5 つの戦略的方向性の 1 つ。

伝統的な場所に変化をもたらし、展望を改善するためには、広範囲で多様かつ増加している聴衆を対象にする必要があることを認めている。遺産セクターをより広いコミュニティに結び付ける機関やネットワークの能力を創造し強化することは、個々の実務者の訓練と同様に優先事項である。成功すれば、遺産とより広い環境との間のより強力な組織的枠組みとインターフェースが得られ、遺産関連の専門外の人々を含む個人がより効果的な行動をとることが可能になる。この考え方の変化は、世界遺産委員会が2011年に能力構築のための世界遺産戦略（以下「本戦略」と称す）を採択した際に認められた。

32

能力構築の定義

本戦略は、伝統的に中堅遺産実務者のための訓練プログラムが支配的であった世界遺産取り組みに関連して、能力構築（訓練の代名詞としてしばしば使われた）の意味を明確にした。本戦略は、遺産の実務者のみならず、遺産地域が効果的かつ持続可能な方法で管理されるためには、取り組むべき対象となる対象者を幅広く特定している。

能力が「持続可能な方法で機能を果たし、問題を解決し、目標を設定し、達成する個人、組織及び社会の能力」である場合、³³世界遺産資産の効果的な管理のための能力構築は次のようになる。

- ・遺産の保全と管理に直接責任を負う人々の知識、能力、技能、行動を強化する、
- ・意思決定者や政策決定者の権限を強化することにより、制度構造やプロセスを改善する、及び
- ・遺産とその背景との間によりダイナミックな関係を導入し、その結果、より包括的なアプローチによってより大きな相互利益をもたらし、資産の OUV が効果的かつ持続可能な方法で保護されるようにする。

能力構築は、実務者、機関、コミュニティ、ネットワークのいずれであれ、文化遺産の管理方法の改善を達成するために個人のグループと協働することを伴う、人間中心の変化の一形態とみなされている。

世界遺産条約の高い評価と現在行われている政治的支援を考慮すると、より広範な遺産の保全と管理のニーズのために、能力構築のための世界遺産戦略を活用する試みがなされるべきである。実際、本戦略は、世界遺産資産のための能力構築のメッセージが、世界遺産と他の遺産との区別をつけることなく、この分野での優れた保全と管理の実践を促進すべきであることを明示している。³⁴最も重要なことは、能力構築は、世界遺産委員会が世界遺産資産の OUV 及びその他の価値を保護し、遺産と社会の間の相互に有益な原動力を確保することができる最も費用対効果の高い手段であると理解されるべきである。既存の能力の強化又は新たな能力の創出は、遺産管理体制（第4.5部参照）の評価から明らかになった欠陥に対処するための最初のステップである。管理体制の大幅な変更は、「人間中心の変化」の機会が尽きたことが明らかな場合にのみ着手されるべきである。

能力構築の定義は、能力が存在する3つの広範な分野（実務者、機関、コミュニティ、ネットワーク）を特定するものであり、これが能力構築の取り組みの対象となる聴衆を特定するための基礎となる。これは、世界遺産を他のセクター、例えば UNDP や保健・食料援助セクターの非政府組織と一致させるアプローチである。次の表は、3つの対象聴衆を学習領域とニーズに関連付けているが、必然的にかなりの重複がある。

³² UNESCO 世界遺産センター。2011 年能力構築のための世界遺産戦略の提示と採択。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-11/35.COM/9B)

<http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>

³³ http://www.undp.org/cpr/iasc/content/docs/UNDP_Capacity_Development.pdf UNDP 能力開発実践ノート、2006 年 4 月、3 ページ

³⁴ これが重要なのは、多くの実務者、組織、ネットワークが、これらのカテゴリーを区別できない環境で働いているからである。

表7 遺産セクターにおける様々な聴衆と学習領域

能力が存在する場合:能力構築の対象となる聴衆	主な学習領域
実務者 (世界遺産資産の保全・管理に直接関与する個人・団体を含む)	• 本条約の施行 (暫定リスト、推薦など) • 保全管理上の課題:計画、実施、モニタリング • 技術的・科学的問題 • 資源活用・管理
機関 (締約国の遺産組織、NGO、世界遺産委員会、諮問機関及び管理・保全のための環境整備に責任を有するその他の機関を含む)	• 前述の学習領域の政策決定 • 立法上の問題 • 制度的枠組み/課題 (ガバナンス、分権化) • 財務上の問題 • 人材 • 知識
コミュニティとネットワーク (その土地やその周辺に住む地域社会やそれらを育むより大きなネットワークを含む)	• 相互利益と持続可能な開発及びコミュニティとの連携 • 管理 • コミュニケーション/解釈

「世界遺産の真の保護者である地域社会の尊敬と日常的な保護なしには、一般大衆の理解と支持なしには、その物件を保護するための資金や専門家は十分に揃わない。」

松浦晃一郎氏
元ユネスコ事務局長



<http://whc.unesco.org/archive/2007/whc07-31com-13be.pdf>

3 世界遺産の状況における管理の理解

国レベルの能力構築戦略の策定

本戦略は、その様々な提言の中で、各締約国に対し、世界遺産地域レベルで、しばしば UNESCO のカテゴリー2 センターによって策定されている戦略を補完するために、国家能力構築戦略（まだそれを実行していない場合）を策定するよう助言している。

能力構築のための世界遺産戦略からの抜粋

11. 国の能力構築戦略

また、関心のある締約国が国の能力構築戦略を策定することも有益であろう。これらの戦略は、地域レベルの戦略と同様の方法を用いることができ、定期報告アンケートの作成と分析の際に実施することもできる。この実行により、個々の締約国は、特定の国及び資産に基づく能力構築のニーズをより良く理解することができる。締約国はまた、国及び地方の能力の開発を支援することができる国、地域及び国際的な能力構築制度がどのようなものであるかを調査すべきである。これらの国の能力構築戦略は、締約国が国内機関（遺産組織だけでなく、観光、企画、開発などを扱う関連機関も対象）における正確な人材ニーズを分析することができるようにするために非常に有用である。また、これらの国家戦略は、世界遺産資産のレベル、特に地域社会のレベルにおいて、他の関連する利害関係者のための能力構築が行われることを確実にするために最適なものとなる。場合によっては、複数の国が共同戦略に取り組むことが有益なこともある。

「能力構築のための世界遺産戦略」、20 ページ (WHC-11/35.COM/9B)

世界遺産定期報告の一部として作成されるアンケートと、実施されている管理体制の評価（第 4.5 部参照）は、欠如又は不足している能力を強化又は創出するための能力構築の取り組みを特定し、調整するための出発点となる。

定期報告の補足としての能力構築活動

アフリカで実施された定期報告では、地域内で取り組むべき重要な課題の一つとして災害リスク管理が特定された。補足として、アフリカ遺産開発センター (CHDA) とアフリカ世界遺産基金 (AWHF) は、ジンバブエのグレート・ジンバブエ国立記念物世界遺産地域において、2013 年 5 月 6 日～18 日に開催された遺産のリスク準備に関する研修ワークショップを開催した。18 の国と地域から 19 名が参加。



定期報告 アフリカ (ジンバブエ)

出典: ICCROM

4. 遺産管理体制の定義、評価及び改善

第4部では、まず、遺産管理体制一般と、世界遺産におけるそれらの役割を概観する。次に、構成部分の観点からそれらを探求する。管理体制を評価するためのいくつかの一般的な考察と、それに続きそのヒントと質問のチェックリストを提供する。最後に、遺産管理体制(第4.5部)を文書化し評価する方法についての指針を提供する。

4.1 遺産管理体制一般及び世界遺産の遺産管理体制

本書のこの部分では、遺産管理体制を検証する。すべての遺産管理体制に共通する9つの基本特性(又は「最小公分母」)を特定する(すなわち、すべての例に見られるべき重要な要素)。次に、9つの特性を3つの要素(法的枠組み、制度的枠組み、資源)、3つのプロセス(計画・実施・モニタリング)、3つの結果(アウトカム・アウトプット・改善)にグループ化する。³⁵

表8 遺産管理体制を定義するための共通の枠組み

3つのカテゴリー	9つの要素
3つの要素:	法的枠組み、制度的枠組み及び資源
3つのプロセス:	計画、実施、モニタリング
3つの結果:	管理体制のアウトカム、アウトプット、改善

これらの9つの要素は、多くの管理体制が2つ以上の資産又は大きな地理的区域を対象としているため、例えば国レベルのマクロレベルで作動することが多い。その他の場合には、地域ごとに運営される場合もあれば、個別の管理体制を備えた単一の資産で運営される場合もある。組み合わせは最も頻繁に発生する状況で、一部の要素が国レベル(例えば、法的枠組み)で動作し、他の要素が物件又は地域レベル(例えば、遺産プロセス)で運用される。

第4部で提案された遺産管理の枠組みは、2つの主要な方法で文化財管理者を支援することを意図している。

- OUVを含む遺産価値の保護を目的とした遺産管理体制の評価方法、
- より広範な枠組みの中で各遺産問題を考察し、遺産管理への統合的アプローチを促進する方法。

世界遺産資産の特定の事例では、推薦書のセクション3.1 e、4.5、6(OG 付属書5)の質問に答えるための基礎を提供する。

したがって、本書のこの章では、まず遺産管理体制一般について検討し、次に世界遺産の文脈について検討する。次に、9つの要素のそれぞれを個別の見出しで詳細に確認していく(第4.2部～第4.4部)。³⁶ 各セクションでは、常に、文化遺産の保全と管理に効果的であることを確実にし、世界遺産の場合には本条約とOGの要件の遵守を促進することを目的として、管理体制を評価し、必要であれば改善するための重要な考慮事項、

³⁵ この分析は、世界遺産センター及び「世界遺産に対する適切な管理体制のより良い定義」(2009年)に関する他の諮問機関とのICCROM研究プロジェクトの一環として行われた。

³⁶ 同じようなテーマがセクションごとに繰り返されるが、これはマニュアル全体ではなく、特定のセクションを参照する読者のために意図的に行われている。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

優れたヒントと基準を強調している。第4部では、遺産の価値、参加型アプローチ、持続可能性など、第2部ですでに紹介した横断的テーマの多くをさらに発展させる。

評価プロセスでは、すでに導入されている遺産管理体制を適切に文書化することで、常に利点が得られる。第4.5部では、この目的のための標準雛形を提案する。世界遺産の場合、記録作成プロセスは、対象となる資産又は資産グループの推薦プロセスの必須ステップとすべきである（OG第132.5項及び付属書5）。³⁷ また、定期報告等のモニタリング手続きをより容易に実施できるようにすべきである。

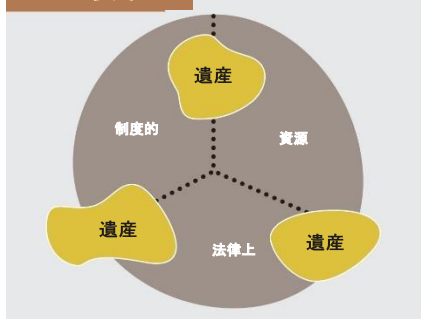
管理体制（例えば世界遺産定期報告にあるような）を定期的に評価する目的は、その体制が効率的かつ効果的に機能し続けていることを確認することである。管理体制を改善したり、新しいニーズに確実に対応したりするために変更が必要な場合、評価自体が変更の導入方法に影響を与える。管理体制をどのように改善するかは、第4部のテーマであり、管理ツールと能力構築（第3.8部及び付属書A及びBも参照）の役割に特に注目している。

■ 遺産管理体制一般

前提

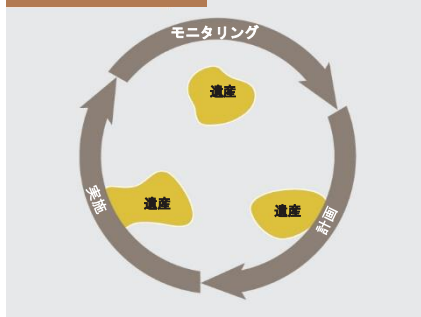
遺産管理体制は、その存在理由を定義する**法的枠組み**、その組織的ニーズと意思決定に形を与える**制度**、それを機能させるために使われる**資源**（人間、経済、知識）という3つの重要な要素から構成される枠組みであり、しばしば永続的である。

3つの要素



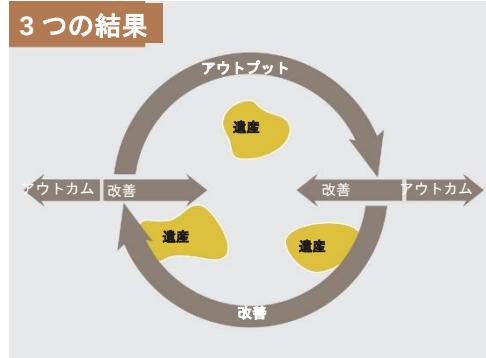
これらを組み合わせることで、通常は単一の文化財又は文化財のグループ又は地域に対する活動の**計画**、**実施**及び**モニタリング**を容易にし、文化財とそれに関連する価値の持続可能な方法での保全と管理を保証する結果をもたらす。

3つのプロセス



³⁷ 管理体制の概要は、独立している場合もあれば、管理計画の一部を構成している場合もある。付属書A参照。

資産とその利害関係者に求められる具体的なアウトカムを達成することは、遺産管理体制の最終的な結果である。これらの目標を効率的に達成するためには、一連のアウトプットを提供する遺産プロセスだけでなく、管理体制の中で特定された格差に対応して、又は新たなニーズに対応して**管理体制を改善**することにも依存する。³⁸



「前提」は、「従来の」体制にも適用できる。遺産管理体制の中には、一度も記述されたことのない由緒ある慣行や、おそらく宗教的規範の副産物として進化してきた慣行に基づいているものもある。それでも、枠組みで識別される9つの要素は識別可能である。例えば、3つの要素（法的・制度的枠組みと資源）は、コミュニティ内の責任の分布と社会階層に反映されるかもしれない。従来の管理体制は、これまで遺産の議論の中でほとんど注目されてこなかったが、今では遺産管理の重要な側面として認識されている。

事例研究

現在実践されている従来の管理体制

バリ島の文化的景観は、19,500ヘクタールに及ぶ5つの棚田と水耕寺院から構成されている。寺院は、9世紀に遡るスバックとして知られている運河と堰の共同水管理体制を中心とし...スバックは、精神、人間の世界と自然の領域を組み合わせるトリヒタカラナの哲学的概念を反映している。

ほとんどのスバックは、Awig-Awigと呼ばれる、スバックの一員の権利と責任を詳述した文書化された法典を有している。Awig-Awig（スバックの管理、伝統的な文化財の保護と保全を含む伝統的な慣習法と規制）は、バリ州第5号（2005）第19条に規定されており、地域のAwig-Awigに基づいて寺院などの保護された神聖な場所の区画を明確にしている。



© Etty Indriati

（参照：<http://whc.unesco.org/en/list/1194>）

バリ州の文化的景観：トリヒタカラナ哲学の顯示としてのスバック体制（インドネシア）

管理体制の多様性

遺産管理体制は大きく異なるが、どの国にも1つ以上の制度がある（これらを「一次管理体制」と呼ぶことがある）。その多くは、特定の地理的地域の遺産を管理するための国又は地域の制度である。文化遺産の中には、特定の種類の文化遺産を個別に扱うものもある。文化遺産と自然遺産の両方の管理を統合しているものもある（ニュージーランドはその一例）。他の管理体制は、特定の遺産資産又は資産グループに関するものである。また、特定のプロジェクトを実施するための期間限定の提携の結果など、一時的なものもある。

³⁸ この遺産管理体制の定義は、ICROMの論文「世界遺産のための適切な管理体制の定義」2009年、第4.5.2章53ページの研究から明らかになった。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

国レベル又は地域レベルでの遺産管理体制の範囲は、主に広範な政策決定、資産の定義、特定（リストされたものすべて）及び保護に及ぶ。その目的は、特定された資産が保護される文化的価値を維持することである。

国や地域レベルでのこの一次管理体制が、例えば歴史的な都市や文化的景観のような効果的な管理に適していることはまれである。そのような場合には、管理者は、公的機関、民間所有者及びその他の利害関係者と協力し、様々な法的手段及び制度と資源の組み合わせを利用することを必要とするかもしれない。計画管理は、非常に異なる法制度に依存することがある。例えば、全地域の計画制約と開発戦略を具体化する地方自治体の規制は、民間の所有者や居住者に対する税制上の優遇措置や補助金と組み合わせられる可能性がある。

これは、特に世界遺産資産について言えることである。例えば、資産の緩衝地帯は、通常、非遺産セクターからの法律制定の対象となり、複数の公的及び民間の組織及び所有者の責任となる可能性が高い。もう一つの例として、何世代にもわたって伝統的な管理慣行の対象となってきた文化財は、世界遺産登録の結果として、あるいは経済発展の悪影響にさらされた場合に、新たな管理要件を満たさなければならない場合がある。土地利用慣行が形式化されていない文化的景観の場合にも、同様の状況が生じる可能性がある。

本セクション（第4部）では、最初に参照される文化遺産の一次管理体制に焦点を当てる。しかし、それらを他の体制やその要素と統合する必要性は、全体を通して強調されている。

統合の必要性は、意思決定プロセスに重要な影響を及ぼす。次の図（5～7）が示すように、遺産の一次管理体制は、他の体制（又はその要素）からの貢献を効果的に統合するために、しばしば意思決定プロセスを変更しなければならない。これは第3部でさらに検討されており、特に制度的枠組み（第4.2部）に当てはまる。

異なる管理の状況

管理の状況例1

一部の資産は、一次管理体制（国内法の下で管理され、それ自体の資源で遺産を管理する主要な機関によって管理される）によって排他的に所有及び管理される。これは、多くの場合、資産境界が適切に定義されていることに反映される。保全のための計画、実施及びモニタリングは、同じ機関によって行われる。アウトカムとアウトプットはその機関によって確立される。これは変化していくが、まだ多くの例がある。

すべての決定は一次管理体制によってなされる。他の利害関係者は貢献したいと思うかもしれないが、不可能な場合もある。

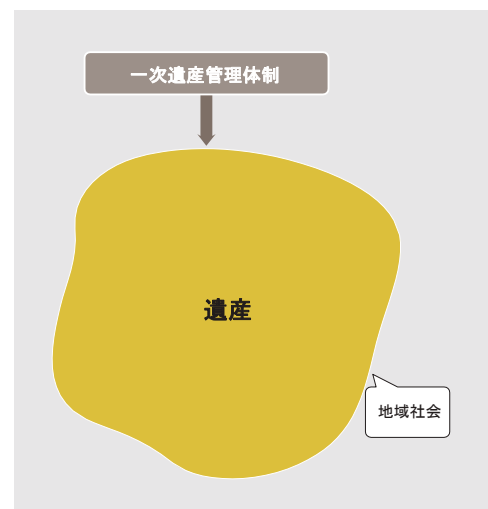


図5:管理の状況例1を示す

単一管理体制での管理

資産と緩衝地帯はともにジンバブエ国立博物館・記念物省の管理下にある。しかし、地域社会を引き込むことを目的としたプログラムがすでに始まっている。



© Graciela Gonzalez Brigas

グレート・ジンバブエ国定記念物（ジンバブエ）

管理の状況例 2

複数の所有者、居住者、及び継続的な使用がある遺産資産がある。歴史的な中心地や文化的景観がその例である。記念物や地域の中には、一次管理体制の直接管理下にあるものもあれば、個人所有者のものもある。特に遺産登録されていない建築物やインフラの場合には、その管理の所有権や責任は、地域の遺産管理機関や市民団体にがある場合がある。

このような場合、意思決定プロセスは異なり、とりわけ、管理団体、管理団体、所有者、利用者が関与する。個々の機関によって行われる決定もあるかもしれないが、共同の決定を行うための新しい仕組みが存在すべきである。

管理の状況例 3

世界遺産の場合、資産の種類によっては、緩衝地帯だけでなく、資産の管理に関与する様々な団体が存在する可能性がある。これは、世界遺産制度の外にある資産で、資産の境界を越えて「尊重」される地域の計画に制限がある場合にも当てはまる。

この状況における意思決定プロセスはさらに複雑になり、新しい意思決定プラットフォームが必要条件となる。

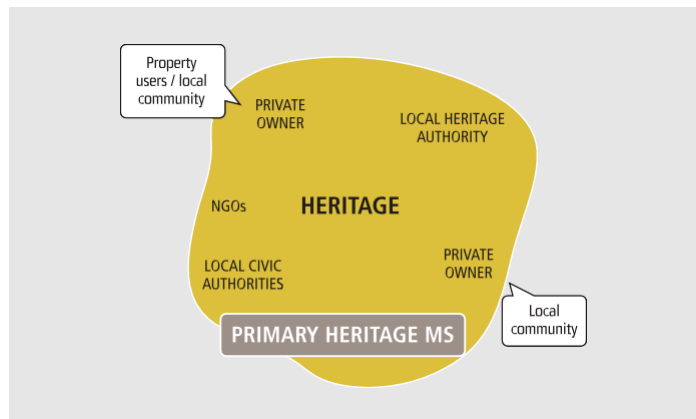


図 6: 管理の状況例 2 を示す

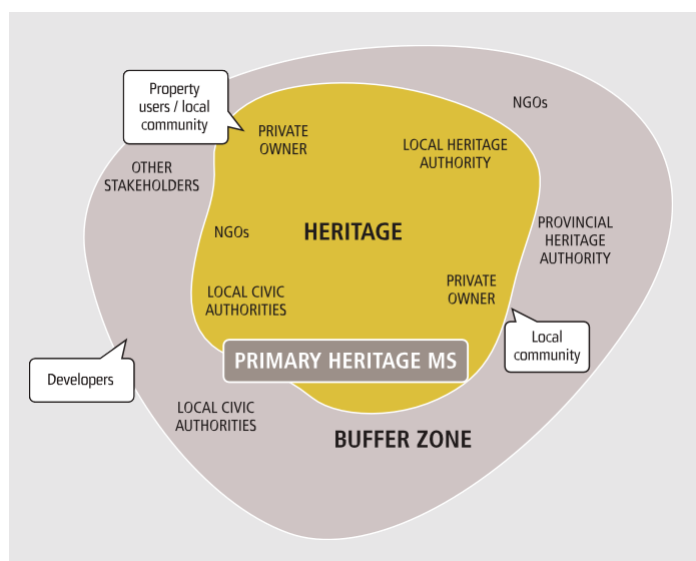


図 7: 管理の状況例 3 を示す

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

これらは、世界遺産資産内の多くの例から例証することができる。次に示すのは、世界遺産であるバリ島の文化的景観のトリヒタカラナ哲学の顕示としてのスバック体制ために開発されたすべての利害関係者をつなぐ意思決定プロセスである。

世界遺産資産の意思決定過程の図解

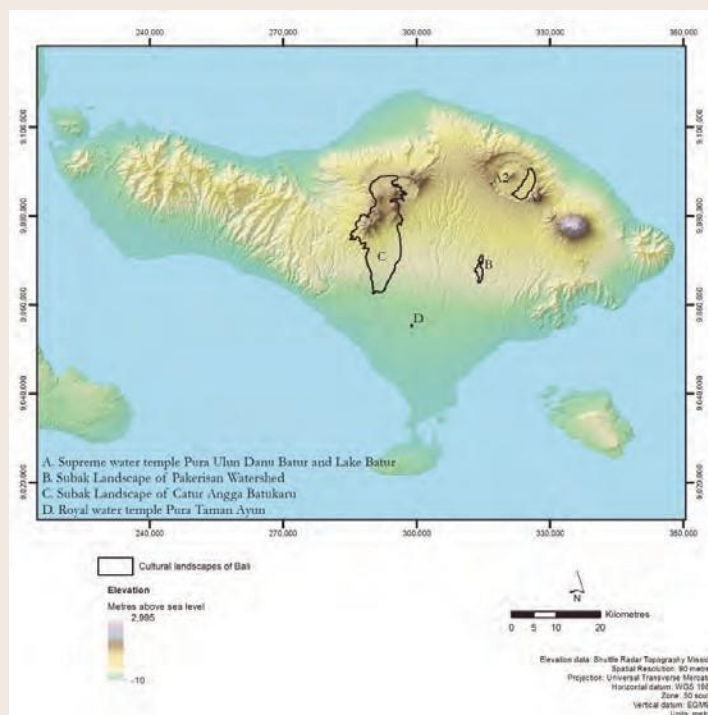
バリ島の文化的景観は、19,500 ヘクタールに及ぶ5つの棚田と水耕寺院から構成されている。これらは、宗教団体が所有する民間所有者や寺院が伝統的な制度の下で所有・管理している農地で、国家遺産当局が管理しているものもあれば、地方当局が管理しているものもある。

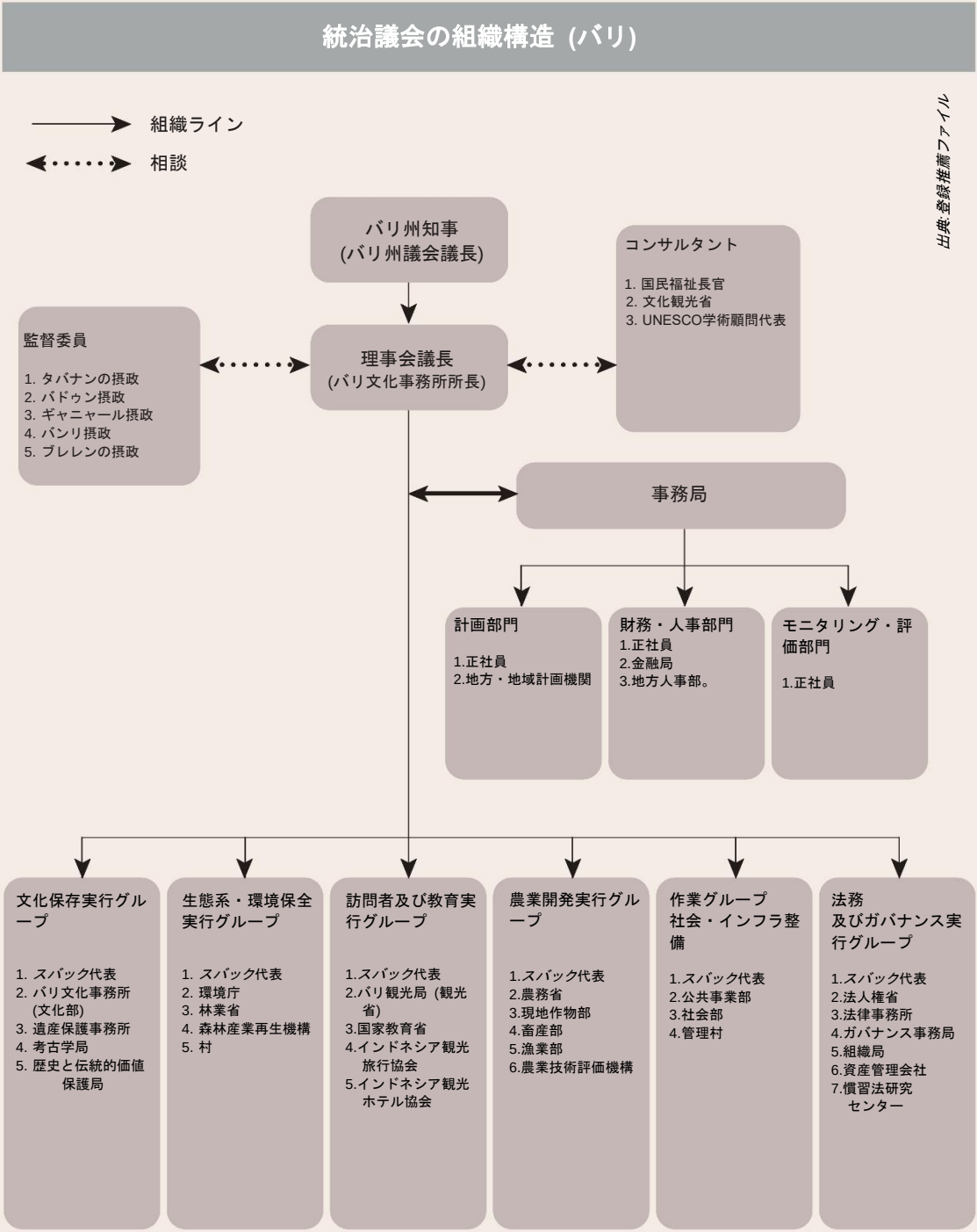
資産のより効果的な管理のために、すべての利害関係者に伝統的な管理体制と近代的な遺産管理体制をもたらすために、新しい意思決定プロセスが確立された。

バリ州政府は管理計画を採択した。この計画は、伝統的な慣行を維持し、不適切な開発を防ぐことを目的とした管理体制を導入する。「多様な利害関係者による適応的共同管理」という確立された管理原則を使用し、バリ状況に合わせてこれらを修正している。それは、民主的な統治議会によって、複数の組織レベルで個人、組織、機関、及び施設を結び付ける。

(参照: <http://whc.unesco.org/en/list/1194>)

バリの文化的景観の索引地図





4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

管理体制の目的

管理体制は、その管理下にある資産とその利害関係者のアウトカムを達成するために存在する。文化遺産の場合、主な結果は、現在及び未来の世代のための文化財又は文化財群の遺産価値の効果的な保護及び社会へのより広範な利益の提供である。

管理体制には、持続可能な利用や利益配分など、より広範な課題を念頭に置いた保全、解釈、アクセスに向けた活動を実施するための計画、実施、モニタリングの周期が含まれる。世界遺産 OG は、世界遺産資産に関連する管理体制の特定の目的を強調しているが、これについては次でさらに検討する。

管理体制に関する主な考慮事項

管理体制は、多様な文化的観点、利用可能な資源、その他の要因によって形成される。これらは変化する可能性があり、不動産及びその利害関係者の実際のニーズと整合しない可能性がある。管理体制は、資産及びその環境の変化、並びに管理体制自体の不備及び不利な進展に対応するために、定期的に見直され、更新される必要がある。

遺産管理体制が効果的であるためには、なぜそれに対応する必要があるのかを説明するために、次の考察が役立つ。

- **多様性の受け入れ**: それぞれの遺産管理体制は、その管理、文化的背景、より広範な社会的、経済的、環境的要因における遺産の特定のニーズによって形作られるため、ある程度独自なものとなる。世界遺産の場合は、**作業指針** (本文書の第 110 項、第 3.3 部) を参照。
- **明確さと調整**: 管理体制は、継続的な活動を調整し、次の周期を知らせるために、そのプロセスと成果を評価する循環的なものである。他の管理体制又はその要素との相互作用により、遺産の価値、及び世界遺産の場合は OUV の価値に関して、調整された効果的な管理のアウトカムを提供する。³⁹⁴⁰
- **リスクへの対応**: 自然災害や資金・人材の変動など、不測の事態にも柔軟に対応できる管理体制が必要である。
- **参加型アプローチ**: すべての利害関係者が資産とその重要性を共有し、それらの利害関係者が管理プロセスに関与することは、管理体制の機能がどのように排出されるかを根本的に変える可能性がある。それは遺産プロセスの反応性を高め、資産とその利害関係者の実際のニーズに合わせたアウトプットとアウトカムを提供する。また、社会と持続可能な開発に貢献する遺産の建設的な役割を促進する (第 2.3 部参照)。
- **持続可能な開発における遺産の役割**: 持続可能な開発における遺産の積極的な役割を確立することは、多くの相互的な利益をもたらし、管理体制が異なるニーズと競合するニーズのバランスをより効果的にとることを可能にし、遺産の価値を強化する可能性のある新たな形態の支援を見出すことを可能にする (第 2.3 部参照)。

応答性の高い管理体制は、変更に対応し、管理する可能性が高い。したがって、管理体制がどのように機能しているか (第 4.2 部～4.4 参照)、及びそれをどのように明確に記述できるか (第 4.5 部参照) を理解することが重要である。これは、既存の能力の格差を特定し、適切な対象者 (第 3.8 部及び第 4.5 部参照) を対象としたモニタリングと開発を行うための基礎を提供する。

³⁹ UNESCO, ICCROM, ICOMOS 及び IUCN. 2011 年 *世界遺産登録の準備*. (第 2 版). ユネスコ世界遺産センター、パリ. (世界遺産リソースマニュアル) 89 ページ.
<http://whc.unesco.org/en/activities/643/> (英語の Web サイトページ).

⁴⁰ 管理計画 (付属書 A 参照) は、多国間アプローチが必要な場合、その計画が優先されているか、関連する組織が使用している他の種類の計画 (例えば、訪問者管理計画、都市開発計画) と統合されている限り、有用なツールとなり得る。何よりも、管理計画は遺産管理体制に適切に統合されなければならない。

資産レベルの一次管理体制

世界遺産であるブッダガヤの大菩提寺の総合管理は、法律によって権限を与えられたボッダガヤ寺院管理委員会 (BTMC) によって行われる。1949 年 6 月 19 日に可決されたボッダガヤ寺院法(1949 年ビハール XVII)は、寺院とそれに関連する資産のより良い管理のために国家政府が BTMC を設立することを規定している。本委員会は、ビハール州政府の監督、指導及び管理の下で活動する。BTMC が設立され、1953 年から本役割を担っている。しかし、構造の保全に関する事柄はすべて、国レベルの一次管理体制を運営しているインド考古学調査団 (ASI) が調査している。



© Jan Fritz

ブッダガヤの大菩提寺 (インド)

■ 管理体制と世界遺産

主な考慮事項

応答性が高く効果的かつ完全な遺産管理体制は、世界遺産制度が課す追加的な要件のほとんどを満たすことができるべきである。これらの機能はマニュアル全体に記載されているが、一部が次に記載されている。

世界遺産プロセスの追加的な義務:

- 暫定リスト (1972 年条約⁴¹及び OG 第 62 項～第 76 項) の作成は、世界遺産リストに登録される可能性のある資産の列挙において、標準的な遺産リストとは異なる。
- 国内及び国際レベルでの情報提供と調整を必要とする推薦書類 (OG 第 120 項～第 133 項及び付属書 5) の作成。
- 遺産の保全と管理に対する価値観主導型アプローチ。それを採用した国でさえ、その土地の文化的背景や無形の特質に具現化された価値を、その資産の物理的構造の価値を超えて評価することは、厳しいプロセスである。
- 多くの国では一般的ではない、管理への参加型アプローチ。
- 世界遺産委員会の報告プロセスと決定の遵守。
- 連続的な越境資産の指定と管理のための新しい仕組みの開発、及びこの目的のために既存の管理体制を適応させるための新しい仕組みの開発。
- 大規模な災害や予測可能な運用上の失敗に対して管理体制を保証する、絶えず更新されるリスク軽減戦略。⁴²

⁴¹ UNESCO. 1972 年世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための条約。(世界遺産条約)。第 11 条

⁴² リスクへの対応の詳細については、次を参照。UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN。2010 年世界遺産の災害リスク管理。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル)。
<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-1.pdf> (英語の Web サイトページ)。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

その他の考慮事項

- 国際社会と共有できる資産の中長期的な将来について、共有された現実的なビジョンを策定する必要性。
- 世界遺産リストへの登録によって生じる可能性のある管理上の変化と課題に対処する必要性。例えば、世界遺産登録によって訪問者数が増加する可能性があることの意味を理解し、計画する必要がある。同様に、物件の解釈と訪問者の便宜へのより大きなコミットメントの必要がある。⁴³
- 各国が文化財の世界遺産登録に関連した新たな管理措置を実施するために既存の制度や資源を利用することを選択した場合、管理の有効性を高め、結果を改善するための新たな又は改善されたツールの必要性。
- 世界遺産資産に対する新たな管理戦略を統合する必要性から、新たな管理構造が導入されることがある。これらの組織は、既存の組織内で独立した部門を形成することもあれば、プロジェクトごとの実施チーム、又は独自の権限とリソースを持つ物件固有の組織であることもある。
- 世界遺産カテゴリーの定義の拡大。ほとんどの資産は、文化遺産又は自然遺産のいずれかのカテゴリーに分類され、各カテゴリーには独自のサブセクションがある。⁴⁴ しかし、「複合資産」のカテゴリーと、「歴史的都市」や「文化的景観」などのサブカテゴリーにより、理解されるべき新しい定義が導入された。⁴⁵
- 一部の団体やコミュニティが世界遺産登録に反対しており、予防的な擁護活動により対応する必要がある。

連続的又は境界をまたぐ資産⁴⁶

連続的又は越境/境界をまたぐ登録推薦の場合、優先順位は、各要素の適切な保護と管理が実施され、効果的に機能することを確認することであるべきである。また、資産全体のレベルにおいて、すべての構成部分の間のコミュニケーション及び調整を、特に次に関連して確保すべき管理体制が存在すべきである。

- 潜在的な顕著な普遍的価値を維持するという共通の目標を満たすために、すべての構成部分の管理を調和させること、
- 資産に対する脅威の特定及び対応、及び
- 特に世界遺産条約の要件に関連したモニタリング及び報告の調整。

連続的、連続的又は越境的な資産の管理体制は、世界遺産資産としての管理の一体性と有効性を高め、要素に影響を与える変化に対応するための調整仕組みを、可能な限り定期的に見直し、強化すべきである。

特に異なる管理者と管理体制が適用される場合には、個々の要素についてどのように管理を調整するかを明確にしなければならない。協調管理が効果的でなければならない。

...

⁴³ 世界遺産に登録されても、必ずしも訪問者数が増えるとは限らない。James Rebank の世界遺産のグローバル分析。経済的利益の研究の例を参照。http://www.lakeswhs.co.uk/

⁴⁴ UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN。2011 年世界遺産推薦登録の準備。(第 2 版)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル) 第 1.3 章、19 ページ。

⁴⁵ Mitchell, N., Rössler, M. and Tricaud, P.-M. (authors/eds). 2009 年世界遺産の文化的景観: 保全と管理のためのハンドブック。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー第 26 号)。http://whc.unesco.org/en/series/26/

⁴⁶ UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN。2011 年世界遺産推薦登録の準備。(第 2 版)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル) 50 ページ及び 90 ページ。

- 既存の管理計画又は管理体制がうまく機能しており、管理に対する包括的なアプローチがある場合には、当該資産について特定の管理権限を設ける必要はない。しかしながら、既存の仕組みが不十分な場合は、新たな具体的仕組みが必要となることがあるが、それらは有効でなければならない。⁴⁷

連続的な推薦書は、グアラニーのイエズス会伝道所群（アルゼンチン及びブラジル、1984 年）、10 カ国を統合するシュトルーヴェの測地弧（2005 年）、ローマ帝国の国境線（ドイツ及び英国、1987 年、2006 年、2008 年）などの国境を越える資産にも使用することができる。議論されている他の例は、シルクロードの野心的な国境を越えた遺産回廊と、北大西洋からバルト海まで広がる陸、海、街の景観からなるバイキング時代の連続的な推薦を含む。

優れた管理手法のための世界遺産状態の利点

世界遺産の要件に対応するために遺産管理体制を適応させることは、総合的な世界遺産支援体制の利用を可能にしつつ、定期的な運営の改善につながる。その機会には次のようなものがある。

- 世界遺産の手続きと要件（「作業指針」の改訂など）の変更により、世界遺産資産の管理体制を定期的に調整する必要がある。このプロセスは、地域及び国の規模での変化に対応した並行的な見直し及び更新と組み合わせることができ、これらを組み合わせることで、管理体制があらゆる種類の変化に対応し、したがって真に効果的であることを確実にすることができる。
- 世界遺産センターの Web サイトでは、締約国や世界遺産資産の管理に携わるすべての人々を支援するための様々な資料が利用可能である。例としては、このシリーズを構成する一連のリソースマニュアル、「世界遺産能力構築戦略」、世界遺産ペーパーなどがある。これらの出版物は、世界遺産制度の要求への適合性を説明する一助として、すべての文化遺産に共通する問題を論じ、世界遺産制度の外で文化遺産を管理する者にとって有益である。
- 世界遺産コミュニティへのアクセスは、ケーススタディを特定するのに役立ち、そこから刺激と能力構築プログラムを受けることができる。これらのプログラムは、世界遺産の実務者が自らとその機関の能力を向上させるために参加することができる。
- 国際協力は、世界遺産コミュニティ全体の基本原則の一つであり、本来の優先事項である。1972 年の条約、第 7 条では、次のように明示されている。「本条約の適用上、世界文化遺産及び自然遺産の国際的な保護とは、本条約の締約国による遺産の保存及び特定のための努力を支援することを目的とする国際的な協力及び援助の制度を確立することをいうものと理解されるものとする。」⁴⁸

⁴⁷ さらに指針については、次を参照。UNESCO 世界遺産センター。2011 年能力構築のための世界遺産戦略の提示と採択。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-11/35.COM/9B)
<http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>

⁴⁸ UNESCO。1972 年世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための条約。(世界遺産条約)。

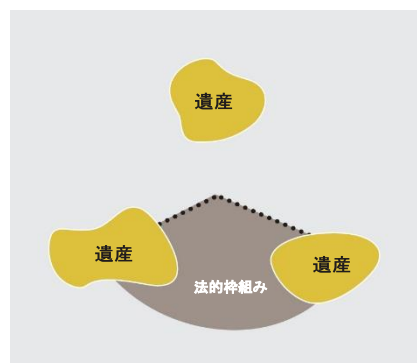
4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

4.2 遺産管理体制の3つの要素

3つの要素の定義。主要な遺産管理体制には、相互に依存する3つの重要な要素がある。これは、国家遺産管理体制であるか、資産群のみに関係する制度であるか、又は単一の資産に関係する制度であるかにかかわらず、真実である。

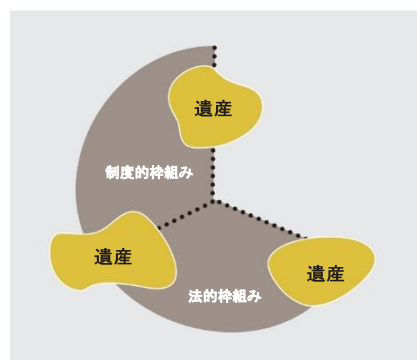
1. 法的枠組み

人々や組織が行動する権限を与える権限。それは、遺産を構成するもの、その保存と管理のための基準を、通常は法律によって定義する。



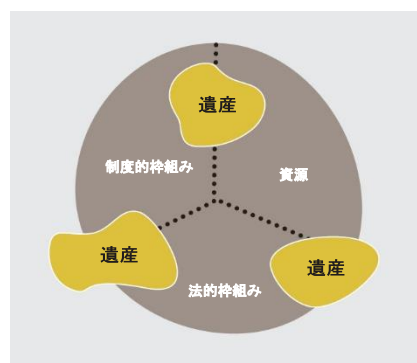
2. 制度的枠組み

活動を実行するための運用構造と作業方法を設定する組織設定。



3. 資源

運用能力を創出し、プロセスを促進する人的、財政的及び知的投入。



要素 1: 法的枠組み**概要**

いずれの国にも、文化遺産を定義し、特定し、保護し、保全し、アクセスできるようにするための何らかの形の責務がある。形式は形式的な法体系から、世代から世代へと受け継がれる不文律にまで及ぶ。それは、国際条約や憲章、国内法、地域規制、地方条例、空間計画の枠組みの要件の融合である場合がある。どのような形式であっても、管理体制の存在を定義し、管理体制内の人々が行動することを可能にする法的枠組みを構成する。

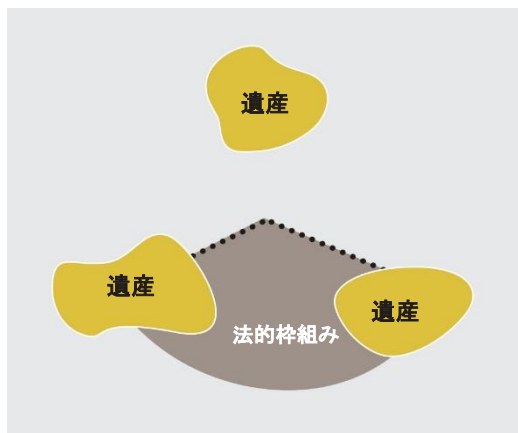


図 8: 遺産を特定し、定義し、保護し、保全するための法的枠組み

全般的な法的枠組み**多様である**

他の法律と同様に、遺産法には多くの目的がある。規制、認可、禁止、提供（資金）、制裁、許可、宣言、制限などである。⁴⁹

文化遺産を管理するための法的枠組みは、遺産のために特別に作成された法律によって公式化される場合もあれば、遺産の目的のために使用されている一般的な法律の副産物である場合もある（また定義も容易ではない）。法的枠組みの中には、全体的にも部分的にも、非公式で、成文化されていない状態を維持しているものもある。それはコミュニティ主導の最新のコンセンサスの表現に起因する場合もあれば、世代から世代へと受け継がれる口承が残っている場合もある。

法的枠組みは永続的なものとなる傾向があるが、例外的な状況や特定の提携契約の目的のために、一時的なものを設計することもある。多くの法的枠組みは、様々な起源を持ち、異なるレベルの管理体制（例えば、州法、国の法律、地方規則、資産固有の協定、及び文化遺産条約と憲章の遵守）で運用されている。

法的枠組みとは

法的枠組みは、形式化されているか否かを問わず、文化遺産の保護のための十分な法的及び規制的手段を提供すべきである。これは資産の管理体制のすべての側面を管理する。保護を必要とする文化遺産は、年齢や出身、両者の組み合わせ、あるいはその他の要素に応じた基準を用いて、国がしばしば法的枠組みを通じて定義する。

⁴⁹ <http://en.wikipedia.org/wiki/Legislation>

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

2 つの一般的な種類の法律は、(a) その国家にとって特に重要であり、したがって特定の管理の対象となる遺産地域の特定の指定、及び (b) 遺産地域又は景観の保護のための特定の政策を含むことができる空間開発の全般的な規制、である。このような形式の法律は、通常、世界遺産資産の管理体制の不可欠な部分である。すべての当事者が何が法的に可能であり、何が不可能であるかを完全に認識できるように、それらが公平かつ透明に適用されることが不可欠である。

文化遺産のための「法律」の出典

文化遺産に関する一般的な法律には、次のようなものがある。

- 憲法法令: 国の憲法に由来する規定。
- 文化遺産の保全と管理のために特別に作成された国、地域又は地方の法律。
- 伝統的な習慣と確立された慣行。

他の出典からの補足的な法律は、次のとおり。

- 都市計画法、環境法、土地法、輸出管理法など、文化遺産の保全と管理に影響を及ぼすその他の法律。
- 国際法、例えば UNESCO 1972 年世界遺産条約のような国際条約で、その規定を国内の法律や政策に組み入れなければならないもの。

主要な法律を構成していないが、遺産管理の方針と慣行に影響を与える可能性のある規範やその他の規制枠組みがある。これらには、特定の機関によって作成された法律や恒常的命令が含まれる。

全般的な遺産の法的枠組み

主な考慮事項

遺産に対する効果的な法的枠組みは、おそらく次の特徴を有する。

- 登録された資産、保護、立地地点の区分及び介入政策に関する明確な規定。
- 幅広い協議と幅広い参加を可能にするための「他者と協力する」明確な指示。
- 持続可能な地域開発の懸念を遺産管理体制のすべての分野に統合するための規定。文化資源の恩恵を「共有」することによって、社会は課題に向かって立ち上がり、その見返りに遺産に対する責任を共有することになる。
- 文化遺産の利益のために、他の種類の国や地域の法律（例えば、計画法）をうまく利用する能力。例えば、ニュージーランドの 1987 年自然保護法は、天然資源と歴史的資源の保全のために 25 の以前の法律を 1 つの法律にまとめた。⁵⁰ 50。
<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1987/0065/latest/DLM103610.html>
- 意思決定を遺産資産と解決すべき問題に近づけるための権限の分散化の可能性。
- 異なる管理ツールを使用し、その影響をモニタリングし、文化財とその管理体制に対する変更をより効果的に管理するための新しいツールを採用するための規定。

全般的な遺産の法的枠組み

推薦書作成ヒント

- ▶ 法的枠組みの不備が、資産の管理体制の有効性を損なっているのであれば、遺産管理者は法改正を試みることができる。高いレベルでは非現実的であれば、地方レベルでの改革は、例えば、地域法、開発規則、地方政策、機関間の提携、能力構築などを用いることによって実現可能であろう。⁵¹例えば、緩衝地帯を規制するために、多くの国が地域又は地方議会の法律を利用している。成功した「地方」の解決策は、長期的には国家遺産法の改革に影響を与えることができる。このように、物件管理者は管理体制を通じて上流側に影響を及ぼすことができる。
- ▶ 複数の私有財産権及び/又は土地の集中的な利用（例えば、歴史的な都市、文化的景観）を伴う文化遺産がもたらす課題は、大規模な自然資産の管理においてしばしば直面する課題と類似している。自然遺産セクターからは多くのことを学ぶことができる。例えば、文化財の内外で認められている資源の利用が互換性があり、持続可能であり、可能な限り利益配分が受け入れられることを確保するために用いられる仕組み（例えば、政策、モニタリング、使用契約）である。⁵²
- ▶ 法律は静的なものではなく進化するものである。遺産管理に影響を与える法律やその他の法律の変更に応じて、定期的に考え方を変える必要があるかもしれない。
- ▶ 法律を改善する方法については、1972年のUNESCO世界遺産条約と同時期にUNESCOによって採択されたが、遺産実務者にとってはなじみの薄い文書である、文化遺産及び自然遺産の国家レベルでの保護に関する提言を参照のこと。⁵³

役立質問

- ▶ 貴国の憲法は文化遺産に言及しているか？責任は誰に割り当てられるか？連邦制度の中でも、例えばカナダは国レベルで多くの責任を負っているが、ドイツは州レベルに多くの権限を委譲している。他の国（例えば、イタリア）では、文化遺産の保護とその強化は異なる当局によって監督されている場合がある。
- ▶ 貴国の憲法/法律は、保護のみを重視しているか、それとも一般の人々のアクセスや他の人々との協力なども重視しているか？文化に特化した省庁があるのか、それとも文化ポートフォリオは、教育、研究、環境、さらにはスポーツといった別の省庁と対になっているのか？貴国では、他国の優先事項と比較して、遺産はどのくらい高い順位か？また、文化遺産へのコミットメントのレベルは、行動能力に釣り合っているか？
- ▶ 他の法律と比較して、文化遺産を扱う法律の重点は何か？貴国の法的枠組みは、文化遺産法や計画が他の法律や計画よりも優先されることを保証しているか（例えば、開発計画や観光計画）？他の政府の措置によって遺産への措置が損なわれていないことを確認することが重要である。
- ▶ その法律は実際に試用されているか？効果的か？政策は実施されているか？能力構築は、⁵⁴職員の法律や規制の実施の助けとなるか？場合によっては、法律が制定されているにもかかわらず施行されていないために、該当する文化財が損害を受けている。

...

⁵¹ 参照:UNESCO世界遺産センター。2011年能力構築のための世界遺産戦略の提示と採択。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-11/35.COM/9B) <http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>

⁵² UNESCO、ICCROM、ICOMOS及びIUCN。2012年自然世界遺産の管理。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル) 57～61ページ。

⁵³ UNESCO世界遺産センター。2011年Recommendation on the Historic Urban Landscape。
http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13087&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

⁵⁴ 参照:UNESCO世界遺産センター。2011年能力構築のための世界遺産戦略の提示と採択。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-11/35.COM/9B) <http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

- ● ● ▶ 文化財の文化的価値に影響（肯定的にも否定的にも）を与える利害関係者は、文化財の資源に依存している可能性がある。物件への依存が法的枠組みの更新を必要とするかどうかを確認したか？現在の法律は彼らの関与を妨げているかもしれない。代替的なアプローチを提供できる法的枠組みの他の形式があるかもしれない。組織的な方法で利害関係者と物件との関係を特定するのに役立つ、「遺産ツールキットの強化」の「ツール3:利害関係者との関係」⁵⁵参照。

世界遺産資産の管理を促進するために策定された新たな法的枠組み

南アフリカ政府は、世界遺産資産の管理を促進するための新たな法律を採択した。

この法律の目的は、世界遺産条約を南アフリカの法律に組み込むことを規定することである。南アフリカにおける世界遺産条約の実施、世界遺産の認定・登録、当局の設立と既存の国家機関への追加的な権限の付与、特に世界遺産の保全を保護するそのような機関の権限と義務、適当な場合の当局の理事会及び執行職員要素の設置、世界遺産の統合管理計画、世界遺産に関連する土地問題、当局に対する財務、監査及び報告の管理、及び付随的な事項を定めること。



ロベン島（南アフリカ）

© UNESCO / F. Bandarin

1999 年第 49 号:世界遺産条約、1999 <http://www.info.gov.za/view/DownloadFileAction?id=70616>

世界遺産の法的枠組み

主な考慮事項

本世界遺産条約の第 4 条は、文化遺産及び自然遺産の特定、保護、保全、提示並びに未来の世代への伝達を確保する義務は（第 1 及び 2 条に記載のとおり）各締約国の義務であるべきと考えている。すでに登録されている、又は登録されようとしている資産について、世界遺産の要件を満たすためには、新たな法律を制定するか、他の管理体制の法律との連携を強化する必要があるかもしれない。次の一覧は、現在の優先順位（世界遺産の要件は絶えず変化しており、モニタリングされなければならないことを忘れてはならない）を示している。

世界遺産登録に必要な追加的立法措置（既存の法律又は補足的な法律が十分でない場合）:

- ・国及び地方レベルでの立法上及び規制上の措置は、OUV の保護を保証し、OUV に悪影響を与える変化、例えば、影響評価を法的に要求するような変化を防止しなければならない。

⁵⁵ Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J. 2008 年遺産ツールキットの強化自然世界遺産の管理効果の評価。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー 23)。ツール 3：利害関係者との関係、28 ページ。 <http://whc.unesco.org/en/series/23/>

- 法的枠組みは、世界遺産資産自体、その緩衝地帯及びより広い環境（以下「影響の範囲」と称する）に対して、保護を提供し、様々なレベルの制限を課す必要がある（OG 第 103 項～第 107 項）。
- 世界遺産資産に影響を及ぼす既存の法律を統合するための仕組み（可能性のある新たな法律）が必要であり、特に複数の所有権、異なるレベルのガバナンス（州、国など）、継続的な土地利用/商業活動を有するものが必要である。
- 「連続的な」及び/又は「越境的な」資産の場合には、関係する締約国の関連法律を尊重する具体的な仕組み（可能性のある新たな法律）を策定する必要があるかもしれない。

世界遺産の法的枠組み

推薦書作成ヒント

- ▶ 効果的な管理体制のためには、法律が顕著な普遍的価値を維持するのにどの程度役立っているか、及び国及び地方政府が資産（及び一般的な文化遺産）をどの程度支援しているかを確立することが重要である。不十分な点を指摘することは、管理体制の上層部に対する批判と解釈されかねないため、微妙な問題である。「遺産ツールキットの強化」の中の「ツール 4: 国家的文脈の再検討」として提案されたような体系的な評価を追求することは、⁵⁶物件管理者がプロセスと結果を公平で広範囲にわたるものにする 1 つの方法である。
- ▶ 中央政府の政策決定者は、日常的な管理問題を十分に認識しなければならない。そうでなければ、省庁レベルの立法と財産レベルの運営の間のつながりが脆弱になる場合がある。
- ▶ 法的規制は、各締約国の法制度の全体的な性格に応じて様々な形態をとることができる。例えば、ローマ法やナポレオン法典に基づく法制度は、慣習法というアングロサクソンの伝統の中で発達したものとは異なっている（成文化された法律ではなく先例に基づく）。国際協力（世界遺産地域の能力構築、越境資産などのためのもの）は、このような違いを認識することによるメリットがある。

役立つ質問

- ▶ その遺産が世界遺産に登録されて以来、OUV を保護する必要性は正式な法的枠組みのどこかに導入されたか？
- ▶ 緩衝地帯とより大きな環境を規制する新しい法律（国の法令であれ地方の条例であれ）はあるか？
- ▶ 保護と保全を通じて OUV がどのように維持されるかを規定する試みは、法律のどこかにあるか？
- ▶ この義務の知識の明確化は一助になるか？
- ▶ 文化遺産のための国又は地方の法律において、国際的な保全協定や条約の正式な承認はなされているか？⁵⁷

⁵⁶ Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J. 2008 年遺産ツールキットの強化自然世界遺産の管理効果の評価。ユネスコ世界遺産センター、パリ。（世界遺産ペーパー 23）。ツール 4：Review of National Context, p.32. <http://whc.unesco.org/en/series/23/>

⁵⁷ UNESCO と欧州評議会の文化遺産条約の有用な概要は、2012 年の ASCHB 議事録の記事にある：www.aschb.org.uk/index.asp

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

緩衝地帯を規制するための強力な法的裏付け

これは、緩衝地帯の確立と調整が最も注目されている事例である。文化保護区緩衝地帯及びその領土 (2,455.2 ヘクタール) は、リトアニア共和国のセイマス (議会) 決議によって承認された。緩衝地帯は、文化保護区の文化的価値を物理的、視覚的、社会的発展の悪影響から守り、全体的な生態学的均衡を確保するために設けられた。



ケルナヴェ遺跡
(ケルナヴェ文化保護区) (リトアニア)

要素 2: 制度的枠組み

概要

文化遺産の管理に必要な組織的ニーズと意思決定は、しばしば制度的枠組みの構築につながってきた。活動の計画と実施、作業方法の継続的な見直しと改善を行う。

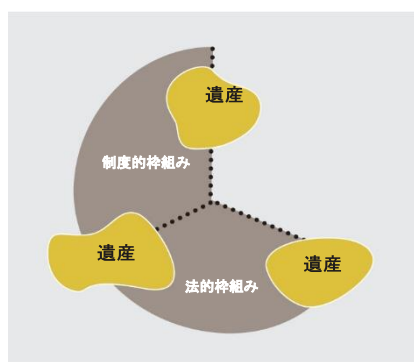


図 9: 制度的枠組み
組織のニーズを形式化する

全般的な制度的枠組み

多様である

制度的枠組みは、正式な法律や時間をかけて確立された慣行、あるいは両者の混合によって強化される。制度的枠組みは、単一の組織によって提供される場合もあれば、それに貢献する複数の組織によって提供される場合もある。後者は、地理的に広い地域、複数の所有権を有する資産 (都市の中心地や景観など) 又は世界遺産資産の場合に起こりやすい。

制度的枠組みは一般的に恒久的な組織構造を統合するが、時として特定の状況に対処するために一時的な取り決めに頼ることもある。それらは、次の表に示すように、(a) 一次管理体制の一部として遺産管理に第一義的な責任を有する者と、(b) より限定された範囲の者に分けられる。

表9 制度的枠組み:責任に基づく2つの広範なカテゴリー

制度的枠組みへの関与が異なる組織	
国 主な管理責任 (主な管理体制の一部) ・ 中央政府 (省庁) ・ 半政府 (中央統制) ・ 地方レベル ・ 法律による権限付与 (サブ機能) ・ 個人信託 ・ 混合型新機関 (統合)、共同管理 ・ 個人所有者を含む物件固有 ・ 組織化されたコミュニティグループ ・ 従来の所有者コミュニティグループ 国際 主な管理責任 (計画・実施) ・ UNESCO (世界遺産委員会/センター)	二次的支援の一般的な供給源 (しばしば関連する資源) ・ 遺産セクター以外の公的機関 ・ 実施機関 ・ 研修機関・大学 ・ 研究機関 ・ 専門機関 ・ 資金提供機関 ・ 従来の所有者 ・ コミュニティグループ ・ コンサルタントサービス 部分的な管理責任 (ほとんどが関連する資源) ・ 能力構築・研究機関 (例えば、ICCROM、SPAFA) ・ 専門組織 (例えば、ICOMOS、WAC) ・ 資金提供機関 (例えば、WMF、Getty) ・ コンサルタントサービス

今日、多くの種類の制度的枠組みが存在している。

- ・ 単一の強力な機関
- ・ 共同管理により責任を分担する混合型機関
- ・ 既存組織内の新組織
- ・ 物件固有の取り組み (しばしば世界遺産登録に触発)
- ・ 都合の良い (例えば) 地方分権の再組織
- ・ 特に公的に所有・管理されている文化遺産を監督する公的機関の場合、「私的な」関与を伴う枠組み。

民間セクターや他の組織からの貢献が増大するにつれて、制度的枠組みは様々な形態をとり、様々な能力を対象としている。それは、財政支援からの補填 (商業セクター)、慈善団体からの補填 (例えば、NGO、コミュニティグループ、遺産信託)、又は専門知識、サービス、作業の大規模な外部委託からの補填に依存する場合もある。

制度的枠組みの意義

制度的枠組みは、効率的な意思決定を可能にし、管理体制のすべてのプロセス (第 4.3 部参照) を促進すべきである。これは、継続性の必要性と、変化に対応するために必要な組織の柔軟性とのバランスをとることで実現される。

制度的枠組みに関する主な考慮事項

次の考慮事項はすべて、遺産のための効果的な制度的枠組みの構築と維持に貢献する。

- ・ より広範なガバナンス背景 (法律、制度的取り決め、民主的プロセスを含む。74 年の

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

ガバナンス参照)との関連で十分に定義されている。

- 新しい概念、傾向、及び要件に対応できる柔軟性と応答性。
- 適切な場合には、意思決定を財産の問題に近づけ、地域社会の参加を促し、持続可能なアプローチを促進するための組織的な分権化。
- 複数の組織から構成される制度的枠組みが増加していることに十分な注意を払う。これには2つの重要な意味がある。
 - 結果として生じる管理課題に対処するための新しいスキルの必要性、
 - 複雑さが増すにつれ、説明責任の欠如、透明性の低下といったリスクの重複（無駄な繰り返し）。
- 開かれた組織構造と、統合的アプローチ、すなわち他者との協力を推進するための十分な運営能力。利害関係者の適切な関与は、持続可能性の問題や、持続可能な開発（の恩恵を受ける）ために遺産が果たすことのできる貢献と不可分である（第2.3部参照）。
- 制度的枠組みのための一連の指針。これらは、前向きな変化が生じる場合には、力を与え、参加及び包摂の概念を促進し、反対の傾向（疎外、差別、無力化、排除、無発言の放置）がもたらす深刻な結果を強調すべきである。管理体制が適用される場合、受動的な受け取り側は、可能な限り存在すべきでない。

全般的な制度的枠組み

推薦書作成ヒント

- ▶ 明確な役割と責任能力を維持しながら、組織全体に意思決定の権限と責任を分散させる制度的枠組みが効果的である。
- ▶ そのチーム（例えば、職員の研修、研究取り組み）の知的開発に投資し、一般的な保全の議論に貢献する制度的枠組みは、この投資が効率の改善と、その管理下にある文化財に対する新たな形の支援となることが分かるであろう。
- ▶ 制度的枠組みに欠陥があり、再編が不可能な場合、提携は、組織構造の範囲と柔軟性を高めるための能力構築の一形態として機能することができる（第3.8部参照）。
- ▶ 同様に、遺産管理計画（付属書A）は、意思決定の仕組みに肯定的な影響を与えながら、他の管理体制からの貢献の助けを借りて、一次的な制度的枠組みの欠点を克服するのを助けることができる。これは、世界遺産資産で使用される主要なツールとなっている。
- ▶ 特定の資産とそこで行われた過去の活動についての知識を得て維持することは、将来の活動を伝えるために重要である。制度的枠組みとその職員（第4.3部、資源参照）は、知識の継続性を保証する上で重要な役割を果たす。再編成は、専門知識を失うことのない段階的なプロセスであるべきである。同様に、より多くの外部の請負業者や専門家を利用する場合には、厳格な文書化要件と十分な社内の監督が必要である。
- ▶ 「我々の遺産ツールキットの強化」で提案されたものと同様の体系的評価「ツール3:利害関係者との関係」は、この目的のための制度的枠組みを改善するのに必要な情報を提供することができる。⁵⁸
- ▶ 公的な遺産機関と新たな機関を統合する混合型制度的枠組みは、世界遺産の義務に対処するのに役立つ。それらは、かなり永続的なものであっても、有限期間のものであってもよく、特定の目的を達成するために外部提携者を招き入れることで、資産の長期的な管理に前向きな財産を残すことができる（例えば、ヘルクラネウム（イタリア）の事例研究、111ページ参照）。
- ▶ 制度的枠組みが伝統的/確立された慣行であるならば、その軽量の組織形態が広範なコミュニティのコンセンサスに基づいていることが一層重要である。

⁵⁸ Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J. 2008 年遺産ツールキットの強化自然世界遺産の管理効果の評価。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー23)。ツール3：利害関係者との関係、28 ページ。 <http://whc.unesco.org/en/series/23/>

役立つ質問

- ▶ 制度的枠組みは、明確に文書化され、透明性があり、利用可能であるか？これは、とりわけ、説明責任と職員の動機を促進し、参加型アプローチを促進するために不可欠である。
- ▶ 参加型（付属書 A 参照）で価値を特定した上で、それを保護する制度的枠組みの妥当性についても検討しているか？
- ▶ 制度的枠組みの能力（自律性、大きさ、効率性、応答性など）は、それが責任を負う特定の文化財のニーズに十分に対応しているか？また、より広い環境（緩衝地帯を越えて）や、社会的、経済的、環境的影響についても同様か？
- ▶ 資金のみならず、多様な資金源から資金を引き込める機関の能力が評価されているか？
- ▶ 制度的枠組みの中で、資金提供者、優れた統治機関、職員、対象集団（及び未来の世代）に対して説明責任を負う組織能力があるか？
- ▶ 担当機関の「権限」を確認すること。世界遺産条約のコミットメントが当該資産について維持されることを確保する権限を有するべきであり、それよりも低いコミットメントの度合いでよしとされてはならない。これは重要である。
- ▶ 新しい革新的なツールを用いて、制度を改善する内部能力はあるか？

世界遺産の法的枠組み

主な考慮事項

1972 年の条約では、運用規定の必要性について言及しているが、制度的枠組みの具体的な要件や特徴については定義していない（国によって異なるためであると思われる）。

締約国は、世界遺産に関するすべての事項及び世界遺産センターとの連絡のための結節点として機能する単一の機関を特定しなければならない。特に、定期報告については、特定の締約国のすべての世界遺産の管理に主要な役割を果たす機関から（第 3.5 部参照）が任命される。

実際には、すべての世界遺産プロセスにおいて、暫定リストの作成から世界遺産資産の日々の管理に至るまで、機関が主要な役割を果たしている。実際、世界遺産資産の効果的な管理は、各機関が管理のあらゆるレベルで条約と「作業指針」をどの程度取り入れているにかかっている。

世界遺産を効果的に管理するためには、次のような柔軟性を備えた機関が必要である。

- 推薦準備から登録後の管理まで、特定の資産に関連する様々な機関と協力する
- 要件を遵守する（例えば、責任のモニタリング、「保全状況」の要請の追跡、任務の円滑化、定期報告、OG 要件、管理の基準としての OUV の保護の必要性）、及び
- 世界遺産制度の新しい概念に対応する（例えば、能力構築、リスク管理、持続可能な開発へのアプローチの改善、気候変動の影響）。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

文化遺産セクターのガバナンス

「ガバナンス」は、公共遺産機関と遺産 NGO が、民間セクターを悩ませてきた、いくつかの重要な企業の崩壊が不十分なガバナンスに起因するといった災厄を防ぐために、自らの政策と慣行を検討することで、遺産セクターの主要な関心事となっている。

良きガバナンスとは、統治機関、市民、民主的プロセスの関係、効果的で機能的な政府形態を実現する能力を指す。

調査によると、⁵⁹OECD が民主的な公共機関のために特定した原則は、文化遺産セクターのための非政府及び公共セクターのガバナンス、特に遺産資産又はその近くに住む市民のためのガバナンスに適用可能である。

- ・ 法規範の尊重、
- ・ 民主主義制度の開放性、透明性、説明責任、
- ・ 協議及び参加のための仕組みを含む市民との取引における公正及び公平、
- ・ 効率的・効果的なサービス、
- ・ 明確で透明性のある適用可能な法令及び法律、
- ・ 政策形成における一貫性と統一性、及び
- ・ 倫理的行動の高い基準。⁶⁰

OECD が特定した優先分野は、遺産セクターにとっても重要である。すなわち、電子政府、規制改革、公共部門の予算編成と管理、市民の政策立案への参加、腐敗との闘いである。

UNDP にとって、良いガバナンス及び民主的なガバナンスは、「意味のある包括的な政治参加であり、基本的に、生活を形成するすべての決定において、より大きな発言権を持つ人々」を必要とする。⁶¹ガバナンスの強化は、常に現地からの情報提供とコミットメントにかかっている。国際的な指針は、各国の状況や制度の特徴に左右されるため、グローバルな知見を直接適用することはできない。地域のデータのみが、変化を説得力のあるものにすることができ、関連する問題が特定され、法的・規制改革のための政治的機会が確保されるのは、地域の能力を通じてのみである。

企業セクターからの定義を用いて、⁶²文化遺産セクターにおけるガバナンスの定義を次のように提案することができる。

最も広い意味では、ガバナンスは経済的目標と社会的目標の間、及び個人的目標と共同体の目標の間のバランスを保つことに関係している。ガバナンス・フレームワークは、資源の効率的な利用を奨励し、同様に、それらの資源の管理について説明責任を要求するために存在する。その目的は、個人、文化遺産、社会の利害をできる限り一致させることである。

⁵⁹ いくつかの国際的な遺産関連機関、信託機関、組織による良きガバナンスの原則は、次の分野における文化遺産セクターの一連の原則を策定するために用いられる。Shipley, R. and Kovacs, J.F. 「文化遺産セクターのための良きガバナンス原則:国際的な経験からの教訓」 コーポレート・ガバナンス、Vol. 8 Iss:2、2008、214～228 ページ。エメラルドグループ出版社。

⁶⁰ http://www.oecd.org/about/0,3347,en_2649_37405_1_1_1_1_37405,00.html

⁶¹ <http://www.undp.org/content/undp/en/home/ourperspective/ourperspectivearticles/2011/05/20/why-good-governance-makes-for-better-development.html>

⁶² Claessens, S. 2003 年 コーポレートガバナンスと開発。グローバル・コーポレート・ガバナンス・フォーラム、焦点 I。国際復興開発銀行、ワシントン DC。

要素 3: 資源

概要

資源は運用能力の基礎であり、3つの主要な形態、すなわち人材、財務、知的である。それらは制度的枠組みが法的枠組みによって定義された権限を遂行することを可能にする。これらは制度的・法的枠組みよりも頻繁に変更される可能性が高い。

「管理」の定義の多くは、人材と資源を中心的な問題としている。

「管理とは、人やその他の資源の助けを借りて物事を成し遂げる活動である」

「管理とは、人々がある活動に責任を持ち、その進歩と結果を意識的に形づけようとするときに起こる、一般的な人間活動である」⁶³

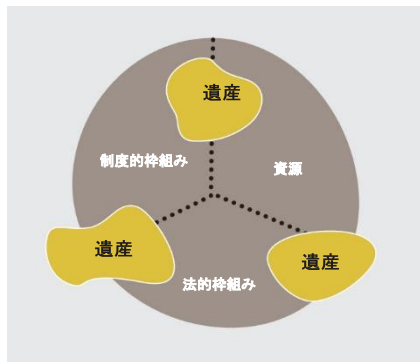


図 10: 資源は、人材、財務、知的であり、運用能力の基礎である

全般的な資源

可用性と使用率は大きく異なる

人材

通常、公的管理下にある文化遺産のための人材を提供するのは、機関自身である。しかし、多くの国で専門知識や作業の外部委託（しばしば公的機関の縮小及び/又は公的機関が負う直接的なリスクを低減したいという願望に関連する）への移行により、より幅広い専門家や請負業者が遺産保全に携わる機会が生じている。

文化的景観や都市遺跡の場合、遺産資産が家や生活の場である人々（例えば、民間の所有者、住民、地域社会、土地の労働者）が、しばしばボランティアとして、遺産の管理に多くの人材を提供していることが多い。

世界遺産能力構築戦略（他セクターの経験も利用する）は、人材の重要性を反映して、遺産管理体制の能力構築が人間中心の学習の形態に基づくものであると定めている。それは、遺産の性質が存在する3つの主要な分野、すなわち実務者（制度的枠組みの内外で活動する）、制度的枠組み、コミュニティ及びネットワーク間、及び能力を構築することができる、本質的に実務者、政策立案者及び他の利害関係者の代表のそれぞれの主要な対象者を特定する（第3.8部参照）。

財源

財源は、固定（発生源、範囲、時期の観点から）又は異なる財源による変動（例えば、地方、国際、又は伝統的な資金源、あるいは貸付、民間資金、国際協力、世界遺産資産に対する特定の支援、持続可能な資金調達）のいずれか、あるいは両者の混合である。

通常、文化遺産の財源を公的所有と管理の下で提供するのは政府予算であったが、公的

⁶³ Boddy, D. 2008 年 管理: はじめに(第4版)。フィナンシャル・タイムズ/プレントイス・ホール、英国、ハーロウ。

資金が減少したため、他の財源からの資金調達が求められている。このように、公的所有の資産は、民間所有における文化遺産の特性のいくつかを引き継いでいる。例えば、都市の遺跡や文化的景観などであるが、これらは可能な限り資金を求めている。

文化財から直接生み出される財源も、経済の持続可能性を追求する上で重要になってきている。

知的資源

19 世紀の終わりには、保全原則という形の豊富な知的資源が西側世界に出現した。世界中から新しい知識が提供されるにつれて、資源は進化し続けている。保全又は管理プログラムの成功は、日々の活動と管理体制の改善のため、また既存及び新規の利用者とのコミュニケーションのために、知識が生み出され、維持され、更新され、交換されることにかかっている。

これは、管理体制の中の多くのレベルで、能力構築（上記の「人的資源」と第 3.8 部を参照）を通して、しばしば研究や職員開発の形で行われる必要がある。人的資源と知的資源は大きく重複している。管理体制の中の人的資源は重要であるが、知的資源の唯一の発生源ではなく、受給側でもない。また、知的資源は、内部のモニタリングと評価（第 4.3 部「モニタリング」参照）、及び情報管理、外部委託（付属書 B 参照）、擁護を活用した外部支給源を通じて強化されなければならない。実際、地域の経験やノウハウは、国内の研究機関や国際的な憲章（第 4.4 部「管理体制の改善」参照）のアウトプットと同じくらい貴重な知的資源である。人材や資金などの知的資源が不足していることが多い。

資源の目的

資源の配分と操作は「資源の調達」を構成する。資源は、上述したように、人的資源、経済的資源、知的資源の 3 つに大別されるが、それらは異なるカテゴリーに分類することもできる（例えば、物質的、技術的、設備的、自然的又は無形の資源）。

「インプット」とも呼ばれる資源は、文化遺産を保全し管理するための管理体制を機能させる「燃料」である。その量と質は、他の要因とともに、特定の制度的枠組みの運用能力を定義する。文化遺産の資源は一般に希少であるため、それらが効果的に利用されることが一層重要である（第 4.3 部参照）。

資源の効果的な配分のための重要な考慮事項

次の考慮事項はすべて、遺産のための資源の効果的な配分に貢献する。

- ・ 透明性（定期的な監査、標準的な見直し手続き、質の高い財務報告、可能な場合には帳簿がオープンであるなど）と説明責任（明確な責任配分と伝達手段）。
- ・ 持続可能性の原則を反映した自然資本、人的資本、社会資本への投資（第 2.3 部参照）。これは、専門家だけで解決できる問題と、より広範な協議が必要な問題を判断する、組織内及び/又は組織外の専門家による参加型アプローチに依存する。広範な協議がなければ、一層の説明責任と透明性が必要である。
- ・ 人事、財務、知的の 3 つの分野すべてにおいて、内部（組織内）と外部の資源の使用のバランス（第 4.3 部、実施参照）。特に、定期的な外部委託のために組織内の固定的な専門知識が減少している場合には、組織の記憶喪失を避けるように注意すべきである。
- ・ 文化遺産は再生可能資源ではないため、管理者は効果的に管理するために必要な情報を持っていなければならない。調査は、資産に関する基本的な情報を提供し、戦略、活動及び方法論を改善することによって管理を強化することができる。
- ・ 特定の資産及び一般的な文化遺産セクターに関連した前向きな学習環境を育成することは、対象となっている個人及び彼らが関与している組織、コミュニティ及びネットワーク（第 3.8 部：能力構築参照）の機能改善につながり、遺産に肯定的な影響を与える。

能力構築による効率性の向上は、ますます多くの文化財における資源の減少傾向に対抗することができる。多くの場合、知的資源（金銭的ではなく）をもたらす新しい提携先を探すことが、しばしば組織の優れた能力構築の取り組みを実現するための鍵となる。

一般的な遺産のための資源の配分

推薦書作成ヒント

- ▶ 資源の発見と配分のためのアプローチは、他の多くのセクターで用いられている基本原則から次の便益を得ることができる。
 - 明瞭かつ明瞭であること、
 - 未来に目を向けること、
 - 過去から学ぶこと、
 - 記憶に残る魅力的なプロセスを作ること、
 - 現実的な目標、すなわち、利用可能な資源を考慮した現実的な計画
 - 組織の価値観や文化との良好な連携、
 - 「利用者」のニーズにより推進される（例えば、敷地への訪問者、敷地内又は周辺の地域社会、未来の世代）。
- ▶ 他の人々と力を合わせ、パートナーシップを促進することは、資源（広報活動の強化と募金活動の強化）を増やし、文化遺産の特定の課題に対処するために資源の配分を改善することができる。パートナーシップはまた、新たな支援源を引き込み、不足時の柔軟性に対応時間を増大させる触媒としての役割を果たすことができる
- ▶ （ヘルクラネウムの事例研究、111 ページ参照）。
- ▶ 外部の専門知識、その他のサービス又は保全作業（第 4.3 部、実施参照）の調達及び委託を行う場合、組織内の選定手順及び管理は特に厳格でなければならない。
- ▶ 管理の有効性をモニタリングするには、とりわけ、資源の調達と利用の変動を注意深く測定し、これが計画と実施のプロセスの一部となるようにすることが必要である（第 4.3 部参照）。
- ▶ 管理ツールを使用すると、変動する資源の影響を確認して軽減し、不足を予測して適切に管理することができる。
- ▶ 資源のニーズと利用可能性を定量化し、定義することは、職員、資金、設備の不足、及び外部機関の任命を行うなど計画された管理活動を実施するために必要な手段を特定するのに役立つ。ツール 7「管理のニーズとインプットの評価」が提案する「遺産ツールキットの強化」がここでは有用である⁶⁴（付属書 B 参照）。

...

⁶⁴ Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J. 2008 年遺産ツールキットの強化自然世界遺産の管理効果の評価。ユネスコ世界遺産センター、パリ。（世界遺産ペーパー 23）。ツール 7：管理のニーズとインプットの評価、44 ページ。http://whc.unesco.org/en/series/23/

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

- ● ● ▶ 複数の研究取り組みがある又は誘致する意向がある資産については、IUCN の提言に沿って研究者の行動規範を策定することは前向きな影響を及ぼすであろう。⁶⁵
- ▶ 有能で献身的なリーダーシップは、通常、草の根レベルの経験と正式な教育資格の両方から得られた確かなスキルを組み合わせたものである。優れたリーダーシップは、前向きな管理を可能にし、組織の危機管理への依存を減らす。
- ▶ ニーズを客観的に推定することにより、政府、寄付者、その他の支援源からの資金提供の提案を強化することができる。
- ▶ 国際援助セクターからは、次のような寄付者を優遇することの利点など、寄付者の管理について多くの助言が得られる。
 - ・ 既知の組織又は統合されたパートナーシップ、
 - ・ 能力構築、スキル開発、紛争解決への献身、
 - ・ 内部の組織政治の回避及び非介入的な方法の採用、
 - ・ 制度的枠組みの資源吸収・管理能力の測定及びこれに対応するための財政的及びその他の支援の調整。

役 立 っ 質 問 質 問

- ▶ 遺産セクターは様々な専門家からの貢献を要求する。制度的枠組みの内外のすべての関連学問分野のサービスが得られているか？
適切な意思決定を保証するために効果的に協働することを確保するための仕組みが整備されているか？
- ▶ 人的資源へのアプローチは、職務内容、職員評価、苦情処理手続き、昇進計画、保険など、多くのセクターで試験・試行されてきた。内部職員は適切で、職務を遂行する手段を有することを確保するために雇用されているか？技術職員の職務が過度に希薄化されることを回避しているか？（通常、過度の行政上の義務に起因する）
- ▶ 物件の効果的な管理に必要な資源を定期的に評価し、利用可能な資源と照らし合わせて測定しているか？この評価は、物件管理要件の完全な理解に根ざしているか？
- ▶ 時間の経過に伴う職員及び資源の可用性の変化をモニタリングするために、これらの資源に関する情報を収集しているか？

世界遺産のための資源活用

世界遺産を有する締約国が行う配慮のための追加的資源

世界遺産条約は、締約国が登録資産の OUV を維持するために、可能な限りの資源を提供することを期待している。国際協力は条約の基本原則の一つであるため、本委員会は締約国を支援するために国際的な寄付者からの支援も求める。加えて、場合によっては、本条約により設立された世界遺産基金を通じ、暫定リストの作成、推薦、研修及び資産の保全のために締約国を国際的に支援する。また、緊急時には資金の配分も可能である。また、締約国を支援することを目的として、諮問機関及び世界遺産センターが、ときには他の提携先と共同で、研究及び能力構築の取り組み（学習資源の重要な部分を含む）を策定している。

⁶⁵ UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN。2012 年 *自然世界遺産の管理*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。
(世界遺産リソースマニュアル) 75～77 ページ。
<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-703-1.pdf> (英語の Web サイトページ)。

一次管理体制を強化するために NGO が提供する資源の例

世界遺産資産の推薦と管理において非政府組織が重要な役割を果たしているという興味深い事例研究がある。チャーンパーネール・パーヴァーガド遺跡公園（インド）の例。ヘリテージ・トラスト・パローダは、2002 年に遺産登録され、その後管理計画が策定された遺産の推薦書類の作成において、インド考古学調査局、インド国内の遺産の法的管理機関、世界遺産登録機関を支援した。彼らの画期的な成果の一つは、OUV を保護し、世界遺産資産の発展を管理することを主な目的として、すべての利害関係者を含むチャーンパーネール・パーヴァーガド考古学公園管理局を設立するための法案の推進であった。



チャーンパーネール・パーヴァーガド遺跡公園（インド）

© UNESCO / Nomination

世界遺産のための資源配分に関する主な考慮事項

世界遺産登録によって生じた追加的な義務、制度及びそのプロセスは、締約国が解決しなければならない資源水準（財務、職員の時間、新たな専門知識）に影響を及ぼす。

締約国は、登録資産の OUV を維持するために利用可能かつ十分な資源があることを、登録推薦プロセスを通じて保証しなければならない。管理体制は、現在及び将来（OG 第 108 項～第 118 項）の双方において、適切かつ十分な資源を必要とする。世界遺産の場合、計画、実施、モニタリングなどの管理プロセスに十分な資源を投入し、第三者との良好なコミュニケーションを可能にすることが特に重要である。

世界遺産資産（OG 第 212 項）のための実務者の能力構築、制度的枠組み、ネットワーク及びコミュニティは、資源調達の高難性を克服するのに役立つ。締約国は、効率性及び有効性を損なう脆弱な、十分に活用されていない、又は不足している能力をモニタリングし、それに基づいて行動するための仕組みを有していなければならない。これにより、世界遺産の遵守によって生じる資源に対する余分な需要を減らすことができる。

能力構築には、追加的な財源の初期配分が必要となる場合があるが（OG 第 225 項～第 232 項）、長期的には、既存の財源の有効活用を高めることができる。この点で、締約国は、能力構築のための世界遺産戦略⁶⁶（第 3.8 部参照）及びその専用の学習環境と研究活動から便益を得ることができる。

能力構築は、とりわけ、「作業指針」の定期的な改訂に反映される世界遺産プロセスの変更を含め、遺産管理実務のための新たな知識について、職員及び外部委託された実務者に更新情報を提供すべきである。世界遺産資産の管理に関与するすべての者は、すべての管理プロセス、特に文化財の OUV が維持されることを保証するプロセスを支援するために、資産の価値に関する十分な知識を有していなければならない。

⁶⁶ UNESCO 世界遺産センター 2011 年能力構築のための世界遺産戦略の提示と採択。ユネスコ世界遺産センター、パリ。（Doc WHC-11/35.COM/9B）
<http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

世界遺産資源と世界遺産ネットワークの積極的な活用は、資産管理者に新たな形の支援を提供し、資産の OUV に対する理解を維持することに役立ち、資産管理のための共通のビジョンを前進させる。

世界遺産のための資源活用

推薦書作成ヒント

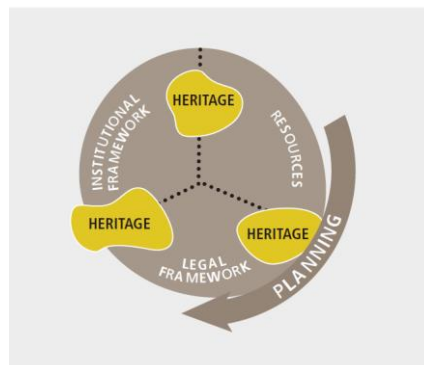
- ▶ 場合によっては、中央省庁/機関が、現地の遺産管理当局や資産レベルの職員さえ十分に関与せずに、遺産の世界遺産としての地位を追求することがあり、そうした職員は、自らがその遵守を保証しなければならないことに気付く。物件管理に直接関与する遺産の実務者は、資産が登録されるべきである場合、登録されなかった場合は資産が将来の管理に逆効果となることを理由に、推薦書類の作成に積極的に関与すべきである。
- ▶ 世界遺産の成功は、資産の登録が、資産における国際社会、地域社会及びネットワークの関心を高めるブランディングの形態であるということである。これは、資産のための新たな資源を引き込むために、管理体制のすべてのレベルが捉えるべき機会である。
- ▶ 世界遺産登録によって生じた資源に対する管理上の圧力は、資源の配置と操作を改善するための管理ツールを使用することによって軽減することができる。
- ▶ 世界遺産基金を通じた国際援助や新たな知識や資源へのアクセスなど、世界遺産制度がもたらす機会を、日常的な物件管理に携わる者が知らないことがあまりにも多い。
- ▶ 新たな知識は絶えず生み出されており、個々の遺産の実務者は、世界遺産センターと諮問機関の Web サイトに定期的にアクセスすることで、利益を得、貢献することができる。中には、定期的に電子ニュースレターを発行したり、ソーシャルメディア（例えば、ICCROM）を通じて貢献したりするものもあり、これらはすべての人に開かれた能力構築の機会に関する情報を提供する。

4.3 遺産管理体制の 3 つのプロセス

3 つの要素の定義: 第 4.2 部で概説した 3 つの要素は、管理体制を機能させ、結果をもたらすために組み合わせられる。遺産管理体制に共通するプロセスには、次のようなものがある。

1. 計画

意思決定の「誰」を理解し、到達すべき目標、とるべき行動、及び時間枠を決定し、これらの提案を記録して、他者に伝達し、すべての段階で進捗を見直す。



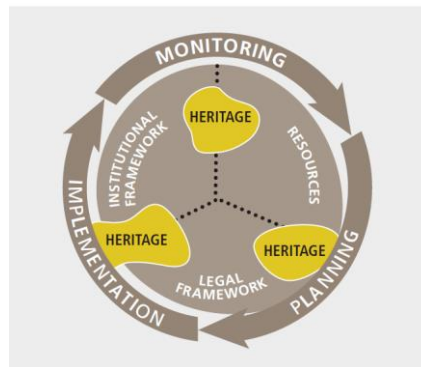
2. 実施

計画された行動を実施し、各段階のアウトプットと、最初に定義されたより広範な目標が達成されていることを確認する。格差が生じた場合には、必要に応じて、措置及びその実施方法を途中で変更すること。



3. モニタリング

データを収集及び分析して、管理体制が効果的に運用されていることを確認し、適切な結果をもたらしていることを確認し、不備又は新たな機会が生じた場合の是正措置を特定する。



これらの3つのプロセスは、遺産管理体制によって大きく異なる。これらは、複数の重複した周期で動作し、しばしば、区別しにくいように、調和して動作する。このセクションでは、3つの遺産プロセスについて説明する。

プロセスと全般的な管理の有効性との関係から、IUCN 国際自然保護連合は自然遺産管理者のためのツールキットを開発した。文化遺産へのその適用の初期の試験は、それが適切で有用であることを示唆している。付属書 B に要約を示す。

プロセス 1: 計画

概要

計画の作成及び改訂の仕組みは、管理体制間及び管理体制内で異なる。開始以来同じ手順を採用している機関もあるが、現在採用されている比較的新しい計画アプローチが多い。

計画、実施、モニタリングはすべて重要なプロセスであり、管理体制が結果を出すことを可能にする継続的な周期を形成する上でしばしば重複する。実施の成功とモニタリング戦略の有効性は、計画段階で行われる投資に大きく依存する。同時に、モニタリングプロセスからのフィードバックは、優れた計画立案の基盤となり、管理体制の改善と将来の実践につながる。



図 11:
管理体制の 3 つの主要なプロセスのうちの最初のプロセス: 計画

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

計画全般

アプローチと課題は大きく異なる

他のセクターと同様に、遺産セクターにおける計画立案は、意思決定プロセスが全く形式化されていないものも含め、複数のアプローチによって特徴づけられる。

計画立案は国レベルと財産レベルの両方で必要である。国レベルでの主な計画立案活動は、一覧（暫定リストを含む）及び法的保護のための措置を作成し、適切な保全及び長期管理措置を策定するプロセスの一部として、文化遺産を特定し、コンセンサスを得ることからなる。ある種の遺産については、計画プロセスの一部が、土地利用戦略の概要や民間所有者を巻き込んだ開発計画などの法律の条項ですでに表現されている。

多様な提携先（計画当局、コミュニティ、国際社会など）が存在し、状況からの圧力（緩衝地帯と広い影響範囲）とは対照的であり、日常的な行動と単発の行動の両方を計画する必要があるため、いくつかの重複した計画が共存する可能性がある。

特定の資産の計画立案に関して、管理体制は、資産の能動的な計画立案（問題と機会の予測）と反応的な計画立案（問題発生時の対応）を混在させる。理想的には前者が優勢であろう。

資産レベルでの計画に対する統合的アプローチは一般的になってきたが、真の参加のレベルは大きく異なる。実際には、体制によっては計画を実行しても、資源が不足していたり、コンセンサスが不十分であったりするため、計画を実行したり改訂したりすることができない。

計画へのアプローチを改善するための管理ツールを採用している体制もあれば、その欠点にもかかわらず、確立された慣行に忠実な体制もある。多くの国では、国家レベルでは戦略的計画立案（経営計画立案付属書 A 参照）が第 1 のアプローチであり、物件レベルでは価値観主導型アプローチ（第 2.5 部参照）しか真に受け入れられないかもしれない。

計画立案に含まれるもの

計画立案プロセスでは、資産とその利害関係者（すなわち、管理体制の目標設定）によって望ましいアウトカムを特定し、これらのアウトカムを達成するために一体となって提供される具体的なアウトプットを決定する。準備段階として、計画立案は、他者とのコミュニケーションを容易にし、すべての段階で進捗を見直す方法で、範囲、品質、経費、時間枠の観点から遺産プロセスと必要なアウトプットを定義する。

計画立案自体は、参加、協議、立案、見直し、更新がしばしば重複する次の段階を含むべき周期である。文化遺産については、例えば（ここでもしばしば段階は重複する）利害関係者の特定と情報の収集、遺産の特定と特徴づけ、現状の分析、ビジョン・目標・行動の設定、計画の立案、実施、見直し、更新など、より詳細に定義することができる。

計画立案が失敗した場合、実施開始後には是正措置を講じる経費が増加する。次の図⁶⁷に示すように、管理体制の行動を最小限の経費で改善する可能性を提供するのは、計画段階である。

⁶⁷ Burke, R. 2003 年 プロジェクト管理計画及び管理手法。John Wiley & Sons, Chichester, UK, p.24.

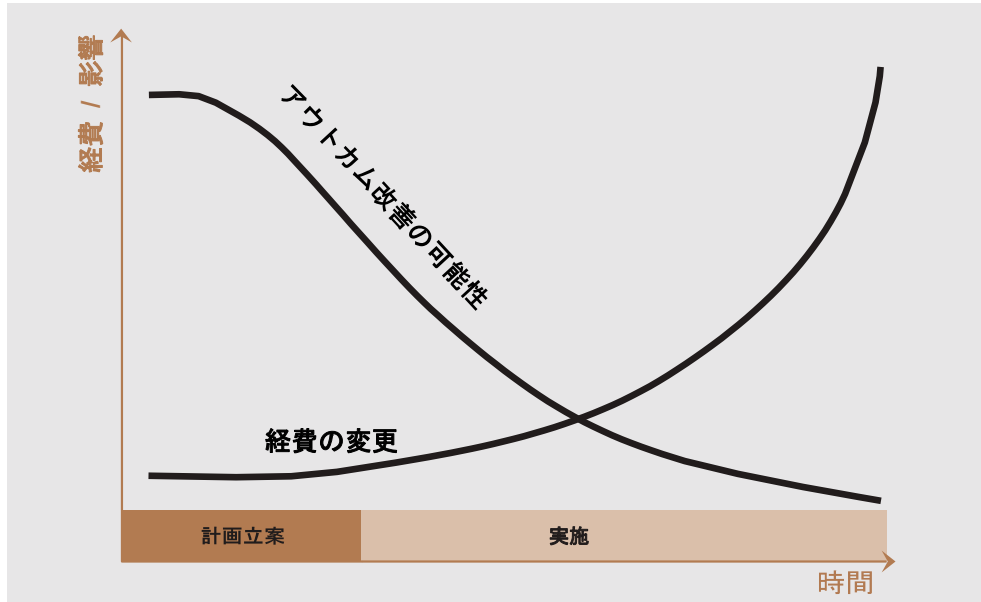


図 12: 早期の行動 (プロジェクトのライフサイクルにおける「影響 / 変更の経費」曲線) による経費削減。出典: Burke (2003)。

計画プロセスに関する主な考慮事項

計画プロセスは、遺産資産に関する多くの相互依存的要因に対応し、適応する必要がある。マクロレベルでの計画（例えば、国民）は、ミクロレベルの計画（例えば、特性又は特性のグループのために）と行動につながる系統的で全体的な意思決定のための枠組みを作るべきである。実際に、他の当局や機関と協働して、資産とその環境（緩衝地帯と広い影響範囲）の計画に影響を与え得る計画プロセスを特定し、それに応じてそれらを調整することが重要である。

遺産の計画プロセスを効果的にするには、次の考慮事項が適用される。

利害関係者のコンセンサスと価値観

資産レベルでの管理目標は、資産の価値を理解することに根ざしていなければならない。文化財とその直接的な関与についての共通の理解を確保するために、すべての利害関係者が参加して、文化財と保全オプションの価値を評価すべきである。適切な範囲の専門家が、計画プロセスのすべての段階に貢献する必要がある。計画に対する学際的なアプローチのみが、ニーズが発生したときに、それが予測され、効果的に満たされることを保証する。

包括的アプローチが成功した場合、その資産に関連する人々のニーズと期待を、その資産価値を維持するニーズと調和させるために、すべての関係者が採用する計画につながる（第2部及び付属書Aを参照）。

計画は、公式に認められた適切なレベルでコンセンサスを得た場合にのみ有効である。承認は承認の形をとることがあり、最初のステップは地域社会の協議の仕組みを通して行われる。その後は、関連する組織内の上級レベルで承認を求めるか、計画自体を法的文書とする議会の承認まで求めなければならない。承認は、計画と資産の管理に影響を及ぼす他の重要な国又は地域の計画との間の結び付けの形態をとることができる。

計画に対する利害関係者の広範な承認（特に地域社会）は重要であり、達成が困難な場合がある。

管理への参加型アプローチ

バハカリフォルニア州シエラ・デ・サン・フランシスコの岩絵群（メキシコ）は、非常に辺りな場所にあり、参加型アプローチの導入を例証している。

INAH の職員は、従来の慣行から離れ、経営計画の策定とその実施のために地域社会やその他の関係する利害関係者を結集する参加型アプローチを開始した。この実践により、参加型管理が、遠隔地やシエラ・デ・サン・フランシスコなどの広域に位置する物件も含めて、物件を管理する持続可能な方法になり得ることが証明されたが、法的保護（及びその実施）及び組織的支援のための強固な基盤が必要である。



シエラ・デ・サン・フランシスコの岩絵群（メキシコ）

現実的な計画立案

計画はまた、実施手段が存在するか、又は入手できる場合にのみ価値がある。計画立案では、ほとんどの行動に共通する次のような様々なパラメータを使用して、実行する行動を明確にする必要がある。

- ・ 範囲の定義（どこまで行うのか）、
- ・ 昨日の定義（完成した結果がどのように実行されるか）、
- ・ 品質の定義（満たすべき具体的な基準）、
- ・ 経費の定義、
- ・ 各行動の時間枠の定義。

上記のパラメータの目標を設定する際には、予防的な管理評価を行い、5つのパラメータの相対的な重要性を決定し、それに応じて資源を配備し、実施し、モニタリングする必要がある。予測不可能な要因があるため、5つのパラメータすべてについて設定された目標を達成することはほとんど不可能である。これらの予防的評価はまた、実施中に状況が変化した場合（例えば、プログラミングや資源の問題）、どのような戦略と行動を追求すべきか、どのような妥協が必要かを示すためにも重要である。行動がどのように実施されるのか、また、モニタリング、見直し及び調整のプロセスと同様に、誰とともに（関連する手続き、役割と責任、リスク配分、その他の管理戦略を含む）定義される必要があるのか。

望ましいアウトカムとそれを達成するアウトプット（行動が貢献するものについては、第4.4部、結果参照）は、計画の実施中に新たな問題が発生した場合の再計画の指針となる。アウトプットは、特定の作業（保全工事等）から、新しい組織機能（おそらく学校訪問のためのオンライン予約）、サービス（おそらく新しい音声ガイド施設）、及び「商品」（物件の記録、地域社会とのつながりを促進するための参加型の取り組みから得られた計画自体又はフィードバック）まで様々である。

計画立案におけるバランスの達成

長期的な行動と短期的な行動のバランスを適切に判断して、効果的な計画プロセスから導き出すべきである。通常業務計画（すなわち、年間業務計画、観光計画、事業計画）は、長期的な戦略計画によって補完されるべきである。計画立案はまた、計画の存続期間中に継続的に改訂する必要性（職員の時間及び経費）を特に予測するために、偶発的なものとして資源を確保しなければならない。

優れた計画立案は、管理体制（第4.4部、管理体制の改善参照）の内外からのフィードバックによって強化され、より多くのニーズが予想されることから、実施しなければならない事後対応的計画の量を削減する。これは、資源の使用を最適化するために必要である。それでも、不測の事態に対処するためには、事後対応型の計画能力が必要である。

遺産全般の計画立案プロセス

推薦書作成ヒント

- ▶ 計画立案（モニタリングと同様に）は、あまり多くの場合、管理体制が効率的かつ効果的に結果を提供することを保証するプロセス（OG 第 111 項）の周期の一段階としてではなく、それ自体が最終製品であるとみなされる。
- ▶ 「計画」という言葉は、生気のない決定的な記録を示唆するが、計画は、提案された行動が実施され、モニタリングされるにつれて進化する生きた記録となる必要がある。一連の行動に対する最初の提案は、実施中の変更や妥協点について交渉するための有用な作業文書となり、その後、行われた様々な出来事や決定を詳述する一連の議事録となり、将来のモニタリングの基礎となる。このように考えると、計画は、その計画のいくつかの行動がすでに実施された後にのみ最終決定されれば、必ずしも失敗するとは限らない。プロセスは、記録自体よりも重要である。
- ▶ 可能かつ適切な場合には、文化遺産セクター以外の立法上及び制度上の能力を活用して、遺産計画プロセスを強化することができる。
- ▶ 計画立案アプローチやその他の遺産プロセスを改善するために、多くのツールが利用可能である（付属書 A 及び B 参照）。例えば、イングランド、ウェールズ、北アイルランドのナショナル・トラストは、持続可能な開発に関する懸念事項を経営上の意思決定に組み込むトリプルボトムライン計画を採択し（ファウンテンズ修道院遺跡及びスタッドリー王立公園（英国）の事例研究、22 ページ）、そのような計画の便益が評価されている。
- ▶ 厳密な評価が計画プロセスの基礎となるべきである。自然世界遺産への適用のために開発されたが、事前計画立案及び計画段階のための我々の遺産ツールキットの強化⁶⁸（付属書 B 参照）において提案された評価のいくつかは検討に値する。
- ▶ 計画立案の中では、制度的枠組みの内部の仕組みと、提携先、利害関係者、利益団体との外部活動とを区別する価値がある。利害関係者分析は、このプロセスにおいて有用な手法である。組織的な問題が発生した場合、これにより迅速な解決が促進され、第三者への損害が制限できる。
- ▶ 計画立案では、社会と財産の双方に利益をもたらす機会も特定すべきである。

役立質問

- ▶ 資産の OUV 等の価値を十分に把握しているか？
- ▶ 管理体制の内部及び外部からのその他の関係者が関与しているか、また、関与している場合には、どの段階で関与しているか？
- ▶ 組織が活動する環境について十分な理解があるか？
- ▶ 管理方針及びすでに作成された又はこれから作成される計画には、制度上のコミットメントがあるか？
- ▶ 計画は、物件の価値とエンドユーザー（来訪者、未来の世代など）、より幅広い利害関係者、及び制度的枠組み自体のニーズによって定義されているか？
- ▶ 管理体制の重要な目標の特定は、計画立案プロセスにおいて考慮されているか？
- ▶ 次のことを検討しているか？具体的な行動（例えば、保全活動）、新しい組織機能（例えば、学校訪問のオンライン予約）又はサービス（例えば、新しい音声ガイド施設）又は「商品」（例えば、物件の記録、計画自体、地域社会とのつながりを促進する参加型イニシアティブ）からの計画へのフィードバック）を提供することによって管理体制の目標の達成に向けて取り組むプロジェクトの特定。
- ▶ これらのプロジェクトの範囲の優先順位を設定し、目標を設定し、関連する手順、役割と責任、資源、時間枠、リスク及びその他の管理戦略等を定義しているか？

⁶⁸ Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J. 2008 年遺産ツールキットの強化自然世界遺産の管理効果の評価。ユネスコ世界遺産センター、パリ。（世界遺産ペーパー 23）。ツール 1: 物件の価値と管理目標の特定 20 ページ、ツール 2: 脅威の特定 25 ページ、ツール 3: 利害関係者との関わり 29 ページ、ツール 6: 設計評価 40 ページ。

世界遺産のための計画立案

主な考慮事項

世界遺産の各資産及び環境の独自性を考慮すると、新たな計画手法は、伝統的な慣行、既存の都市又は地域の計画手法、及び公式及び非公式のその他の計画管理の仕組みを含め、既存の状況の長所と短所を慎重に考慮した後により導入されるべきである。

SOUV は、世界遺産資産の管理計画の基礎となる（第 2.5 部及び付属書 A 参照）。したがって、OUV を具体化し、価値と意思決定の間の相関関係を反映する属性は、明確に識別され、尊重されなければならない、境界、緩衝地帯及びより広い影響範囲も同様でなければならない。

資産の OUV に影響を及ぼす可能性のある資産への大規模な変更又は資産付近の新規開発を実施する（又は他者に実行の権限を与える）計画の場合、締約国は、計画プロセスの開始時に世界遺産委員会に報告しなければならない（OG 第 172 項）。確実に、世界遺産のすべての計画は、OUV を保護することを目的としなければならない。提案された介入の遺産影響評価が不可欠である。

世界遺産のための計画立案はまた、持続可能な開発を考慮に入れたプロセス（第 2.3 部参照）を組み込むことによって、社会のために遺産の利益を活用しなければならない。これは、すべての利害関係者による財産の完全な共有に依存する。実際、OG は「効果的な管理には、推薦された資産を保護、保存、提示するための長期的かつ日々の行動周期が含まれる」と強調している。計画と管理への統合されたアプローチは、長期にわたる資産の進化を導き、その OUV のあらゆる側面の維持を確実にするために不可欠である。このアプローチは、資産の範囲を超えて、任意の緩衝地帯及びより広い環境を含む。

世界遺産資産の計画の仕組みは、次のことが可能な柔軟性を持たなければならない。

- 世界遺産資産の管理に関する特定の要件を満たすために、変更に対応する。
- 緊急時、SOC 決定の結果、又は危機リストの場合には、すべて OUV の維持を目的とした計画の改訂を認める（第 3.3 部参照）。
- 例えば、訪問者の施設が訪問者のレベルや種類の変化に対応しているかどうかを確認するなど、世界遺産登録から生じる可能性のある新たな課題を予測する。

このため、世界遺産の背景において、「管理計画立案」は、必要に応じて管理体制全体を調整し、新たなニーズに対応し、必要に応じて二次的な支援を確保するための重要なツールとなっている。その結果得られた「管理計画」は、世界遺産登録申請書類のニーズと密接に対応しており（第 3.5 部参照）、すべての利害関係者の参加に依存するプロセスにおいて、資産の OUV がどのように維持されるかを示している。管理計画は、本マニュアルの付属書 A で検討する。

新しい計画ツール

世界遺産資産であるカイロ歴史地区は1979年に登録され、近年では、NGO やその他の非国家主体の提携先が公的機関と緊密に連携して管理手法の改善に取り組むなど、新たな形の支援を行っている。そのような取り組みの一つが、カイロ歴史地区の都市再生プロジェクト (URHC) である。このプロジェクトは「2010 年以來、社会経済的再生と世界遺産全体の環境改善に加えて、前述の遺産の価値を保全するために必要な計画と管理のツールを準備することを目的としている... カイロ歴史地区の都市再生プロジェクトは、...関係する様々な機関の間の効果的な調整によって強化された、効率的で包括的かつ持続可能な管理体制を通じて、世界遺産がダイナミックに認識され、保護されることを期待している」。



© UNESCO / V. Dauge

カイロ歴史地区 (エジプト)

<http://whc.unesco.org/en/activities/663/>

プロセス 2: 実施

概要

実施へのアプローチは、法的・制度的枠組みや、資源の操作・配分に関する現地の慣行に大きく影響されるため、大きく異なる。計画プロセスと同様に、多くの遺産管理体制は、実施のための新しいアプローチを発展させている。これは、以下に特定される「共通の根拠」の一部が、一部の締約国の資産には適用されないが、将来的には関連する可能性があることを意味する。



図 13:管理体制の3つの主要なプロセスのうちの第2プロセス:実施

特定された3つのプロセスのうち、実施は他の2つに最も依存する。つまり、効果的であるか否かは優れた計画に依存し、計画は効果的なモニタリングに依存する。しかし、計画とモニタリングは実施を促進し改善するために存在するだけであり、適切な計画手順は遂行の欠如によって危険にさらされる可能性がある。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

実施段階は重要である。なぜなら、文化財、その管理体制及びその背景の間の相互接続は、計画された措置が実施される際に影響又は変化を受けるからである。「変更」とは、改善を導入したり、望ましくない変更によるマイナスの影響を管理したりすることだが、プロセスの周期が効果的に機能していない場合は、損害をもたらす可能性がある。

実施全般

アプローチと課題は大きく異なる

計画された活動を実施してきたのは一般的には公共機関の職員であり、特に公共施設の場合はそうである。都市の資産や文化的景観については、民間所有者や非政府組織がより大きな役割を果たす。多くの国では、国家セクターや民間の所有者から委託を受けた外部の専門家、請負業者、NGO がますます関与するようになっている。

実施へのアプローチは、行動がどのように実施されるかという点で、また、準備段階及び行動完了後に必要と考えられる作業という点で、制度的枠組みによって異なる。

それらは、パートナーシップの形態として、又は外部サービス、供給品、又は仕事を調達する場合、すなわち外部委託の場合のいずれか、他者との協働に関して最も異なる。

実施に含まれるもの

管理周期の実施段階では、業務と優先順位の重要な調整が行われる。これは、次の2つの並列的作業によって特徴づけられる。

- (i) 計画された措置の実施、及び
- (ii) 本来の目的と一致しているかの定期的な確認。

これらの作業には、さらに次の2つの操作を追加する必要がある。

- (iii) 必要に応じたアプローチと活動の修正、
- (iv) 見落としの発見と克服。

実施活動は、大きく次の2つのカテゴリーに分けられる。

「通常の」日常的な行動

これには、物件の維持管理プログラム、給与又は外部請負業者への支払い、実施の調整、物件の解釈、広範な権利擁護義務などが含まれる。

特定の1回限りの行動

これには、徹底した保全活動や単一地域の強化、観光センターの建設、研究プロジェクト、緩衝地帯の施設の改善、広報活動や観客の開拓のための新たなアプローチなどが含まれる。また、他の当事者が有害な行動をとることを防止し、他の活動への影響を管理するなど、行動が進むにつれて発生する新たな外部機会や圧力を管理する必要もある。

実施に関する主な考慮事項

実施段階では、新たな圧力や機会に対応する特別な準備が必要である。プログラム化された活動の実施と、是正措置の継続的な統合は、遺産プロセスの継続的改善という上向きのスパイラルを促進する。

文化財や管理体制、関係が変わってきているため、実施段階での失敗は、計画や監視段階での失敗よりもはるかに改善が難しい。行動を開始する前に、すべてのことが整っていないなければならない。次の考慮事項を参照のこと。

幅広い参加

計画立案と同様に、効果的な実施は、対象となる問題に関連するすべての学問分野の専

門家を含む学際的なチームによる監督に依存しており、そのチームは、実施中に新たなニーズに適切な対応を提供することができる。また、リスク管理やコミュニケーション、外部委託など、他の知識分野にも依存する。効果的な実施は、すべての関係者の貢献を調整することにかかっており、これには特別なスキルが必要である。

モニタリングと報告

データ収集の仕組みは、プロセスを監視するための基礎資料を提供するために、実施プロセスの一部として適切でなければならない（このセクションの「プロセス 3: モニタリング」参照）。通常、何らかの形式のスケジュールを使用して、完了した活動を体系的に記録する。これらのスケジュールを監査ツールと組み合わせることにより、進捗状況（付属書 A も参照）を評価し、是正措置の効果的な再計画立案と実施を促進することができる。

計画やプログラムを含むコミュニケーション戦略は、合意され、採択されなければならない。社内及び社外の情報共有に関する様々なニーズを認識し、変化するニーズに合わせて定期的に調整する必要がある。

様々な管理「コントロール」ツール及び「コミュニケーション」ツールがあり、その一部は他のセクターから借用したもので、実施段階の有効性を向上させることができる。

管理体制の日常的な活動の管理及び報告と、単発の取り組みとのバランスをとるには、両者には非常に異なる実施アプローチが必要となる可能性があるため、注意が必要である。

責任分担

実施段階から望まれる結果を達成するには、手順、役割、責任及び意思決定の仕組みの適切な定義、実施及び維持、並びに実施段階の間に要件が変化した場合にそれを修正する柔軟性に依存する。

説明責任と透明性を確保するためには、関係するすべての個人に明確な個人的責任を割り当てることが特に重要である。これは、実施段階で積極的に奨励される必要のある、シニア職員の間の独立した客観的な思考によって補完される必要がある。

個人レベル、組織的ネットワーク内、及び参加型アプローチの中心となるネットワーク内（第 3.8 部の能力構築参照）での意識、能力及び能力構築と維持は、ときに無視されることもあるが、実施段階では計画段階と同様に重要である。

遺産全般の実施プロセス

推薦書作成ヒント

- ▶ 計画立案に関する前セクションで述べた、計画された作業計画（第 4.4 部アウトプット参照）の各活動が目標に適合しているかを測定する主要なパラメータは、現在、実施プロセスを強化するために定期的に見直され更新される、具体的な数値と正確な技術仕様の形で表される必要がある。
- ▶ 上記のパラメータ（おそらくその他も）のうち、特定の活動に対して状況が変化した場合（どの順番で）に変更できるパラメータ（例えば、プログラミングや資源の問題）を特定し、どこで妥協する必要があるかを理解することが重要である。これは、制度的枠組みの中の政策（例えば、厳格な品質基準）や制限（例えば、融通の利かない期限）によって左右されることが多い。このような再計画立案については、実施段階でコンセンサスを得ることが重要である。
- ▶ 実施中に、特定の行動が貢献している全体的な目標（第 4.4 部アウトカム参照）が達成さ

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

- ● ● れているかどうかを確認することは難しい。ただし、これは再計画立案の通知に重要である。
- ▶ 注意すべき点:計画段階でよくある見落としとして、実施中にマイナスの影響を及ぼすもの、
 - 不十分な資源 (特に人材及び知識)、
 - 設備が適切に維持され、かつ、利用可能であることを当然とすること、
 - インフラの不十分な確認 (例えば、道路、交通手段、サービス用品、事務所、消防塔)、
 - 実行中の行動から生じる可能性のある新しい活動 (例えば、保全物件の作業、コミュニティの水供給の途絶、利害関係者間の対立) によって作成された追加のひずみを抱えきれないこと。
- ▶ 外部委託 (管理体制外のサービスや業務の契約を定義し、許可するプロセス) へのアプローチは、共通の法的枠組みが加盟国を統合している欧州共同体内でさえも大きく異なる。文化遺産の実施における行動と関連するリスクの配分について、統合され、かつ、明確にされたアプローチを有する国と、このような問題を提起し始めたばかりの国とがある。これは、専門知識、サービス又は工事の外部委託を必要とする資産のための特に重要な知識領域である (公的機関であれ民間所有者であれ)。
- ▶ 一部の資産管理者には、他の人が実行する資産に対するほとんどの行動がある (私的所有者や制度的枠組みを構成する複数の組織)。それらの主な活動は、社内チームや外部委託活動ではなく、交渉によって成果を上げることである。課題は、他の人々を説得して物事をうまく協調して行わせること、すなわち、責任はあるが権限がないことである。これは多くの一次遺産管理体制の特徴である。

役割の質問

- ▶ 以下の戦術的アプローチの全部又は一部は、実施プロセスの一部として実施されているか？
- ▶ 管理体制の内部及び外部からのその他の関係者が関与しているか、また、関与している場合には、どの段階で関与しているか？
- ▶ 実施期間中、人的・財政的資源、設備・施設等の配分及び配置に定期的な調整が行われているか？
- ▶ 外部からの脅威や管理体制の不備によってもたらされる破壊的事象の種類、すなわち多様なリスク管理の形態を評価し、準備し、対応するための措置が採用され、維持されているか？
- ▶ 実施段階で作成された情報及び文書が最新のものであり、関連性があり、安全であり、将来の行動に反映されることを確保するための仕組みが整備されているか？
- ▶ すべての必要な資源が適切に配置されていることを保証する仕組みがあるか、あるいは運用が開始された後にそれらの定常的な流れがあることを保証する仕組みがあるか？
- ▶ すべての適切な許可及び承認が行われ、すべての関係者に情報が提供されることを確保するための仕組みがあるか？
- ▶ 行動の責任は、行動を実施するための十分な権限とともに、個人、供給者又は請負業者に適切に割り当てられているか？
- ▶ 実施中に文化財と利害関係者との間に紛争が生じた場合、解決策を見出すための仕組みが整備されているか？

世界遺産の背景における実施

主な考慮事項

世界遺産における活動を実施するためのアプローチは、外部からの圧力を含む一方で、OUV が維持され、社会が遺産の恩恵を享受することを確保する機会を捉えるような形で、資産の保全と管理を目指すものでなければならない。これらの問題は、計画段階（使用されている場合には、管理計画の中で詳細に述べられている、付属書 A 参照）ですでに考慮されているが、実施中には、計画（実施戦略を含む）を見直す必要が生じる場合がある。この必要性が生じる可能性のある状況を次に示す（前セクション及び付属書 A 参照）。

- OUV に対する潜在的な脅威となり得る自然災害又は人災によって発生する緊急事態、
- 保全状況報告書に基づき、遺産に対する潜在的な脅威を回避するための世界遺産委員会の要請
- 危機にさらされている世界遺産リストへの登録
- 定期的報告プロセスが緊急であることを示している管理上の変更
- 世界遺産の要件の変化から生じる管理の変化。

最後の点に関しては、資産に対して実施されている措置の整合性が、世界遺産制度の最新の要件に対して常に確認されなければならない。

プロセス 3: モニタリング

概要

モニタリング⁶⁹には、次の目的のための特定の目的のためのデータの収集と分析、及びその評価が含まれる。

- 管理体制が有効に機能しているか否かの確認（遺産プロセス及び管理体制の他の側面のモニタリングを必要とする）、
- 管理体制が適切な結果（アウトプットとアウトカム）を出しているか否かの確認、とりわけ資産自体のモニタリングの要求、
- 欠陥又は機会が特定された場合に、どのような是正措置又は新たなイニシアティブを講じるかの決定。

モニタリングは、管理者がそれらの保全政策、ニーズ、決定を実証できる証拠を提供する。モニタリングは、単なる生データの収集ではなく、物件の状態や管理体制の有効性などを知るためのデータ分析を含むプロセスでなければならない。

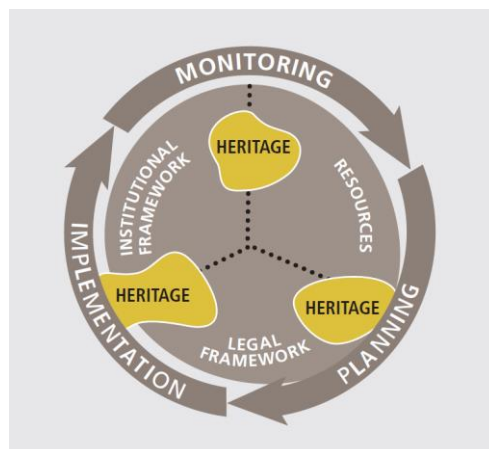


図 14: 管理体制の 3 つの主要なプロセスのうちの第 3 プロセス: モニタリング

⁶⁹ Stovel, H. (ed). 2004 年 *世界遺産のモニタリング*、パリ、ユネスコ世界遺産センター。(世界遺産ペーパー10)。

全般モニタリング

アプローチと課題は大きく異なる

遺産モニタリングは、管理体制を評価する上で多くの多様なトピックをカバーしているが、次の2つの主要な分野に分類される。

- (i) **管理体制の全般的な有効性**:例えば、管理目標が達成されているか否か、プロセスが十分に機能しているか否か、実施された活動が経費、品質、時間の目標を満たしているか否か、すべての学問分野が意思決定に適切に貢献しているか否か、結果やその他のインプットがシステムにフィードバックされ、将来の実践に反映されているか否か。
- (ii) **管理体制の結果**:例えば、物件の状態、遺産の価値が保護されているか否か、真正性と完全性に变化があるかどうか、環境条件、遺産の物理的劣化の速度、社会的関与の程度。

モニタリングプロセスは基本的に傾向を観察する。その範囲は、技術と学際的支援を利用した入念な手順から、不動産職員や地域社会の一員による単純で定期的な目視検査まで多岐にわたる。

モニタリングには次が含まれる。

モニタリングとは、管理体制が機能しているか否か、文化遺産の状態が良くなっているか悪くなっているか、遺産の恩恵が社会に還元されているかどうかを測定することである。これらは関連しているが、2つの異なる形態のモニタリングである。1つは測定プロセスであり、もう1つは測定のアウトプットとアウトプットであり、関係者全員が明確に区別し理解する必要がある。

どちらの形態のモニタリングも、例えば次のような前向きな変化の手段である。

- ・資源割り当ての改善、
- ・煩雑で時間と資源を消費する作業にならないように文書化と報告を改善し、報告プロセスの遵守を促進する。
- ・管理者が変化することを認め、遺産の保全と管理に対する反応的ではなく積極的な態度を促進すること、
- ・首尾一貫した信頼できるアプローチを示すことにより、潜在的な寄付者又はパートナーシップから新たな支援を得る。⁷⁰

モニタリングでは、特定の指標に基づいて、一定期間の変化を調べる。遺産の場合、これらの指標は、その資産が重要と特定された遺産の価値をどの程度保存しているかを示すべきである。世界遺産資産の場合、これらは管理計画及び推薦書のセクション6に反映される。ここで興味深いのは、2012年版*自然世界遺産管理のためのリソースマニュアル*の付属書1である(90～91ページ)。これは、一連の指標を、定期報告のアンケートから直接抽出し、アンケートのセクションIIの4.8.2の質問に答えることを目的として、可能性のある評価尺度に関する注記とともにまとめたものである。「**保全状況を測定するための主要な指標は、資産の顕著な普遍的価値がどのように維持されているかを監視するために用いられているか?**」。

「モニタリング」を構成するためには、実施中に測定・収集されたデータを分析して情報(単なるデータではない)とし、実際の結果を予想される結果(「計画立案」プロセスの対象又は目標)と比較できるようにしなければならない。この情報は、過去の類似した行動の分析と組み合わせると、傾向を読みやすくする。

⁷⁰ Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J. 2008 年遺産ツールキットの強化*自然世界遺産の管理効果の評価*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー23) 88～89 ページ。

実際、「モニタリング」という言葉は、データの収集と、特定の状況や行動の質や内容を確認するための分析の両方を指すために、遺産セクターでしばしば使用される（第4.4部、結果3:改訂又は適応が必要な領域を特定するための管理体制の改善参照）。

モニタリングに関する主な考慮事項

モニタリングと評価の枠組みと方法論は、様々な地域的・文化的背景における保全と管理へのアプローチの多様性を尊重しなければならない。ただし、次の考慮事項は多くの管理体制に共通する。

目的の定義

モニタリングイニシアティブが有用なのは、提供する情報に基づいて行動する能力があり、その情報が正確な理由で扇動され、循環的な方法で次のものに情報をフィードバックする場合のみである。

- その他の管理体制（及び実際のモニタリング自体）の改善
- より広範な管理体制、法的・制度的枠組みの調整に関する情報提供、資源の操作の改善。

このようにして、モニタリングは、管理体制の全般的な機能を向上させ、最適な結果を達成する能力を高めるのに役立つことができる。実際、それぞれのモニタリングプロセスが誰を、何を対象としているかを定義することが重要である。キャンペーンは多様なニーズによって推進される。次に例を示す。

- 過去及び現在の行動及び政策の成功及び失敗の評価、
- 今後の計画及び実施についての通知、
- 追加の資源の引き出し、
- 遺産資産の変更について地域社会のコンセンサス取得、
- 文化遺産への政治的支援の増加、
- より多くの施設の訪問者に対する提供。

しかし、計画された作業計画（アウトプット）やより広範な管理目標（アウトカム）に直接関係しない統計の体系的なモニタリングは、資産変更の目標として将来の傾向をマッピングするための有用な情報を提供することがある。例えば、訪問者数は通常、特定されたアウトプット（特定の訪問者数が望まれない限り）や直接的な管理行動の成果ではないが、訪問者数の変化をモニタリングすることで、管理に対する要求をある程度示すことができる。同様に、訪問者がどれだけの距離を移動したかを明らかにすることは、その土地から生じるコミュニティの経費と利益を評価するのに役立つ。したがって、系統的な傾向モニタリングを開発することは、資産の効果的な情報管理体制を確立するための一部となり得る。これは、可能な限り、定期報告の要求事項に結び付けられるべきである。

客観的で信頼性の高いデータ

可能な場合には、可能な限り主観性を減らし、適切な専門知識を有する人材を雇用するための系統的な方法を用いてモニタリングを実施すべきである。データ収集と測定のアプローチは、観察されるプロセスの種類に依存するが、比較を可能にし、経時的に反復可能でなければならない。データは、写真、ビデオ、計測された図面、インタビュー、報告書などの形式で作成できる。観測結果は、過去に定義された特定の保全状態（すなわちベースライン）と比較されるべきである。過去の保全状況に関する有用な資料は、元の世界遺産推薦書類と諮問機関の評価から入手できる。⁷¹

持続的な価値、特に世界遺産の場合には OUV に直接結びつく「モニタリング計画」の形でモニタリングプロセスを構築することは有益である。計画の策定は、情報のニーズ

⁷¹ Boccardi, G. 2004 年「世界遺産保全のためのモニタリングの改善」: Stovel, H. (ed). 2004 年 *世界遺産のモニタリング*、パリ、ユネスコ世界遺産センター。(世界遺産ペーパー10) 39 ページ。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

(推薦書のセクション 6、OG 付属書 5) を満たすために必要なデータを収集し分析するためにどの指標を使用すべきかについてコンセンサスを得るのに役立つ。指標はモニタリングの不可欠な部分である。これらは、提供されたアウトプット（例えば、文化財の価値を保護すること）を測定することによって、望ましいアウトプット（第 4.4 部参照）が効果的かつ効率的に達成されたか否かを確立するために策定されるべきである。指標は、既存の傾向を観察したり、新たな傾向を特定するためにも使用できる。

進行中のプロセス

モニタリング手法の継続性は、モニタリング手法の質と同じくらい重要である。なぜなら、長期にわたって体系的に収集・評価されたデータは、効果的に傾向を追跡するのに役立つからである。その結果、モニタリングプログラムは、理想的には、単発の資金源に依存するのではなく、通常の資金源から資金を調達すべきである。

事例研究

長期モニタリングによる長期管理の改善

ハドリアン城壁世界遺産は、ローマ帝国境界線の世界遺産の最初の要素であり、イングランド北部を東西に 100 km 以上にわたって横断している。それは長い間、人気の長距離歩行であったが、2003 年までは、その長さに沿った正式な歩道はなかった。このような道の提案は 1986 年に正式に提案され、ナショナル・トレイルとしての道の建設は 1994 年に英国政府によって承認された。このトレイルはその長さの大部分が壁の考古学の上又は近くにあり、ローマの埋蔵物の浸食の危険性についての考古学者からの懸念と、歩行者が彼らの生活に与える影響についての農民からの懸念があった。最初から、トレイルをできるだけ芝生の上の道として維持し、舗装されなければならぬ長さを最小限にすることが意図されていた。そのため、旧田園委員会の発展過程の早い段階から、その影響を監視することが成功と持続可能な利用の鍵となることは明らかであった。

計画が合意されると、イングランド遺跡のハドリアン城壁事務所は、ナショナル・トレイルの計画に沿って、年に 2 回、定点観測写真を実施し始めた。これにより、トレイルの状態の変化を視覚的に記録できる。それとほぼ同時期に、田園委員会の全国トレイル担当官は、自動カウンターを使ってゲートと階段で歩行者の数を記録し始めた。このように、トレイルが 2003 年に正式にオープンしたときには、すでに数年前からの使用実績と状態があり、将来のトレイルの状態を評価するためのベースラインとなっていた。それ以来、定点撮影と歩行者数の記録を続けている。これと並行して、現在ハドリアンの城壁ヘリテイジトラストに拠点を置くトレイル事務所は、世界遺産資産のこの部分の現在のコーディネーターであり、気温、降雨量、土壌水分に関するデータも収集している。トレイルは毎年検査され、その状態が採点される。これらの記録の相関は、トレイルの状態に影響する様々な過程の明確な理解を可能にする。

これらの記録は、浸食を防ぐためのトレイルの積極的な管理の基礎として使用される。これには、可能であれば着用前に基本的なメンテナンスを行う作業員の使用、より大規模な作業計画の計画、及び歩行者が道を敏感に扱い、状況が悪いときには歩かない必要性の集中的な意識向上が含まれる。毎年約 11,000 人の人々が終始城壁を歩き、トレイルの最も人気のある部分は 10 万人以上の訪問者を受け付けることができる。2003 年にトレイルが開通して以来、異常に湿潤な年月が続き、浸食が発生することもあったにもかかわらず、このシステムはトレイルを全般的に良好な状態に維持し、根底にある考古学を保護するとともに、利用者に満足のいく楽しい経験を与えることに成功しており、地域経済を支えている。



© Judith Herrmann

コーフィールドズの国立ハドリアン城壁
ナショナル・トレイル（英国）

持続可能なモニタリングシステムのためには、制度的なコミットメントと幅広い支援が必要である。

これは、あらゆるレベル（個人・組織・コミュニティ・ネットワーク）で能力構築を行い、必要に応じてすべての利害関係者とコミュニティがモニタリングに幅広く参加することによって、また、モニタリングが何らかの実効的な効果を持つことを実証することによって、強化することができる。モニタリングと評価の戦略の計画と実施には、管理体制の改善されたアウトカムから利益を得る、より幅広い利益集団が関与しなければならない。

モニタリングは成長分野であり、新たなアプローチが出現している。新たな傾向が内在的な現地の慣行を一掃しないように注意しなければならない。現地の慣行は、利用可能な資源に合わせて調整されることが多く、その結果、継続性がより良く保証され、改善を行うために収集されたデータが最もよく利用される。⁷²

遺産全般のモニタリングプロセス

推薦書作成ヒント

- ▶ 監視は、多くの場合、機能と特定の基準の達成を保証するための日常的な制御の仕組みである。この場合、情報管理は効果的でなければならず、ユーザー・クエリーによって実行されなければならない。どのようなシステムであっても、データへのアクセスとデータの最大限の使用に重点を置き、計画と導入において日常的で使いやすいツールとなるようにする必要がある。
- ▶ 管理の全般的な有効性をモニタリングするために、本章で提案する9つの要素は、管理体制の主要な目的に照らして設定される場合、指標を設定するための有用な参照的枠組みを提供する（第4.5部参照）。これは、識別された指標が、文化遺産のための管理体制の相互に関連する要因と複雑な性質を考慮し、単なるチェックリストになることを回避することを確実にする。
- ▶ すべての管理プロセスと同様に、モニタリング活動自体を定期的に見直し、適切なものがモニタリングされていること、モニタリングが効果的な方法で実施されていること、冗長な情報が生成されていないことを確認すべきである。可能な限り、すでに収集されているデータを使用する。
- ▶ 検証の指標と供給元を指定する際の重要な質問は、「誰がこの情報を使用するのか？」である。明確な目的を持たずにモニタリングを開始すると、それは利益というよりもむしろ管理体制の流出になりかねない（つまり、管理は必要だが使い手いないデータを作成する）。
- ▶ 誰が引き受けるべきか？外部の（中立的な）専門家を関与させるか、参加型アプローチを通じてより広範な関与を確保することによって、中立的に実施すべきであろう。
- ▶ 特定された特定の目的のために情報を提供するだけでなく、モニタリングプログラムは、管理のニーズと機会を特定するためのより広範な研究作業のためのデータを提供することができる。
- ▶ イングランド、ウェールズ、北アイルランドのナショナル・トラストで採用されているトリプルボトムラインツールは、社会、環境、金融の3つの分野で利益を最大化する解決策を提供することを目的としており、将来の計画（第2部参照）を知らせるためだけでなく、進行中の業務を監視するためにも使用される。

⁷² Stovel, H. (ed). 2004 年 *世界遺産のモニタリング*、パリ、ユネスコ世界遺産センター。（世界遺産ペーパー10）。

世界遺産のためのモニタリング

主な考慮事項

モニタリングは世界遺産制度の中心にある。締約国は、指名のプロセス以降、モニタリング (OG 第 132.6 項) に取り組むことが求められる。世界遺産手続きにおけるモニタリングの仕組みは以下のとおりである。

- 推薦書によるモニタリング指標の識別 (フォーマットのセクション 6)、
- リアクティブ・モニタリングと保全状況プロセス
- 定期報告 (OG 第 V 章)。

さらに、一般的なモニタリング計画は、管理体制の有効性に対処し、真正性及び完全性を含む OUV の保護を目的とした一連の特定のモニタリング要件を認識し、統合する。

指標

世界遺産資産のモニタリングの究極の目的は、OUV が効果的に保護されていることを確認することである。したがって、計画段階ですでに特定されているべき指標は、OUV を伝達する属性、並びに真正性及び完全性 (第 3 部参照) に関連する必要がある。

資産の保全状況、それに影響を及ぼす要因、資産における保全措置、調査の周期性、及び責任当局の特定を測定し評価するための指標も策定されるべきである (OG 第 132.6 項)。

世界遺産の文化財とその管理体制が潜在的に脅威にさらされているかどうかを予測するのに役立つ指標も考慮されるべきである。

指標には定量的なものと定性的なものがある。次に示す選定の際の一般的な考慮事項は、不動産の状態、周辺環境、利害関係者との関係を監視し、変更を特定する上で特に重要である。指標は理想的には次のようにすべきである。

- 数を制限する。
- 変化に敏感になり、それによって管理行動が効果を持っているかどうかを説明できるようにする。
- 監視対象の傾向と明確で測定可能な関係がある (例えば、遺産物件の環境の気候安定性が測定されている場合、指標には、気候の傾向と同様に、織物の活発な腐敗の有無を含めるべきであり、地域社会の経済的安定に関心がある場合には、指標は、例えば、雇用水準及び平均所得を監視すべきである)。
- 短期的又は局所的な変動ではなく、長期的な変化を反映する (例えば、特定の崩壊形態をモニタリングする場合は、長期的な変化を示す可能性が高く、例えば、季節的な変化を示さない指標を選択する)。同時に、管理体制にとって有用な情報を現実的な時間枠で提供する可能性が低いような長い周期 (例えば、精神状態がある世代から別の世代へと変化する) を持つマッピング傾向は避ける。
- 社会的、文化的、経済的、環境的、政治的傾向を含む、変化の影響を受けやすい多様な分野、及び資産の管理に直接影響を及ぼし得る既知の圧力に対処する。
- 新たな圧力を検出する。例えば、気候変動の長期的な影響の証拠はまだ識別できないかもしれないが、モニタリングによって、その影響がすぐに特定されることが確実になるかもしれない。
- 情報収集、情報分析、解釈及び管理へのアプローチの観点、並びにデータ収集のためのアクセスの容易さの観点から、並びにすでに収集されているデータを可能な限り利用する観点から、可能な限り簡素で費用対効果の高い監視手続きを要求する。プロセスに複雑な設備、カスタマイズされたソフトウェア、専門知識、又は認可が必要な場合、資源が不足しているときに中断されたり、職員の変更によって知識が失われたりする可能性が高くなる。

- 明確なしきい値に関連付けられる。このしきい値に達すると、管理体制で行動が実行される。例えば、物件の特定の領域への訪問者数が特定数の密度に達した場合、回転式の出入り口が自動的に導入されて、露出した特徴の摩耗と破れを低減する。
- 参加型の方法で特定され、モニタリングされる。特に、プロセスが管理体制の機能とそのアウトカムを、それらの利益集団に利益をもたらすような方法で改善できる場合。

管理体制全体の効率性と有効性をよりよく理解するために、管理プロセスを監視し評価するための第 4.4 部の指標において、アウトプットとアウトカムがより詳細に調査されている。

モニタリング計画を策定する際には、次の点を考慮すべきである。

- モニタリングを実行する理由を明確にする目的を定義する。
- モニタリング対象の指標に目標を結び付け、可能な場合は各指標のしきい値を特定する。
- 関連する素材を収集する（モニタリングを含む過去の活動に関する出版物、報告書）。
- 既存のデータ（例えば、アーカイブコンサル）及び新しい提供元（例えば、サンプリング、インタビュー、観察）からのデータの収集方法を特定し、データ収集の頻度を定義する。
- 次の 3 つの領域で、手順を標準化及び簡素化し、資源の浪費を制限し、安全手順を最適化する。
 - データ収集
 - データ解析
 - これには、過去の結果、現在の傾向、将来の予測を含め、経時的なモニタリングアプローチの変化を記録しなければならない。
- モニタリングと適切な管理対応から生じる傾向とその時期を理解するために、発生の時間枠（単発の、又はまれな、断続的であるか散発的な、頻繁又は継続的/反復的モニタリング）、影響を受ける地域、そして遺産の価値にとって重要な属性、特に OUV に対する影響の重大性を特定する。
- 世界遺産の場合は、モニタリング計画を定期報告アンケートに合わせるようにする。

自然遺産セクターは、モニタリングアプローチにおいて多くの進展を遂げており、そのオンライン資源を参照すべきである。⁷³

確実に、プロセスと全般的な管理の有効性との関係から、IUCN 国際自然保護連合は文化遺跡にも関係する自然遺産管理者のためのツールキットを開発した。文化セクターでの応用はまだ試験中であり、簡単な要約を付属書 B に示す。

⁷³ Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J. 2008 年遺産ツールキットの強化自然世界遺産の管理効果の評価。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー 23)。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

世界遺産のモニタリングプロセス

推薦書作成ヒント

- ▶ OUV を含む文化的価値への影響を効果的に評価するために、遺産影響評価 (HIA) は有用なツールとなり得る。
- ▶ 管理体制の進行中のプロセス及び結果以外の新しい情報を求めなければならないことがある。標準解決策が存在しない。能力開発プログラムは、特に社内職員の中途採用を促進し、フリーランスの専門家や請負業者に義務化することで、この必要性に対応できる。能力構築のための世界遺産戦略と、⁷⁴地域センター (第 3.8 部参照) の支援を得て世界遺産ファミリー及びそれを越えて推進しているネットワークは、支援の枠組みを提供することができる。

役立つ質問

- ▶ 世界遺産の報告要件はすべて満たされているか？
- ▶ モニタリングは、世界遺産の管理に必要な情報を提供しているか？
- ▶ 属性と値、特に OUV との関係は、他の値を罰することなく、属性を OUV 保護の有効性を監視するための具体的な基準とするために十分に検証されているか？
- ▶ 個々の管理者が傾向を特定し、他の管理者からの学びに役立つように、世界遺産保全状況報告書の地域別又は世界的分析の結果を利用できるか？
- ▶ 世界遺産の手続きにどのような情報が提供されるかをモニタリングする関係者は、それが外部からの統制ではなく、管理プロセスと保全計画を支援するための情報を提供するものであると理解しているか？これは、国家の威信のような懸念がモニタリング戦略の質と信頼性を低下させないことを保証するために重要である。

事例研究

情報遺産への影響評価に利用可能な研修及びツール

2012 年に ICCROM と WHITRAP が ICOMOS 及び世界遺産センターと協力して開催した遺産影響評価に関するコースの参加者は、現地訪問中に市民と話をした。



麗江古城 (中国)

出典: ICCROM

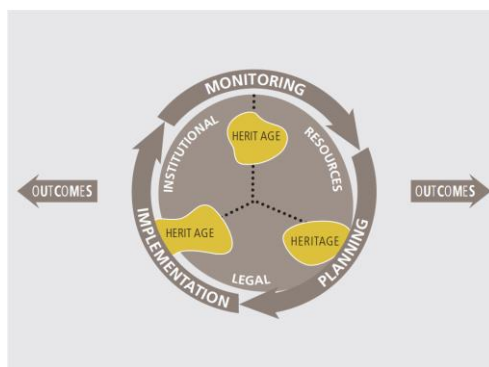
⁷⁴ UNESCO 世界遺産センター。2011 年能力構築のための世界遺産戦略の提示と採択。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-11/35.COM/9B)
<http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>

4.4 遺産管理体制の3つの成果

3つの要素の定義。3つの要素（法的・制度的枠組みと資源、第4.2部）が一体となって、目標を設定し、それを行動と結果に変える遺産プロセス（管理体制の活動、第4.3部）を促進する。これらの結果は、管理プロセスに関与するすべての人々の期待と同じくらい異なるが、「アウトカム」、「アウトプット」、「管理体制の改善」の大きく3つの種類に分けることができる。すべての結果、特にアウトカムとアウトプットは、計画段階の主要な焦点である（第4.3部）。専門用語は、産業や商業で使用される「目標管理」の労働文化から来ている。管理計画の策定に関連して付属書Aに記述されている。

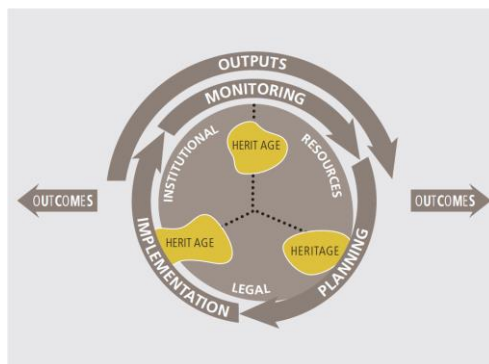
1. アウトカム (目標の達成)

管理体制は、アウトカムとして知られる一定の目標を達成することを目指している。アウトカムは、計画立案段階で求められていた既存の状況（又は連続性）の変化を反映する。アウトカム重視の目的は、管理体制が目標を達成しているかどうかを確認することである。



2. アウトプット (実現可能な結果)

プロセスは、遺産及び社会全体への直接的な支援を構成する計画された作業計画からの有形の製品及びサービスであるアウトプットを提供する。これらのアウトプットは成果を達成するために必要である。アウトプットを明確にすることは、遺産プロセスとその有効性を理解する上で重要である。



3. 管理体制の改善

管理体制の改善は、外部からのインプット又は管理体制内からの是正措置及びフィードバック、すなわち、プロセスをモニタリングし、アウトプット及びアウトカムを評価することによって生み出される。継続的改善は、優れた管理の中心である。それはより大きな効果と効率を達成する管理体制の変化につながる。



4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

アウトプットとアウトカムの詳細

アウトプットは通常、生産性の優れた尺度であるが、管理体制の広範なパフォーマンスの尺度としては不十分である。アウトプットは、管理体制によって生み出される製品又はサービスを表す。

例えば、物件管理者は、資産で訪問者に提供される新しい旅程（アウトプット）の数によって自分のパフォーマンスを判断できる。しかし、新たな訪問者の旅程は次のようになる場合がある。

- 提供が遅くなり、観光シーズンを逃してしまう（適時性）、
- テーマ別の内容（顧客満足）に関して訪問者の興味にそぐわない、
- 資産に関する不正確な情報を提供する（精度）、
- 物件監視者が監視し、訪問者が完了するには長すぎる（数量及び範囲）、
- 保全のニーズと両立せず、訪問者の消耗を過度に集中させる（質）。

これらの側面は、旅程の数とともに、プロセス（新たな旅程の作成）とそのアウトプット（新しい旅程自体）の効果的な成功を定義するために定量化することができ、「指標」として知られている。（第 4.3 部、プロセス 3: モニタリング参照）。

しかし、イニシアティブの実際の有効性を確立するには、物件管理者は一步下がって、次の方法でパフォーマンスを判断する必要がある。

- 新たな訪問者の旅程のおかげで、訪問者の知識や態度がどのように変化したか、
- このことが、遺産の価値がよりよく認識され、その管理に対する支持を集めることにつながったか否か。

つまり、新たな訪問者の旅程では、物件管理者は管理体制のより広範な目標を達成するアウトカムを提供しているか？アウトカムはより良い達成尺度である。これらは、遺産プロセスの直接的な結果である場合もあれば、管理体制のアウトプットの副産物である場合もある。

アウトプットとアウトカムのモニタリングと評価は、フィードバック、すなわち管理体制を改善し、すべての管理目標をより効率的に達成するために必要な是正措置の知識を提供する。

結果 1: アウトカム（目標の達成）

概要

管理体制は、全体の機能として「アウトカム」として知られる一定の目標を達成することを目指している。アウトカムは、多くの場合、遺産の価値に関連する無形のアウトカムであるか、社会に影響を及ぼすものである（ますます「遺産利益」として知られるようになっていく）。それらは通常、アウトプット、達成された具体的な行動、遺産プロセスによって提供された製品やサービス（結果 2、104 ページ参照）の効果を通して現れる。

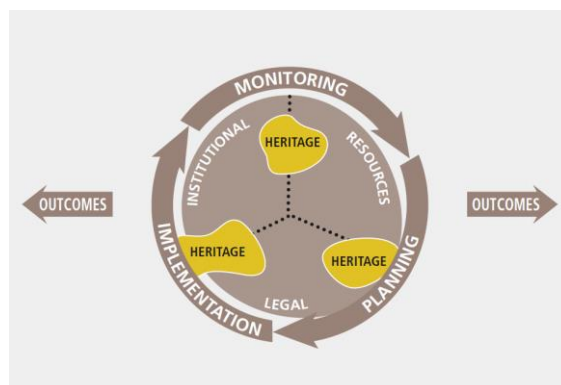


図 15: 管理体制のアウトカム

アウトプットは結果よりも制御やモニタリングが容易なため、パフォーマンスを判断するためにしばしば注目される。しかし、活動は、何を生み出すか（アウトプット）ではなく、何を達成するか（アウトカム）で評価される傾向がある。学生は「今日は何を学んだのか?」という質問に容易に答えられるが、「今日学んだことをどのように使ったか、使うか?」という、そのアウトカムについては容易に答えられない。

これは、特に遺産セクターと世界遺産制度について言えることである。世界遺産資産の最終的なアウトカムは、OUV が保護され (OG 第 7 項及び第 96～97 項)、遺産がコミュニティの生活の中で役割を果たしていることを保証することである。

アウトカム重視の目的は、管理体制が目標を達成しているかどうかを確認することである。すべての成果が達成されつつある、管理の行き届いた遺産でさえ、文化的価値を失い続けることがある。

一般的なアウトカム

アプローチと課題は大きく異なる

アウトカムは、例えば、その資産がその中核的価値を維持しているか否か、また、世界遺産の場合は、その OUV を維持しているか否かなど、資産管理に直接関係することができる。

しかし、アウトカムは遺産資産の範囲を超えた幅広い問題に関係することが多い。例えば、互換性のある地域開発を促進することは重要なアウトカムであり、それは遺産の持続可能性 (より多くの地域支援) に貢献し、複数の管理目標と一致する。同様に、遺産が地域社会の文化的多様性を促進することを確実にすることは、より大きな社会的一体性を生み出すことによって、遺産の価値や、遺産とのより大きな一体感、地域の所有権の意識を促進し、保護することができ、それによって新たな形の支援を生み出す可能性がある。アウトカムを通して、文化遺産とより広範な社会との相互に有益な関係が改善され、文化遺産の将来の持続可能性に不可欠な目標となる (第 2.3 項参照)。

アウトカムは最も重要だが、正確に測定するのが最も難しいことでもある。遺産セクターには多くの共通の目的があるが、それらがどのように達成されるかは、物件の性質及びその社会的、環境的及び経済的環境に依存する。

遺産のアウトカムの例

次の表は、資産の遺産管理体制から求められる最も一般的なアウトカムのいくつかの例を示している。また、他のアウトカムとの重複も強調している。例えば、訪問者の満足度は、資産の管理に対する新たな形の支援につながる可能性もある。地域社会の効果的な関与は、遺産の価値が促進され、保護されることを確実にすることができる。同様に、表 10 に示すように、遺産の価値を効果的に保護することは、訪問者の満足度を高め、しばしば地域社会の福祉に貢献する。これらのアウトカムを達成するために、伝統的プロセス (第 4.3 部参照) は、しばしば様々な時間枠で複数のアウトカムを生み出す。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

表 10 世界遺産資産に求められる典型的なアウトカム

アウトカム 1 目的:訪問者満足度の向上	影響を受けるその他のアウトカム 訪問者の認知度と支援の向上 OUV 及びその他の文化的価値の促進及び保護	アウトカム指標 目標が達成されたかどうかを確認する 数量 (訪問の長さ回数) 品質 (訪問者の満足度)
アウトカム 2 目的:遺産地域の利益となる遺産地域周辺の活発な地域社会	影響を受けるその他のアウトカム OUV 及びその他の文化的価値の促進及び保護	アウトカム指標 目標が達成されたかどうかを確認する 雇用水準やその他の地域経済データの傾向 例えば、犯罪、無断欠勤、器物破損などの社会・環境統計の動向 遺産に対する新しい形の支援 毎年観光客が地元の歓迎で過ごす夜 地域観光、帰省
アウトカム 2 目的:OUV 及びその他の文化的価値の保護	影響を受けるその他のアウトカム 遺産地域の利益となる遺産地域周辺の活発な地域社会 訪問者の満足度	アウトカム指標 目標が達成されたかどうかを確認する [ある場合には、目的が達成されたレベルは、寄与するプロセスとアウトプットを評価することによってのみ理解することができる。以下参照]

表 10 はまた、訪問者の満足度の場合のアウトカムを直接測定する方法を示している。地域社会の福祉のような他のアウトカムは、他の要因に影響される可能性のある指標を用いて直接測定することができるが、他の訪問者の魅力が地域で宿泊する訪問者を増加させる可能性があり、従って信憑性がない (プロセス 3、監視参照)。場合によっては、結果があまりにも幅広く、それを直接測定する指標を特定することが困難である。これは、世界遺産にとって最も重要なアウトカムである OUV やその他の文化的価値の保護である。

結果のモニタリングと評価のための指標の選択

結果をモニタリングするための指標は、指標に関してすでに提供された助言 (プロセス 3、モニタリング、第 4.3 部) に従って、計画立案プロセスの間に選択されるべきである。付属書 A では、ストーンヘンジ (英国) の成功したアウトカムを評価するために採用された指標の例を説明する。

遺産プロセスとアウトプットは、複数のアウトカム (下記参照) に寄与する可能性がある。訪問者をより良く管理するための物件の改善は、OUV (摩耗・消耗を軽減する複数の旅程と巡回訪問) を保護するのに役立つと同時に、周辺地域社会の地域経済の健全化という幅広いアウトカム (その地域へのより多くの多様な訪問者) にも貢献する。「結果 2、アウトプット」104 ページを参照。

「結果 3:管理体制の改善」110 ページでアウトカム指標がより詳しく述べられている。

管理体制のアウトカムに関する主な考慮事項

アウトカムは目に見えるものではなく、アウトプットよりも測定が困難な場合がある。通常は、時間の経過とともにパフォーマンスがどのように変化したかを示すグラフ上の傾向として表現できる。傾向グラフを使用して目標のパフォーマンスレベルと関連する比較を表示することにより、モニタリング成果からの情報を使用して管理体制を見直し、必要に応じて改善することができる。

これらは目に見えるものではないため、効果的なコミュニケーション政策は、一次管理体制の外部からの支援の触媒として、積極的な成果を促進すべきである。支援は貴重なフィードバックを提供し、管理体制とその活動（結果 3、110 ページ参照）を強化することができる。定量化され記録されたアウトカムが、他の人々に伝達され、遺産の管理と保存の利点を示すことができる場合。遺産活動に対する国民のコンセンサスの拡大は、適切な法的・制度的枠組みを保証し、文化遺産のために必要な資源を約束するよう政府に圧力をかけることになる。

全般的な遺産のアウトカム**推薦書作成ヒント**

- ▶ アウトカムのモニタリングと評価には、不必要な経費と時間的なコミットメントを回避するための慎重な計画が必要であり、可能な場合には、既存のモニタリングデータを活用すべきである。
- ▶ アウトカムの評価は、合意されたしきい値と過去の実績に関連していくつかの指標の状況を分析することに依存することが多い。指標の状態が安定しているかどうか、経時的に改善又は低下しているか否かをグラフで示すことにより傾向が示される。
- ▶ 遺産保護活動のより広範な影響を理解するためには、多くの場合、遺産保護プロセスに典型的に関与する専門家よりも幅広い専門家の選択が必要となる。建築家、自然保護活動家、地質学者、技術者は、経済学者、社会学者、環境科学者、観光事業者、そしておそらく他の人々との連携を強化する必要があるだろう。

役立つ質問

- ▶ 管理体制が資産についての十分に広範な目標を定義し、遺産の便益に十分な注意を払っているかどうかを確認するために、現在の状況を継続的に質問することは良い考えである（第 2 部参照）。
- ▶ 近隣の地所所有者や利用者との連携はあるか？
- ▶ 管理者と近隣の地所所有者及び利用者との間に定期的な接触があるか？
- ▶ 当該地所に居住している又はその付近に居住している地域コミュニティは、管理の意思決定に影響を与えているか？
- ▶ 資産の価値を維持しつつ、住民の福祉を考慮した計画的な取り組みはあるか？
- ▶ より広範な開発の影響は常にモニタリングされているか？

世界遺産の背景におけるアウトカム**主な考慮事項**

世界遺産の主なアウトカムは、遺産の OUV を保全することである。ただし、その他のアウトカムは世界遺産資産に特に関連している。

世界遺産に広く採用されている管理計画立案は付属書 A に記載されており、OUV 保護の主要なアウトカムに焦点を当てている。しかし、管理計画立案プロセスは、文化財に関するより広範なアウトカムの達成にも貢献しており、その中には、文化財のみに基づく計画立案プロセスではない計画プロセスを必要とするものもある。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

次に挙げる世界遺産に関するその他のアウトカムの例は、決して網羅的なものではない。

- 世界遺産条約の周知を促進し、様々な聴衆の間で同条約への関心を高めること、
- 世界遺産制度における締約国と他の機関との間の協力を促進すること、
- 世界遺産委員会の戦略目標（信頼性、保全、能力構築、コミュニケーション、コミュニティ）の1つ以上を推進すること、
- 特定の世界遺産資産から得られた教訓が、世界遺産制度全体及び非世界遺産文化遺産と共有されることを確保すること、
- 定期的報告プロセスを通じて特定された不動産及び/又は地域レベルのニーズに対処すること、
- 新たな学習環境と擁護活動を通じた、適切な対象者を対象とし、実践者の能力、制度的枠組み、コミュニティとネットワークを強化し、地域又は準地域の能力構築プログラムへのつながりを作成することによる能力構築、
- 世界遺産の資産を確保することは、遺産及びその利害関係者の持続可能な開発及び遺産の便益を確保する上で重要な役割を果たすこと。

最後の点に関して、OG は世界遺産の管理に参加型アプローチを採用することに非常に重点を置いている。参加型アプローチが効果的であるか否かの良い尺度は、物件の日々の運営に直接責任のない利害関係者がそれから利益を得ているか否かである。

一部の世界遺産資産は、一部又はすべての遺産価値の状況や状態に関するデータを収集しているが、多くの資産についてはこれは（新たな定期報告要件への対応として）最近開発されたものである。すべての世界遺産資産は、結果を監視するためのシステムを持つか、改善することを目指すべきである。このプロセスには時間と資源がかかる。また、組織や利害関係者のコミットメントが不可欠であるため、継続性を確保しなければならず、人的・財政的資源が中断の影響を受けにくいよう、安定した資金源を確保しなければならない。

結果 2: アウトプット (実現可能な結果)

概要

遺産プロセスの目的は、結果を出すことである。確立されたアウトカムに応じて達成された行動と提供されたサービスは、アウトプットと呼ばれる。これらは、地域社会やその他の利害関係者と共有できる具体的な成果であり、多くの場合、遺産、地域社会、利害関係者に直接的な支援を提供する。彼らは、管理体制の全体的な目標であるアウトカムの達成に貢献するために協力する。

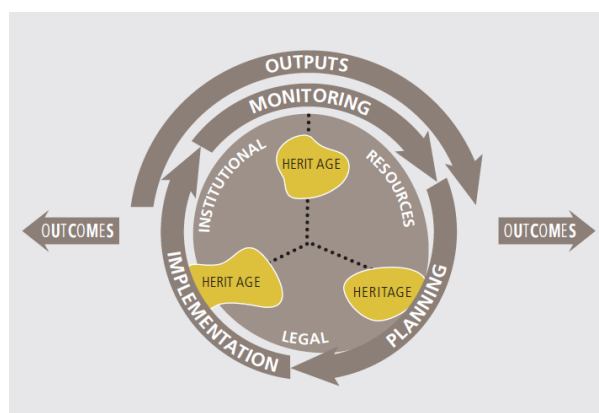


図 16: 管理体制のアウトプット

一般的なアウトプット

アプローチと課題は大きく異なる

アウトプットは、特定の管理及び保全目標を達成するために重要な活動を特定し、ひいては管理体制（文化的価値、特に OUV の保護などのアウトカム）が設定した全体的な目標を達成するための計画された作業計画の結果である。

管理周期の計画、実施、モニタリングプロセスからは、次のような異なる種類のアウトプットが期待できる。

- ・計画自体（例えば、完了した管理計画）、
- ・現場での有形の結果（例えば、建物の修繕、情報パネルの設置）、
- ・これらの結果とその達成プロセスが、将来の行動に反映するために提供できるデータ（例えば、訪問者は2年間で100万人増加した）、
- ・火災安全システムの保守等のサービス。

アウトプットは次を含む。

遺産登録プロセスは、長期的にも短期的にも多くのアウトプットを生み出す。これらの影響が組み合わされることで、より広範な目標を達成することが可能となり、管理体制の最終的な受益者を代表する様々な利害関係者にとって、そのアウトカムが保証される。

アウトプットは、必要性を直接は満たさないかもしれないが、別のプロセスの衝動を形成する。例えば、訪問者管理戦略の一部として、最初のアウトプットはおそらく計画プロセスから発生する訪問者管理計画である。資産の新たな標識は、実施段階での主要なアウトプットの1つである。訪問者が施設を出るときに記録される訪問者の反応は、モニタリングから生じるアウトプットであり、別のプロセス、すなわち標識を訪問者のニーズによりよく応え、訪問者の満足の結果を達成するための是正措置への衝動となる可能性がある。

主な考慮事項

アウトカムの達成に関する外部からの助言や情報（次のセクション参照）によって補完されるのは、アウトプットとそれを生み出したプロセスの分析であり、一般的な管理をより効果的にする（結果3、「管理体制の改善」、110ページ参照）。

アウトプットは、管理体制の生産性を測定するのに役立つ。アウトプットを記録し、それを生み出すプロセス（第4.4部、プロセス3、監視参照）をモニタリングすることは、遺産プロセスを理解し、ひいては管理の有効性を理解する上で不可欠である。さらに、収集されたデータは、何が起こったかを報告するための重要な基礎資料を提供する。これらのデータは、アウトカムとともに年次報告要件の中心的部分である必要がある（次のセクション参照）。また、評価されたら、将来の管理周期を改善するためのフィードバックを提供する（第4.5部、結果3、管理体制の改善参照）。

計画立案とモニタリングの結果自体はアウトプットであるが、「最終製品」として見るべきではない。むしろ、管理体制を運用可能かつ効果的にするために協働する別のプロセスとアウトプットへの手段として見るべきである。

計画は、多くの場合、広く共有されているが、（実施後の）管理ラインの下流では伝達されていないアウトプットの例である。利害関係者が自らの貢献の目に見える結果を確認し、目標と成果の間に格差が生じた場合にさらに貢献できるように、アウトプットを記録しなければならない。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

アウトプット対アウトカムの理解 (多対1の関係)

プロセス、アウトプット、アウトカムの間の関係を理解することは困難である。多くの場合、プロセスと特定の結果の間には「多対1」の関係がある。つまり、複数のアウトプットが1つのアウトカムに対応する。

次の表は、前セクションで特定したアウトカムの3つの例をより詳細に分析することによって、遺産プロセスにおけるアウトプットとアウトカムの違いを示している。最初の例では、第4.4部のはじめにすでに述べた訪問者の旅程と、それらが訪問者の満足度にどのように貢献しているか、などを調べる。最後の例である遺産価値の保護は、プロセス、環境モニタリングに焦点を当てており、そのアウトプットは必要性を直接的には満たさないが、別のプロセスやアウトプットのインプットを形成する可能性がある。

表 11 アウトカム、アウトプット、プロセスの関係を示す例。これは、前述の「アウトカム」セクションの表 10 の詳説である。

アウトカム 1	アウトカム指標 目標が達成されたかどうかを確認する	アウトプット アウトカムへの貢献	プロセス/アウトプット 指標 プロセスの有効性、アウトプットの質、及びより広範な目標を達成するための役割を確立	遺産プロセス アウトカム達成するためのアウトプットの創出
訪問者の満足度 影響を受けるその他のアウトカム: 訪問者の認知度と支援の向上 OUV 及びその他の文化的価値の促進及び保護	数量 (訪問の長さと同回数) 品質 (顧客満足)	新たな訪問者の旅程	数量 (訪問の長さと同回数) 品質 (訪問者の満足度、正確さ) 適時性 (最盛期に間に合うように) 互換性 (訪問者の摩擦・消耗の低減)	数量 (訪問の長さと同回数) 訪問者の旅程の計画、実施、及びモニタリング (標識、オーディオガイド、Web プラットフォーム、回転式出入り口などで)
アウトカム 2	アウトカム指標	アウトプット	プロセス / アウトプット指標	遺産プロセス
遺産地域の利益となる遺産地域周辺の活発な地域社会 影響を受けるその他のアウトカム: OUV 及びその他の文化的価値の促進及び保護	雇用水準やその他の地域経済データの傾向 例えば、犯罪、無断欠勤、器物破損などの社会・環境統計の動向 遺産に対する新しい形の支援 毎年観光客が地元の歓迎で過ごす夜 地域観光、帰省	遺産に配慮した一連の事業 機会 新しいパートナーシップ、新しい賛助者 地域経済活性化のための人材確保 都市環境の改善	数量 (例えば、調達された資金又は提携先、新規採用者、創出された仕事の数) 及び 頻度 (例えば、再訪問者) 品質適時性 包括性 遺産のニーズとの適合性 コミットメントの範囲と時間枠 地域社会の満足度	遺産に関連する市場機会の特定 提携先と投資の引き出し 新規事業の立ち上げ資金 都市再生基本計画立案

アウトカム 3	アウトカム指標	アウトプット	プロセス / アウトプット指標	遺産プロセス
OUV及びその他の文化的価値の保護	[効果的な成果指標が見つからない場合は、関連するアウトプットとプロセスの評価に頼る]	最初のアウトプット: 修復された屋根 2 番目のアウトプット: 物件保護の長期経費の削減 簡素化されたメンテナンス手順	数量 (数と総面積) 有効性 (設計及び寿命) 適時性 経費 (公正な価格設定、保守の容易さ) 環境 (0 km 資材)	例 1: 資産の属性を脅かす不安定で雨漏りする屋根を修復する長期保守アクセスルートの確立
		最初のアウトプット: 新データ 2 番目のアウトプット: 統計、傾向 3 番目のアウトプット: 崩壊メカニズムの理解 改善された保全アプローチ より安価かつ簡素化されたメンテナンス	数量 (データ、時間枠) 品質 (データの冗長性、正確性、関連性) 適時性 (季節変動) 経費 (通常の資金調達で持続可能な) データアクセス / 使用	例 2: 環境モニタリングとその後のデータ分析

表 11 が示すように、これらのアウトカムを達成するために、遺産プロセス (第 4.3 部参照) は、しばしば様々な時間枠で複数のアウトカムを生み出す。成功した場合、アウトプットの特定と提供の複合的な影響により、管理体制がすべての利害関係者にとって関心のある目標に到達することが保証される。

アウトプットのモニタリングと評価

表 11 の例は、求められるであろうアウトカムの多様性と、それに寄与するであろう多様なアウトプットを示している (また、一連の連続した出力が結果につながる場合にも、連続的に)。この表には、アウトプット指標 (プロセス 3、モニタリング、第 4.3 部の指標に関してすでに提供されている一般的な助言を使用して) の例も示されている。アウトプットがどの程度提供されているかを測定することによって、測定が困難なアウトプットが達成されているか? ストーンヘンジ (英国) で採用されている指標の例については、付属書 A を参照。

アウトプット指標の選択

モニタリングすべきアウトプットは、できれば年次作業計画又は全体的な管理計画が策定されるとき (管理計画については、第 4.3 部計画立案及び付属書 A 参照) に、事前に決定されるべきである。

アウトプットを評価するためには、資産の作業計画に設定された目標と進捗状況を比較することが重要である。管理体制の他の結果と比較して、アウトプットのより具体的な性質は、この年次「生産性」を測定する公平な指標を識別することをかなり容易にする。(「公平な指標」とは、収集者に関係なく同じ情報が収集されるため、個人的な偏見を受

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

けないことを意味する)。

アウトプットを構成する変化、製品又はサービスは、それ自体が（すなわち、指標）測定可能な結果であってもよい。例えば、平方メートルで表される緩衝地帯の面積に対する拡張である。しかし、アウトプットを定量化し、適格性を確認するには、通常、一連の指標（1つだけではなく）がより効果的である。

- a. 可能な場合、アウトプット指標は次の観点から定量化される。
 - 物理的出力（例えば、防犯カメラの設置数、パンフレットの作成・配布数、屋根の修理完了数、総面積、修理金額）、
 - 作業量（例えば、地域社会との会合の回数や外部連携の活性化の回数と価値）、
 - ユーザー（例えば、年間訪問者数又はレンタル数、使用された音声ガイド、又は質問に対する回答）。
- b. アウトプット指標は、次に関連する統計的傾向を示すデータを提供することによって、アウトプットの影響を限定する場合がある。
 - 物理的アウトプットの有効性、例えば、屋根の修理の相対的寿命、
 - 実施された作業の質、例えば、提携先の国の多様性、又は外部の対象グループの意見、
 - 利用者のプロフィール、例えば、訪問者が敷地まで移動した距離。
- c. アウトプット指標は、管理当局、寄付者、その他への説明責任を果たす目的で財務情報を提供するために、作業を財務面（実際の支出対予定支出）で評価することがある。

全般的な遺産のアウトプット

推薦書作成ヒント

- ▶ 産業や商業では、アウトプットは生産されるだけである（又はただ生産される必要がある）。なぜならば、それを特に望むプロセスの「顧客」がいるからである。この考え方は、遺産セクターに直接適用されるものではないが、具体的なアウトカム（アウトプット）を達成することと、より広範な目的（アウトカム）を達成することとを区別するのに役立つ。年次作業計画が真のニーズを対象とすることを確実にすることの重要性を想起させる。
- ▶ アウトプットを評価するために選択される指標は、成功を決定するために必要な最小限のものとするべきであり、一貫した方法で測定可能であり、とりわけ次の「SMART」（経営目標を設定するのに使用される一般的な簡略記号）であるべきである。⁷⁵
 - 測定対象の製品又はサービスに固有
 - 測定可能（量的にも質的にも）
 - 経費とコンセンサスの観点から達成可能（利害関係者からの賛同）
 - 経営者の情報のニーズに関連する
 - 時間制限 - アウトプットがいつ達成されるかを予測可能

指標は、特定のアウトプットを評価する。各アウトプットに関する指標の選択は、アウトプットが貢献しているより広範なアウトカムに影響される。
- ▶ 国内又は国際的な管理基準は、定性的な指標（管理品質・⁷⁶環境）の客観的な基準を提供するかもしれない。さらに、内部モニタリングプロトコルの開発は、アプローチを標準化し、品質と信頼性を維持するのに役立つ。

⁷⁵ http://en.wikipedia.org/wiki/SMART_criteria

⁷⁶ ISO 9000 規格ファミリーは、国際標準化機構（www.iso.org）によって発行され各国の標準化団体を通じて入手できる。

- ▶ 管理アプローチの中には、「アウトプット」と「アウトカム」をわずかに異なる方法で解釈するものがあり、これを確認すべきである。例えば、いくつかの思想の流派は「アウトプット」を、特定の「目的」のために集まる一連の「結果」（例えば、排水ネットワークの敷設、屋根及び側溝の補修）という2つのレベルに分けているが、それにもかかわらず有形の結果（例えば、雨水の回収・処理の改善）である。⁷⁷
- ▶ 自然遺産セクターは、特に、「遺産ツールキットの強化」に提案された「ツール 10：作業 / 物件アウトプット指標」を使用して、「管理の有効性を評価するための枠組み⁷⁸」（付属書 B 参照）による遺産プロセスとアウトプットの評価において大きな進歩を遂げた。

世界遺産の背景におけるアウトプット

主な考慮事項

世界遺産の背景では、アウトプットは、主要なアウトカムとしての OUV の保護に貢献するだけでなく、社会への利益などの他のアウトカムにも貢献するために一緒にあるべきである。属性、信頼性と完全性を保護するための手段であれ、地域社会に利益をもたらすサービスであれ、アウトプットは計画プロセスの一部として選択される（又は管理計画立案内で、付属書 A 参照）。それらは、とりわけ、不動産及びその利害関係者に影響を及ぼす要因の評価に基づく。

遺産登録によって生じる追加的な課題は、世界遺産資産に関連する複数の計画（第 4.3 部）や精巧な制度的枠組み（第 4.2 部）など、新たな成果を必要とすることにつながる可能性がある。リアクティブ・モニタリングや定期的報告などの他の世界遺産プロセスは、意図されたアウトプットに影響を与える可能性があり、システムはそのような状況に対応できるようにしておくべきである。

世界遺産の要件を遵守するための資産又はその管理の変更を目的とする特定のプロジェクトの場合、遺産プロセス及びそのアウトプット（並びにそれらの計画立案）をモニタリングし評価するための包括的なアプローチが特に重要である。プロジェクトは、現地の利害関係者及び現地の実施提携先によって「所有」される必要があり、その情報のニーズは最も重要である。指標は、「寄付者」が知りたいことだけでなく、地元の経営者、地域社会、その他の利害関係者が必要としていることを反映すべきである。したがって、地域の情報システムがどのように機能しているかを理解し、地域の利害関係者が関連する指標を定義する際に主導的な役割を果たすことを確保することが重要である。

⁷⁷ 欧州委員会。2004 年援助提供方法。第 1 巻。プロジェクト周期管理ガイドライン。欧州委員会、ブリュッセル。82 ページ。 https://www.aswat.com/files/europeaid_adm_pcm_guidelines_2004_en.pdf

⁷⁸ Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J. 2008 年遺産ツールキットの強化自然世界遺産の管理効果の評価。ユネスコ世界遺産センター、パリ。（世界遺産ペーパー第 23 号）58～59 ページ。 <http://whc.unesco.org/en/series/23/>

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

結果 3: 管理体制の改善

概要

管理体制は、アウトプットという形で展開される多様な行動を通じてアウトカムを達成することを目指している。アウトカム及びアウトプットを効果的に達成するためには、上記の 3 つの要素と 3 つのプロセスが必要な支援を提供すべきである。これまでのセクションでは、二次的な管理体制が、どのように管理者が必要なアウトカム及びアウトプットを達成するのに役立つかを説明してきた。それが達成されない場合、優れた管理は、管理体制を改善し、必要なアウトカム及びアウトプットの達成につながるような変更を行わなければならない。このセクションでは、改善が管理体制の長期的な変更につながるかについて説明する。

改善の可能性を開発するには、管理体制の 3 つの要素と 3 つのプロセスがどこで不足しているかを特定し、是正措置を講じることが必要である。改善は、遺産プロセスを監視し、アウトプット及びアウトカムを評価し、3 つの要素の妥当性を評価することによって行うことができる。それらは、既存の要素に対する小さな変更から構成されることもあれば、二次管理体制からの実質的な強化という形で外部起源を持つこともある。

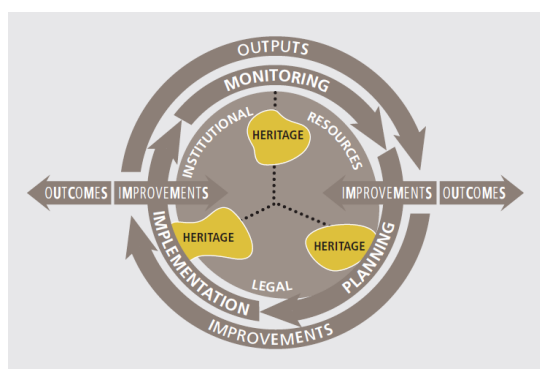


図 17: 管理体制の改善

外部インプットは、様々な情報源（第 2 部参照）から得られる。例えば、多くの国で、文化は社会的課題（教育、アウトリーチ、コミュニティ開発活動）への貢献の増加により、新しい形の支援（公的及び民間）を引きつけている。これは、文化遺産のための証拠に基づく透明性のある意思決定の要求と共に、数世紀前からある既存の管理体制への実質的な変更を必要とするかもしれない（第 4.3 部: モニタリング参照）。

管理体制全般の改善

アプローチと課題は大きく異なる

計画立案、実施及びモニタリングのプロセスが望ましいアウトプット及びアウトカムをもたらさない場合、これは最初は外部要因によるものと思われる場合がある。しかし、本当の原因は既存の管理体制（優れた管理体制は、たとえ予測できないリスクであっても対処するための偶発的な仕組みを備えているべきである）の欠陥かもしれない。これらの欠点をどのように特定するかが、このセクションの主題である。

欠点は、法的・制度的枠組みの格差、資源の不足又は不十分な配備、又はプロセス自体の不十分さに起因する可能性がある。アウトプットは満足のいくものではなく、アウトカムは部分的に達成されるか、全く達成されない。解決方法は非常に単純である（例えば、資源のより良い配置）。しかし、短期的に直接の救済が不可能であれば（法的枠組みの不備の是正など）、管理体制の他の分野で解決策が見つかるかもしれない。直接的でない是正措置には、想像的アプローチが必要となることがある。

欠点を解決することは肯定的なインプットにならない。管理体制の変更に
は、数日、数カ月、数年を要する場合がある。必要な時間枠を明確にし、長期的な改善
を実現するために十分な粘り強さを確保することは、課題となり得る。

管理体制の改善に含まれるもの

フィードバックの収集と改善の提供は、次の複数のステップで行うことができる。

1. 一次遺産管理体制の有効性及び効率性を妨げる格差を特定すること、
2. 一次体制が解決策を提供できない場合は、二次提供源（第 4.5 部、118 ページのテンプレート参照）を使用して管理体制に変更を加え、有効性及び効率性を向上させる（例えば、次のヘルクラネウムの事例研究）。
3. 一次管理体制の変更は、時間がかかり、強力な政治的支援を必要とする作業である。

外部からの改善は、専門的な背景を参照すること、又は複数の利益を達成する可能性のある情報収集プロジェクトを設立することから得られる。例えば、口述歴史記録プロジェクトでは、過去に物件を保守した退職労働者の経験を活用して、管理体制の知的資源の格差を埋めたり、外部委託への移行によって失われた情報を収集することができる。まさにそのプロセス（下から上へ）が、法的・制度的枠組みの欠点を克服するのに役立つ可能性がある。参加型アプローチを促進するためにしばしば失敗する（上から下へ）作業である。また、遺産管理体制の開発に関連する、遺産セクターにおける新たな知見もあるかもしれない。

事例研究

大きな法制度改革を伴わずに既存の管理体制を改善するための提議

ポムペイ、エルクラネウム及びトッレ・アンヌンツィアータ（イタリア）の考古学地域として知られる一連の世界遺産資産の一部であるエルクラネウムの遺跡は、既存の管理体制を持続的に改善するための、大きな制度的・法的改革を伴わない本質的に一時的な管理体制を作り出すための提議の利用に関する重要な事例研究である。

西暦 79 年のヴェスヴィオ山の噴火によって埋没したポンペイとヘルクラネウムの町とそれらに付随するヴィラは、世界のどこにも類を見ない過去の特定の瞬間における社会と日常生活の完全で鮮明な絵を提供している。公が所有し、公共が運営するこれらの考古学的物件は、1997 年まで中央集権的な公共システムによって運営されており、20 世紀の最後の数十年間は慢性的に資金が不足していた。1997 年に財政・行政面での独立性が認められ（法律第 352/1997 号）、財政面での充実（チケット収入はもはや中央省庁に再分配されなかった）、官僚主義の削減が図られた。しかし、経営改革は不完全であり、人材は中央の文化省に縛られたままであったため、柔軟性に欠け、地方のニーズには不十分であった。さらに、多くの国の公共事業手続きの複雑さが効率的な運営を妨げている。

2002 年、ヘルクラネウムはローマでのピサメッド会議で、戦争で荒廃していない国における考古学的保存のおそらく最悪の例として引き合いに出されたが 2012 年には前向きなモデルとなり、「そのベストプラクティスは、世界中の同様の広大な考古学的領域で確実に複製することができる」と UNESCO のイリナ・ボコワ事務局長は訪問後に結論づけた。

...

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

事例研究

- ● このような状況の劇的な変化は、2001 年からヘラクラネウムの保全と管理を支援しているヘラクラネウム保全プロジェクト⁷⁹として知られる官民パートナーシップによるところも大きい。このイニシアティブの成功には、複数の要因が寄与している。このイニシアティブは、現地の遺産管理当局がすでにとっている積極的な措置を基礎とすることができた。既存の管理体制の不備に的確に対応し、9 つの要素すべてに貢献することで、管理の効率性と有効性の永続的な向上を目指している。次に例を示す。
 - 商業的出資を目的とした法的枠組みの想像力に富んだ使用により（法律第 42/2004 号第 120 条及び第 30/2004 号第 2 条）、最終的には、民間提携先（この場合慈善活動で）が、公的提携先に対して、金銭的支援だけでなく、活動や組織の柔軟性の向上などの運営支援を提供できるようになった。遺産管理機関は財政的な条件ではなく、組織的な能力を持っていた。
 - 主催組織、地域遺産管理機関の「内部」で展開された協力により、真の提携と、新しい働き方への既存の管理体制の開放が保証され、アプローチを進める人々の所有の意識が高まる。
 - 一連の応答性と柔軟性に優れた提携（専門の法人ではなく）を構築することで、物件と主催管理体制のニーズの進化に合わせて、プロジェクトの新しい段階にも対応できます。10 年以上の間に、プロジェクトは、プロジェクトの段階的な中止を視野に入れて、危機にさらされている地域での野心的な作業から、新しい博物館施設の計画、敷地に隣接する住宅地での都市再生計画、他のヴェスヴィオ地区での能力構築活動へと移行した。
 - 国家遺産専門家と専門請負業者（多くの地元住民）からなる学際的なチームを結成し、遺産管理職員と考古学的保存活動を強化する。
 - 知的資源を強化するだけでなく、物件の擁護にも貢献し、この一連の世界遺産資産の他の物件に相乗効果をもたらすために、地方及び国際的な研究パートナーのネットワークの作成。
 - 目的に基づく作業文化を導入し、効率的な遺産プロセスを重視したプロジェクト管理アプローチ。
 - 既存の管理体制が、プロジェクトの存続期間を超えて将来にわたって、公共資源を用いた物件管理を維持することを可能にする活動に与えられる重要性。例としては、長期的な経費を削減し、物件管理を簡素化するためのインフラと保全対策、プログラムされたメンテナンス周期のための試験及び改善アプローチ、長期的な研究提携の確保などがある。
 - 近代的な町の生活における役割とアイデンティティを再確立し、現れてくる相互的な遺産の利点を活用するために、遺跡の必要性を認識すること。姉妹イニシアティブであるヘルクラネウムセンターは、地元の市民団体やその他の利害関係者との架け橋となり、将来に向けて古代と近代の町の間関係を改善するために設立された。



ボンベイ、ヘルクラネウム、トッレ・アンヌンツィアータの遺跡群（イタリア）

© HCP / Sarah Court

⁷⁹ バッカード人文科学研究所のイニシアティブは、ナポリとボンベイの考古学的遺産のための特別な監督（地方の半自治的な遺産管理機関）及びローマのプリティッシュスクールと提携している。

管理体制の改善に関する主な考慮事項

管理計画立案は、世界遺産のために広く採用されている手法であり、管理体制を改善するための格差を特定することが非常に重要である（付属書 A 参照）。管理体制は、管理計画がなくても、目標（アウトプット）及びより広範な目的（アウトカム）に対する進捗状況を評価し、不一致及びその原因を分析することから利益を得る。管理体制の改善は、3つの要素が3つの遺産プロセスを支持しているかどうか、目標とするアウトプットを提供し、すべての望ましいアウトカムを達成しているかどうかという、管理体制の厳格な評価にかかっている。

指標によるアウトプットとアウトカムのモニタリングから得られる情報は、管理体制の将来のプロセスの定義と優先順位付けに役立つ。また、管理体制の9つの要素の一部又はすべてを大幅に改善するための基礎となることもある。次の第4.5部では、遺産管理体制を記録し評価するためのテンプレートを提案する。このテンプレートでは、9番目の要素である「管理体制の改善」が、他の8つの要素で特定されたすべての格差又は機会をまとめている。次に、それを克服するか、又は受け入れるための変更を提案し、必要に応じて適切な管理ツールを特定する。

管理体制の改善

推薦書作成ヒント

- ▶ 改善は「インプット」と呼ばれることもあるが、これは「インプット」とも呼ばれる人的、財政的及び知的資源との混同を招く可能性がある。
- ▶ 良い経営の中心である継続的改善のスパイラルアップを確実にするには、格差を特定し、それを適切に適用するスキルが必要である。このようなスキルは、単純な能力構築イニシアティブによって身につけることができる（第3.8部参照）。
- ▶ 文化遺産セクターは、その孤立の結果、他のいくつかのセクターよりも、実際的なプロジェクトや利害関係者管理において重要なスキルの不足が大きい。⁸⁰これは、資産の遺産管理体制を弱体化させ、同時に体制の進化を妨げている。
- ▶ 分離にはまた、他のセクターについてのより良い理解と一次管理体制の改善が必要である。⁸¹
- ▶ 文化遺産に対する圧力が強まり、社会が文化遺産に新たな要求を課すようになると（第2部参照）、経済学者、社会学者、環境学者などの新たな学問分野が必要になることが多い。

世界遺産背景における管理体制の改善

主な考慮事項

格差を特定し、それに対処しようとすることは、生産性、効率性及び主要なアウトカム（OUVの保護）及びその他の目的を達成する能力の観点から、資産の管理体制を改善することの一部である。コンプライアンスの必要性は、登録された物件にさらなる圧力をかける。付属書 A では、管理計画立案がこれらの目標の達成にどのように貢献するかを検討する。

例えば、「作業指針」で推奨されている参加型アプローチ

（OG 第 108 項）は、管理プロセスのすべての段階における利害関係者の参画、すなわち、管理体制の生産性、効率性、及び一定のアウトカムを達成する能力によって影響を受ける利害関係者の参画に依存する。

⁸⁰ 副首相の事務所。2004 年 持続可能なコミュニティのためのスキル。ロンドン、RIBA。
http://dera.ioe.ac.uk/11854/1/Egan_Review.pdf

⁸¹ Brundtland, G.H. 1987 年 環境と開発に関する世界委員会の報告: 私たちの共通の未来。英国、オックスフォード、オックスフォード大学出版局。第 7 章。「意思決定における環境と経済の統合」、第 75 号。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

世界遺産のための改善

推薦書作成ヒント

▶ 文化財の管理当局にとって、世界遺産リストへの登録はさらなる義務と新たな課題をもたらす。これは、締約国が管理体制を再検討し、改善することを要求する。他方、世界遺産制度は、世界遺産委員会、その諮問機関 (ICCROM、ICOMOS、IUCN)、地域センター及びその他の関連機関 (世界遺産の Web サイト参照) を通じ、多様な経験及び専門知識のネットワークへのアクセスを提供しており、これらは管理体制を改善するプロセスにおいて有用である。

4.5 遺産管理体制の記録と評価

「完全な」遺産管理体制

国及び財産レベルでの管理体制の枠組み

第 4.2 部、第 4.3 部、第 4.4 部で強調された 9 つの要素は、下の図に示すように、完全な遺産管理体制 (MS) を形成する。

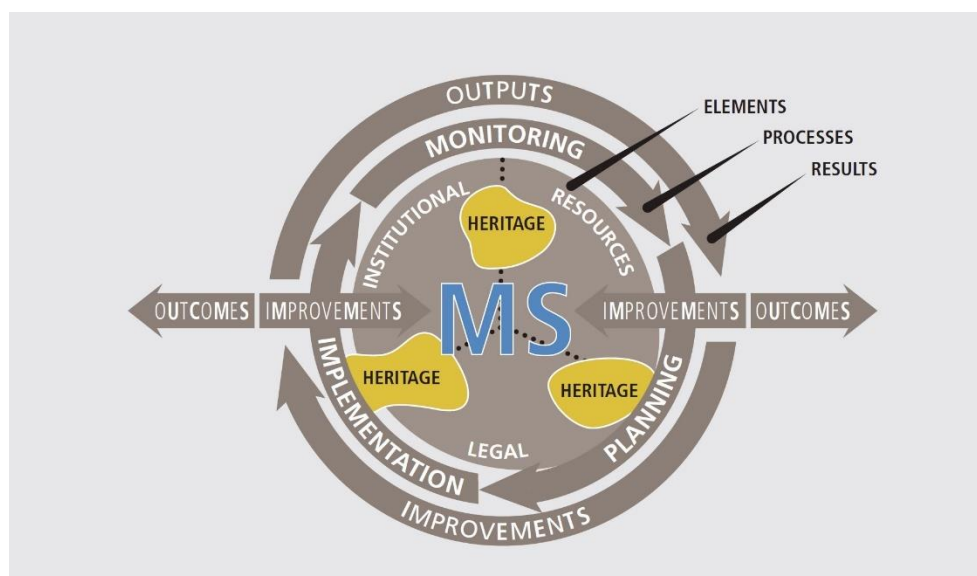


図 18: 遺産管理体制の 9 つの要素

遺産管理体制を 9 つの要素に分割することで、1 つを利用するすべての人々に共通の参考の枠組みが提供される。1 つは、資産を管理する遺産実務者、制度的枠組みを定義する政策立案者、そして遺産に関わるために意思決定の方法について透明性を必要とするコミュニティとネットワークである。

第 4.1 部で述べたように、国家レベル又は地域レベルで運用される一次体制としての遺産管理体制は、遺産資産の特定や記録といった中核的な業務を監督する法的権限を有する場合がある。しかし、その妥当性は、しばしば外部からの寄与によって強化される、資産を管理する際に試される (保全、解釈、訪問者管理、開発への結び付けなど)。通常、二次管理体制 (又はその構成要素) の支援が必要になる。本書のこのセクションでは、一次遺産管理体制が適切かどうかを文書化し評価する方法と、二次遺産管理

体制の役割について説明する。

国又は地域の遺産管理体制は、特定の種類の文化財については標準的な体制のように見えるかもしれないが、それぞれが独自の性質と設定を持ち、その管理を形作る特定の資産又は資産群を参照して検証されるべきである。9つの要素のうち、プロセスと結果へのアプローチは特定の事例に最も影響される。これについては後述する。

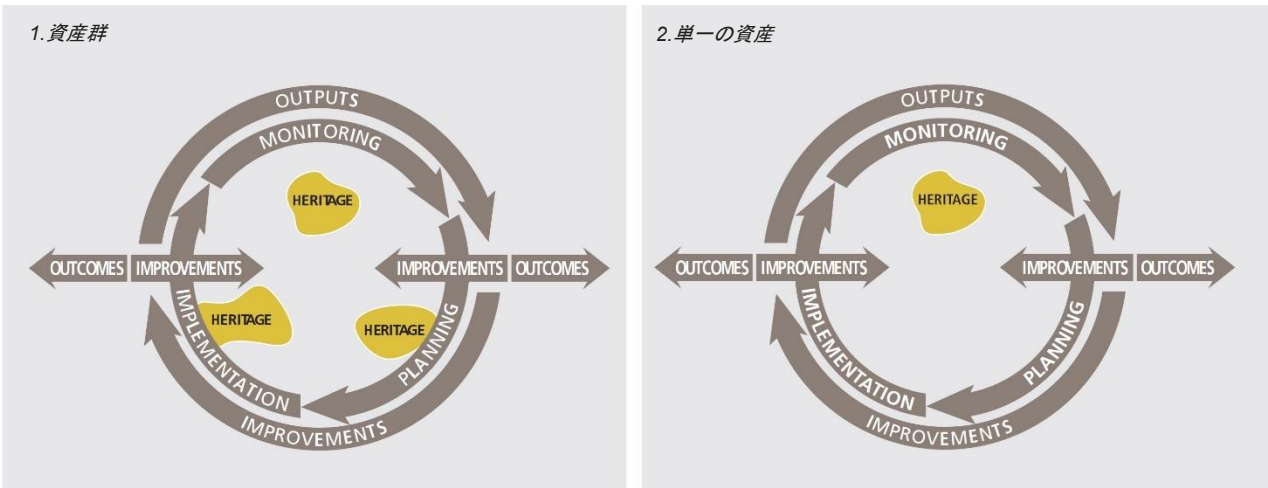
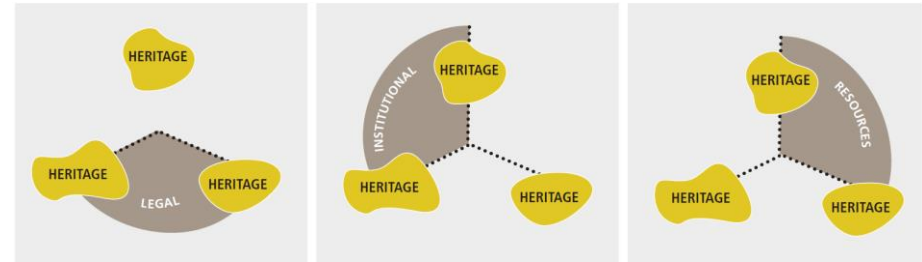


図 19:明らかに画一的な（一次的な）遺産（国家）管理体制の要素が、資産群又は単一の資産について、その地域の状況によってどのように支えられるか

3つの要素は、特定の1つ又は複数の資産によって提示される制約と機会にも影響される。図20はいくつかの例を示しており、他の管理体制の要素がどのように役立つかも示している。



法的枠組み

- 地方土地利用規則
- 他セクターからの法律（例えば、税の軽減、汚染基準、沿岸保護）
- 確立された土地利用権やアクセス権

制度的枠組み

- 現地 NGO の強化
- 地方市民機関
- 公的及び私的所有と管理統制の様々なレベル

資源

- 資本調達の対象地域（例えば、世界銀行、欧州委員会）
- コミュニティの強いコンセンサスとボランティア活動
- 現地のスキルと知識の継続性

図 20:二次管理体制又はその要素を用いた一次管理体制の強化

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

遺産管理体制の枠組みの目的

この枠組みは、文化遺産の保全と管理に携わる人々にとって、3つの主要な機能を持っている。

目的 1: 遺産管理体制を定義し記録し、それがどのように機能するかを他者に伝えるための枠組み

9つの要素からなる枠組みは、遺産管理体制のモニタリングとその結果の第三者への報告を容易にし、標準化するための共通言語を提供する。世界遺産の場合、これは登録推薦プロセスの一部（推薦書のセクション 5）であり、登録後は定期報告分析と保全状況（SOC）報告の一部となる。

世界遺産の推薦プロセスでは、資産又は資産群（OG 第 130 項及び第 132.5 項）⁸²のために実施されている遺産管理体制が正式に記録されていることが特に要求される。推薦書類は、資産管理に実質的な貢献をすることができ、今後の資産管理と保全状況を測定するためのベースラインとして機能する。⁸³

目的 2: それぞれの遺産を広い文脈で捉え、遺産管理への統合的アプローチの必要性を示す枠組み

遺産管理体制はより広い環境で運用されており、文化遺産に圧力をかけることができ、またその逆も起こり得る。しかし、この関係はまた、一連の機会を提供する（第 2 部参照）。圧力と機会の適切な管理は、財産と近隣コミュニティに利益をもたらす一方で、文化的、社会的、経済的、環境的価値を増大させる。

9つの要素のうち、「改善」と「アウトカム」は、より広い文脈との直接接触によって最も影響を受けるものである（図中の逆矢印で表される）。しかし、遺産管理体制のすべての要素はその文脈に依存しており、その代表者を関与させるべきである。

それぞれの遺産を広い文脈で捉え、遺産管理への統合的アプローチの必要性を推進する枠組み。管理体制が何を必要とし、何を達成し、他の管理体制が何に貢献しているかを示す（第 4.1 部参照）。透明性と対話を促進することにより、社会への利益が広く認識され、利害関係者の関与とフィードバックがより効果的に活用される。

目的 3: 遺産管理体制（と他の管理体制）を評価・改善するための枠組み

管理周期が進むにつれて、遺産管理プロセスとその結果（下記参照）がどの程度効果的であるかを評価することが難しくなることはよく知られている。

⁸² この管理体制の概要は、管理計画単独又は一部として提供されることがある。

⁸³ UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN。2011 年 *世界遺産推薦登録の準備*。（第 2 版）。ユネスコ世界遺産センター、パリ。（世界遺産リソースマニュアル）91 ページ。
<http://whc.unesco.org/en/activities/643/>（英語の Web サイトページ）。



図 21: 管理周期を通じて評価が困難になる

管理体制のバックボーン、すなわち法的・制度的枠組みと資源へのアプローチが効果的であるかどうかを評価することはさらに困難である。

遺産プロセスは、特定の資産又は資産群の管理体制がその目的の達成を怠っていないか、又は達成しているが非効率的であることを実証することができ、特定の長所及び短所を特定することができる。しかし、それらが管理体制の他の分野に及ぼす影響を理解することは容易ではない。

世界遺産登録の取得及び/又は維持に関連する要件 (OG 第 117 項及び第 132.5 項)、又は資産又は資産群の変更 (望むと望まざるとにかかわらず) により、管理体制の変更が必要となる場合がある (付属書 A 参照)。いかなる変更も、管理体制全体に影響を及ぼす可能性が高い。

9つの要素からなる枠組みは、現在の管理体制の長所と短所を分析するためのチェックリストと、価値観を保護するために変更が必要な場合、とりわけ OUV を優先して提言を行うための論理構造を提供する。これにより、異なる管理レベル (地元、国、地域、国際) における管理体制のニーズと及び達成事項を見直しやすくなる。

遺産管理体制の記録と評価

枠組みを使用するための標準テンプレート

表 12 は、9つの要素からなる枠組みを用いて (例えば、推薦書 5 e、OG 付属書 5 参照) を記録し、遺産管理体制を評価するために設計されたテンプレートである。これは、9つの要素すべてが一次遺産管理体制に完全に含まれているのか、部分的に含まれているのか、又は含まれていない場合は他の管理体制からの寄与であるのかを識別するのに役立つ。次に述べる世界遺産資産の例は、これを明らかにする。OG の付属書 5 は、世界遺産資産の管理体制を記録することを要求している。

このマニュアルには、Word 形式のテンプレートが含まれている。テンプレートを完成させる際、ユーザーは、遺産管理体制を記録する際に、関連するセクションを参照し、質問の試みとチェックリストに回答するよう求められる。

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

表 12 管理体制を記録するための遺産テンプレート

特定の文化財に対する遺産管理体制の妥当性を記録し評価すること

1. 物件名と所在地:

2. 物件の簡単な説明:

主要な属性:

真正性:

完全性:

3. 世界遺産基準:

4. 文化財の管理体制の記録と評価

管理体制の枠組み:3つの
領域、
9つの要素

・文化財の一次管理体制
について説明する

必要に応じて、主要事項
と関連する機能を強調す
るか、関連する参考文
献を添付する

・その妥当性を評価する:
既存の格差と特定され
た新たな機会
(本マニュアルの関連項
目を参照した上で、資
産の性質に基づく)

・格差に対処し、一次管
理体制を強化するた
めに、二次 / 他の管理
体制又はツールから現
在実施されている追加
支援の概要を示す。
・必要な追加の対策 / ツ
ールの特定

法的枠組み (又は
「命令」)

制度的枠組み

資源

計画立案

実施

モニタリング

アウトカム

アウトプット

改善点 (必要な追
加措置の概要を含
む)

次の例は、世界遺産リストに登録されてから一定期間にわたって発展してきた既存の管理体制を記録しようとする試みである。

表 13 遺産管理体制の例

特定の文化財に対する遺産管理体制の妥当性を記録し評価すること

1. 物件名と所在地:スリランカ、サクレッド・シティ・オブ・キャンディー

2. 物件の簡単な説明:

SOUV からの引用

真正性

SOUV からの引用

完全性

SOUV からの引用

スリランカ、サクレッド・シティ・オブ・キャンディー
(スリランカ)



3. 世界遺産基準:(iv) (vi)

4. 文化財の管理体制の記録と評価

管理体制の枠組み:
3つの領域、
9つの要素

• 文化財の一次管理体制
について説明する

• その妥当性を評価する:
既存の格差と特定され
た新たな機会
(本マニュアルの関連項
目を参照した上で、資
産の性質に基づく)

• 格差に対処し、一次
管理体制を強化する
ために、二次 / 他の
管理体制又はツール
から追加支援の概要
を示す。
• 必要な追加の対策 /
ツールの特定

法的枠組み
(又は「命令」)

1940年に施行され1988
年に改正された「古美術
条例」は、国全体の遺産
の保護と管理を規定して
いる

資産の一部は仏教界が所
有し、寺規に基づくもの
である

記念物を超え緩衝地帯の
区域を管理する必要性

資金を集める必要性

この物件は「都市開発
局 (UDA) 法」と市議
会の規制の下に持ち込
まれ、より広い地域の
より良い管理が可能に
なった。

本物件は1981年に
「中央文化基金 (CCF)
法」の下で導入され、
資金と活動実施能力が
増加した。

解説

4 遺産管理体制の定義、評価及び改善

要素	制度的枠組み	考古学部門 (DOA) は責任ある機関である 守護神を長とする寺院権力が、佛歯寺 (毎日の儀式、毎年の行幸など) の寺院とその運営を変えつつある。	すべての関連する利害関係者をまとめる仕組みの必要性 僧侶が意思決定により深く関与する必要性	市長を委員長とし、関係利害関係者を委員とする「世界遺産聖地委員会」を設置した
	資源	人間主に DOA の従業員 財務: 中央政府からの年間資金。外国人観光客の入山料から寺院ごとに徴収 知識: 部門内で蓄積された知識。	DOA 職員の不十分さと多様な専門家を採用する際のより大きな柔軟性の必要性 活動を外部委託する必要性 資金不足 特に OUV に関連する新しい知識をもたらす必要性	CCF による保全業務の受託 開始した外部委託 CCF が調達した追加資金 今後なされるさらなる改善
プロセス	計画立案	DOA による毎年の保全計画立案。	OUV の保護を保証するための長期計画の必要性 DOA におけるより大きな参加型プロセスの欠如 計画立案の価値観主導型計画アプローチは新しい	参加型プロセスを使用し、様々な利害関係者からのすべての資源を使用して、新しい計画立案アプローチを主導するために作成された新たな委員会の使用 OUV の概念はサクレッドシティ委員会の中で初めて議論された サクレッドシティ計画立案として知られるツールは1949年から使用されている
	実施	DOA 職員によるプロジェクトの実施	活動を外部委託する必要性 他の利害関係者の支援を活用する必要性 計画立案管理は、UDA法の権限を行使する地方自治体为主导しなければならない	包括的な管理計画がない場合、部門又は委員会によって策定された各プロジェクトの実施は、関連する機関が自らの資金をもって行う 計画立案管理は、すべての関係機関からのチームで地方自治体が行う。

プロセス	モニタリング	実施されている作業について DOA によって確立されたモニタリング手法 DOA は敷地内の違法建築物を定期的に検査している	広域的なより大規模のモニタリングの必要性 OUV を反映するすべての属性を保護する必要性 資産と緩衝地帯をより詳細に制御する必要性	開発の承認と管理のための DOA、CCF、UDA、自治体との合同委員会 業務の進捗状況は本委員会の月例会合で審議され、各機関が業務をモニタリングする。
	アウトカム	DOA は、OUV を含む遺産の価値を保護することを約束する。 祭祀の円滑化を図ることを目的とした宗教資産担当僧	資産の OUV に関するコミュニティの認識不足	より多くの参加を通じて OUV を保護・維持する コミュニティへの WH 資産の便益の提供
	アウトプット	OUV の保護を確実にする遺産地域の選択された要素の遺跡、建物及び絵画の保全 OUV を強化する僧と一般市民による宗教活動の継続	財産の私有部分の保全・管理、祭祀活動のためのインフラ整備の必要性	コミュニティへの経済的利益を目的とした私有財産の保全プログラムの提供 策定された計画に基づくインフラ提供 祭礼時の施設提供
	改善点 (必要な追加措置の概要を含む)	サクリッドシティ委員会には法的権限が必要だと感じられ、本委員会に権限を与える法案が準備中である。		

付属書 A

管理計画の策定、実施及び モニタリングのための枠組み

付属書 A では、第 4.3 部の「計画立案」プロセスの説明を拡張している。その目的は、世界遺産推薦書のセクション 5 で求められる管理計画の策定を支援することである。管理計画立案は、文化的価値、特に世界遺産プロセスにおける顕著な普遍的価値を保護するためにますます普及している手段である。管理計画の作成と実施には、遺産管理体制（第 4 部参照）の 9 つの要素すべてからの貢献が必要であり、資産の管理体制を構造化された方法で記録する機会である。また、既存の体制の格差を特定し、それを変更又は改善するためのフィードバックを提供の助けにもなる。この情報は、推薦書のセクション 3.1 e、4.5、6 にも必要である。

付属書は、次の見出しで構成されている。

A.1 はじめに:管理体制内の管理計画

A.2 管理計画立案プロセス

A.3 管理計画の内容

A.1 はじめに:管理体制内の管理計画

管理計画プロセス:概要

「経営計画立案」は間違いなく、世界遺産制度の中で最も身近な手段の一つとなっている。締約国、世界遺産委員会の一員及び諮問機関は、特定の資産の OUV を維持するとその締約国のコミットメントを評価し、また、その便益が社会に提供されることを保証するためのツールとして管理計画を利用する。「管理計画」という言葉はより頻繁に使用され、ツールが構成する管理アプローチとプロセスではなく、ツールの計画アウトプットを強調する。

しかし、管理計画立案とそれが作成する管理計画は、第 4 部（登録推薦マニュアル 89～91 ページ参照）に記述され、詳述されているように、主催管理体制に関連して理解されるべきである。管理計画は、管理体制全体を反映したものでなければならない。全体的な管理体制を記録するツールとして、与えられた管理体制を記述し評価する機会を構成し、締約国が資産の OUV をどのように維持するかを示すことができる。

世界遺産の場合、OUV を反映する属性を保護することが第 1 の目的であるが、それだけではない。以下の「管理計画立案プロセス」で説明するように、管理計画は、資産の全体的な文化的価値と、それらに影響を与える可能性のある資産の直近の変化に対処する。この包括的なアプローチは、他の計画（地方又は地域の土地利用計画又は開発計画）や遺産制度の外部の利害関係者との連携を必要とするため、経営計画アプローチの特質の一つである。

遺産の物理的な範囲を超えた管理計画立案は、OUV やその他の文化的価値をより良く保護し、遺産が社会に提供することができ、遺産がより大きなコミュニティの関与から得られる利益を社会に確保することを目的とする（持続可能な開発については第 2.3 部参照）。

推薦書作成ヒント

- ▶ 管理計画の作成は、推薦書類の作成と密接に関連している。OUV が確立されたら、推薦書のセクション 5 (OG 付属書 5) に関連した管理体制の評価を開始し、次に概説するプロセスを開始することが望ましい。書式のセクション 4、5、6 (OG 付属書 5) は、管理計画のために収集した情報を用いて記入すること。

管理計画立案プロセスの主な目的は、文化遺産の戦略的な長期的保護である。その基本的な部分は、特定の文化財における意思決定と変更管理のための枠組みを構築することである。この枠組みが、文化財の管理に携わる者の総力を結集して決定される管理目標、目的、行動とともに記録されると、「管理計画」と呼ばれる。基本的に、管理計画は、特定の管理体制内で作成され、それを記述する指針文書である。これは、文化財の管理周期（計画、実施、モニタリング）のすべての段階において重要なツールであり、定期的に見直し、更新する必要がある。

事例研究

管理体制の不可欠な部分としての管理計画

ビスカヤ橋の一次管理体制は地方レベルで運用されている。バスク政府（スペインの州政府）により法的に保護されている。ビスカヤ橋の直接的な保護と管理に法的責任を負う機関は、ビスカヤ州議会である。ビスカヤ州議会は、橋が位置するビスカヤ州を管轄する州当局である。必要な資源もまた、同じ機関によって生成され、提供される。記念物の保存のための委員会が、すべての関係する利害関係者を集めるために設立され、管理計画が練られた。

これは、通常管理・保守を民間企業に外部委託している興味深い例でもある。それはまた、一つの産業遺産記念物が、その重工業の過去が終わりを告げたことで、ビルバオ市全体を異なる方向に発展させようとするより広範な試みに貢献するために管理されている例でもある。



ビスカヤ橋（スペイン）

© UNESCO

管理計画

管理計画は、文化遺産の価値が現在及び将来の利用と評価のために維持されるよう、効果的かつ持続可能な方法で文化遺産を管理し、適切な場合には文化遺産を開発するための適切な戦略、目的、行動及び実施構造を決定し、確立する比較的新しい手段である。それは、文化遺産のニーズと、遺産の「利用者」及び責任ある政府及び / 又は民間 / 共同体のニーズとのバランスをとり、調整する。

管理計画の内容と性質は、資産の種類によって大きく異なる。例えば、遺跡や都市中心部の管理計画は、1つの建物の管理計画よりも複雑である。管理計画は、主要な管理体制の特性にも依存する。管理計画は、保護と保全を通じて OUV (推薦資産の場合は OUV の可能性) をどのように維持するかを明確にし、地上での保全の成果を達成するための実質的に効果的な手段を示す。

前に説明したように、管理計画を作成することは、集合的かつ参加型アプローチの結果であり、次を提供する。

- 世界遺産の場合、世界遺産条約の義務を促進するための公式のコミットメント、
- すべての利害関係者、⁸⁴特に資産所有者と管理者が関与し、資産についての理解を共有し、計画を強力に支持する機会、
- その価値、特にその OUV の評価の基礎としての資産の明確な記述、
- 既存の体制がどのように機能し、どのように改善できるかについての分かりやすい説明、
- 世界遺産委員会で合意又は提案され、管理すべき属性、及び維持する必要がある真正性と完全性の条件を特定した文化財の OUV に関する声明、
- 資産のその他の価値は、その管理において考慮される必要があるため、その評価、
- 資産の現状及び属性、真正性及び完全性にプラス又はマイナスの影響を及ぼす可能性のある様々な要因の概要、
- 資産の管理に関する全体的なビジョン (例えば、今後 20~30 年のうちにどこにあるべきか)、
- ビジョンを達成するための通常約 5 年間の一連の管理方針及び / 又は目標、
- 一連の行動 (保全、解釈・提示、社会への貢献などのための)、
- モニタリングと見直しを含む実施戦略、
- 複数の計画又は体制の必要に応じた統合、又はそれらが補完的であることの確認、
- 遺産は社会に利益をもたらす、その結果、資産の利益を確保する (あらゆる価値観の向上、新たな形のコミュニティ支援の確保)。

管理計画では、次のことが可能である。

- 文化財の一次管理体制について説明する、
- 複雑なプロセスを分析するための構造を提供する、
- 情報に基づいた意思決定を行い、変更を管理するための枠組みを提供する、
- 現場での活動 / 責任の調整のための指針を提供する、
- 公共セクターと民間セクターの異なる利益団体間の協力の管理を支援する、
- 介入が OUV 及び OUV の保護と互換性がある限りその他の値を保護するよう思慮深く設計されていることを確保する、
- 既存の資源を合理化し、資金調達を容易にする。

計画には次の事項も反映させるべきである。

- 登録推薦の準備段階からの主要な利害関係者及びより広いコミュニティの参加、世界

⁸⁴ この状況では、利害関係者には、現地の人々、先住民族、資産の所有者と管理者、あらゆるレベルの政府、観光業を含む商業的利益、NGO が含まれる。

- 遺産の概念及び資産管理のための登録の意義に関する共通の理解、
- 現在の管理体制（法規制の枠組み、管理体制、アプローチ）、開発計画及び政策、並びに当該資産に現在存在する土地利用に関する共通の理解、
- 遺産資産の OUV、真正性及び完全性の条件、並びに資産に影響を及ぼす要因に関する利害関係者間の共通の理解、
- 資産の OUV を維持するために必要な管理アプローチと行動について、すべての利害関係者の間で共有される責任と支援、
- すべての関係当局と利害関係者の間で、将来にわたって資産の持続可能な管理を確実なものとする意思決定のための実行可能な枠組みを策定するための任務を共有し、計画を立てるための包括的なアプローチ、
- 計画を実施するための管理体制が整備されており、必要な管理措置を達成するための準備と能力がある。このように計画は「目的を達成するための手段」である（計画立案プロセスの中で危険になるような目的ではない）。

その内容は次でなければならない。

- 地域に関連する管理上の問題に対応しながら、資産の OUV を保護することに重点を置く、
- 資産の適切な説明を含め、資産の保全状況に関するベースライン情報を提供する、
- 法律、規制、及び政策の保護措置、資産の管理構造と慣行(原則的に適用されるものだけでなく、実際に施行されているもの) といった管理体制について説明する、
- 専門用語を過度に使用することなく、すべての利害関係者がアクセスしやすく、理解しやすい、
- 世界遺産のビジョンと長期目標、及びこれらの目標を達成するために必要な行動を提示する、
- 当該資産で実施されている他の計画（開発・保全）との関係における管理計画の状況の概要、
- 教育や持続可能な開発の目的に役立つ、
- リスク管理を考慮する、
- 過去の行動から得られた教訓を活用して、将来の管理の方向性を予測し、戦略的なアプローチをとる、
- 計画と管理体制がどのように実施され、モニタリングされ、見直されるかを記述する、
- 資源に直結する最終計画とその達成目標の概要を示す。

管理計画の作成には、プロセス（企画・開発）と内容（アウトプットとアウトカム - 管理ツールとしての計画）という 2 つの補足的な任務が含まれる。

管理計画の目的

シンゲルグラハト内のアムステルダム
17 世紀の環状運河地域の管理計画の目的

この管理計画には、政府の責任を負う関係者が、17 世紀にシンゲルグラハトにあった環状運河の独自の文化的・歴史的価値を世界遺産として保存するためにどのようにすべきかが記述されている。

管理計画は、17 世紀の環状運河とその保護のために指定されたシンゲルグラハト内の緩衝地帯の資産の保全・管理のための指針である。この計画は、様々な関係者の政策を組み合わせ、予定されている世界遺産の長期的な管理に関する共通のビジョンを作成する。保護と管理に関する共通のビジョンと合意事項は、アムステルダム市 (Gemeente Amsterdam)、アム

ステルダム中央地区 (Stadsdeel Amsterdam Centrum)、アムステル・ガイ・ヴェクト水道理委員会 (Hoogheemraadschap Amstel, Gooi en Vecht) という共同責任当局間の 2 つの協約に定められている。署名された協定は、資産に関わる利害関係者によって作成された意向表明書と同様に、管理計画の一部を構成する。

基本原則

シンゲルグラハト内のアムステルダムの 17 世紀の環状運河の管理計画は、世界遺産委員会によって定められた条件を満たさなければならない。具体的には、次の 4 つの基本原則に適合すること。

- 有効性 - 計画は目標の実現を確実にする必要がある、
- 一貫性 - 展望、目的、手段、任務は一貫しているべきである、
- 機能 - 計画は実行可能である必要がある、
- 現実主義 - 計画は達成可能かつ実行可能でなければならない。

これらの基本原則を満たすために、管理計画には次の事項が記載されている。

- 資産及び緩衝地帯の保護と保全に向けた取り組みを、資産管理者、責任当局、利害関係者が直接関与し、それらの見解を共有し、合意に至ったことを詳述し、(物件の提携先として) 署名した宣言書。これは推薦書類を補足する。
- 資産管理者が定め、世界遺産局が調整する、管理計画の計画立案の周期、実施、モニタリング、評価、調整、再評価。
- 資源の配分: 十分な人的資源、関連する専門知識及び十分な時間の提供が、世界遺産局のために作成されるプロジェクト計画の実施のために推定され、準備される。
- 中央アムステルダムがこの目的のために策定したプロジェクト計画で、実施に関するセクションを含む、世界遺産局による資金提供。管理体制の実施に関するバランスのとれた透明性のある記述 (管理計画、具体的には第 4 章、業務、能力及び責任に関する合意及び第 3 章、セクション 3.6、管理の改善: 運用計画及び行動計画)。
- 未設置のアムステルダム世界遺産事務局が計画の実現と実施の指揮・調整を行うことが課題である。
- 管理計画の運用性は、実際に評価され、必要に応じて調整される。

(2009 年オランダ王国、「シンゲルグラハト内のアムステルダムの 17 世紀の環状運河」、推薦文書、53 ページ)



シンゲルグラハト内のアムステルダムの 17 世紀の環状運河
地域 (オランダ)

©推薦ファイル/Robert de Jong

A.2 管理計画立案プロセス (種々の段階)

管理計画立案プロセス

このセクションでは、世界遺産の管理計画を作成する過程のいくつかの段階について概説する。

このプロセスは、OUV の全体的な理解を発展させ、関係者全員の合意を得、資産を保護する責任を共有するための最終製品と同様に重要である。この計画は、利害関係者との対話を維持し、OUV、その他の価値の保護を継続的に見直すためのツールである。

管理計画プロセスは、次の 3 つの異なる状況のいずれかで開始できる。1.登録推薦の準備中、2.登録済み資産向け、3.既存の管理計画 / 基本計画/ 保全計画の見直し。最初の状況では、このセクションのすべての手順に従うことで、推薦書のセクション 3.1 e、4.5、6 を体系的に完成させることができる。

状況 2 と 3 の場合、一部の手順はすでに説明された。例えば、顕著な普遍的価値の声明は、今や推薦プロセスの必要な部分であるが、すでに世界遺産リストに登録されている資産については、すでに存在している可能性があり、変更することはできない。

経営計画の見直しについては、既存の計画の成否や弱点を総合的に評価し、対処することが重要である (第 4.5 部参照)。承認された顕著な普遍的価値の声明は 2007 年までは必要とされなかったため、これに基づいた初期の管理計画はほとんどなく、2005 年になってようやく、世界遺産の文化遺産の管理に完全性の条件が導入された。これら 2 つの革新の影響は、以前の管理計画には反映されそうにない。

管理計画の策定には次の段階がある。

ステージ 1: 準備

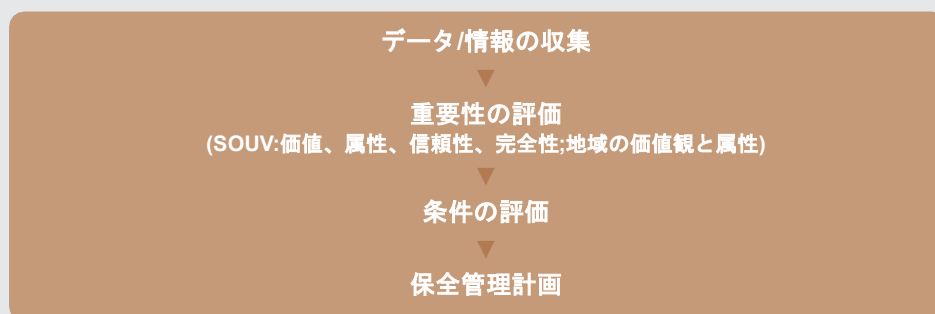
ステージ 2: データ / 情報収集

ステージ 3: 意義 / 条件評価

ステージ 4: 回答 / 提案の作成

これらについては、次で詳しく説明する。それらが示す計画プロセスは、このマニュアルの第 2 部及び第 4.3 部で言及されている価値主導のアプローチに基づいている。

表 14 世界遺産管理計画のための価値観主導型アプローチ



管理計画に必要な計画立案プロセスは、直線的でもトップダウン的でもなく（下図 22 のように）、図 2 のように循環的であり、理想的には図 3 のような反復的なプロセスであり、各段階が常に他の段階を参照している。例えば、物件の状況を把握しながら、データ収集段階に戻って補足情報を収集する必要があるかもしれない。この相互作用を図 22 に示す。一方、管理計画は静的な文書ではなく、定期的な見直しを必要とするため、計画立案プロセスは実施とモニタリングに強力に関連しており、並行して展開できる。実施とモニタリングは別々のプロセスであるが、計画立案プロセスとの継続的な関連性を示すために、図では番号 5 で識別されている。

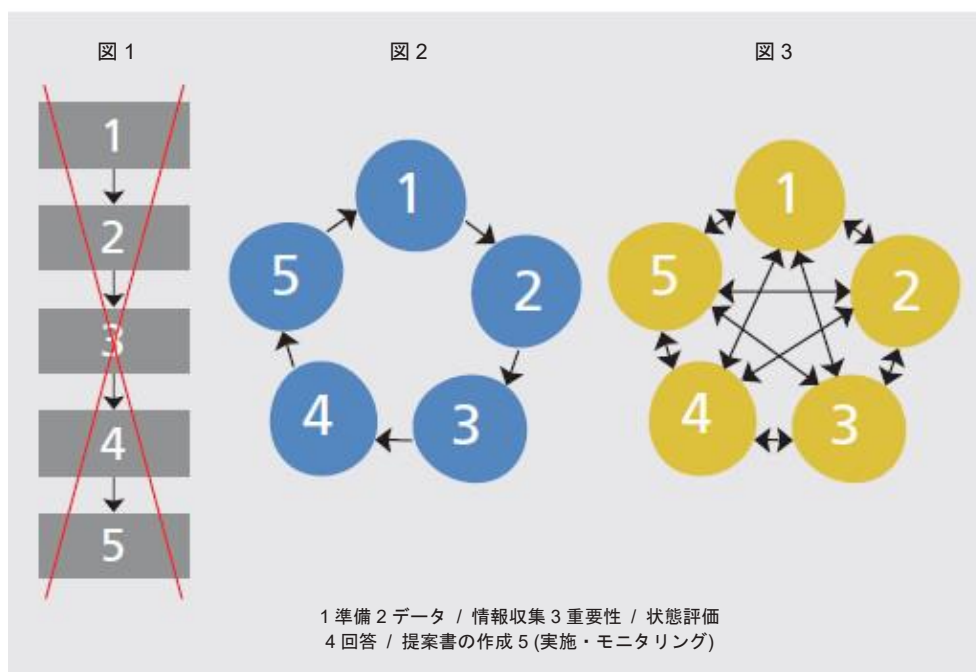


図 22: 計画立案プロセスの性質

ステージ 1: 準備

この段階は、管理計画立案プロセスの目的と誰が関与すべきかについての基礎が整い、合意が得られる事前計画段階とみなすことができる。

準備段階

管理計画の作成は、関連する機関によって承認されるべきであり、また、その採択を承認し、その実施と更新を可能にしなければならない主要な利害関係者の支持を得なければならない。計画の承認には、資産所有者や世界遺産委員会からの承認、又は複数の組織（政府又は民間）からの正式な承認（世界遺産の場合は、推薦プロセスの一環として）も必要となる場合がある。

多くの場合、国レベルの政策が採用され、経営計画立案が必要条件となる。しかし、それを開始し、起草するための推進力は資産レベル（又は、資産群の場合は地域レベル）であるべきである。これは、利害関係者が対等な立場で参加し、プロセスとそれが生み出す計画に対する所有権の意識を醸成するために不可欠である。

プロジェクト管理スキルは、この時点で、管理計画立案プロセスのクリティカルパス又はスケジュールを定義し、開始後の時期と予算を管理するのに非常に役立つ。個人又はチーム（複合的資産又は資産群の場合）を特定し、この時点で「プロジェクト」（すなわち、経営計画立案プロセス）を管理する責任を割り当てる必要がある。

誰が計画を主導し実行するのか？

一次管理体制（第 4.1 部）の主導組織は、他の組織と協議して、プロセスを開始するための様々なスキルを調整し、計画を準備するために必要な財政的、制度的、人的資源を特定できる有能なリーダーとプロジェクトチームを編成すべきである。リーダーは、他の構成員の活動を調整し、計画策定の主な推進役となり、社内の専門家及び / 又は経営計画の実施者にチームを編成する際に優先順位を与える。

一部の国では、外部コンサルタントがプロセスを主導するために雇用されている。その場合、彼らの役割はプロセスを導くことだけであり、利害関係者もプロセスを主導し、計画を自分のものと感じるべきである。コンサルタントの任命又は職務内容の条件は明確でなければならない。本計画に従事するチームは当該資産に適用され得る既存の管理体制（又は資産）に精通していること。一部の国では、運営グループが経営計画の策定、実施、見直しを監督している。

推薦書作成ヒント

- ▶ 一次管理体制のトップ職員と遺産推薦プロセスに関与する他の職員で構成される運営グループは、進捗状況を提示し、必要な支援を要請することができる。

プロジェクトチームとその責任

チームリーダーは、複数の専門分野にまたがるコンピテンシーを持ち、次のような構成員からなる作業チームを編成する必要がある。

- ・ 世界遺産条約及び世界遺産委員会の要件を理解している、
- ・ 資産及びその遺産価値に関する詳細な現地の知識を持ち、それらに影響を及ぼす要因を十分に理解している、
- ・ 遺産の管理体制及び当該資産のために運用されている特定の体制を理解している、
- ・ 技術的保全の観点と歴史的背景の両方において、当該資産を理解している、
- ・ 資産が管理されなければならない法的 / 規制 / 政策的枠組みを理解している、
- ・ 資産及びその周辺並びに利害関係者（及び資産の社会的・経済的な問題に対する影響の仕方）に影響を及ぼす社会的及び経済的問題を理解している、
- ・ 費用負担のある行動計画を作成する能力がある、
- ・ 効果的なコミュニケーションのスキル（書面と口頭の両方で）がある、
- ・ 情報管理の専門知識がある、
- ・ 交渉 / 擁護及び円滑に進めるスキルがある、
- ・ 政治的感受性及び他者との信頼関係を築く能力がある、
- ・ 柔軟性 / 寛容性と他者のニーズを認識する意欲がある、
- ・ プロジェクト管理スキルがある、
- ・ 「エンドユーザー」（例えば、訪問者、地域コミュニティ）に関する直接的な知識 / 関与。

事前計画段階では、チームリーダーは、作業部会の他のメンバーや関係当局と協議して、プロジェクトの4つの基本的な要素、すなわち資源（人的・財政的）、時間、質、範囲に与える相対的な重み付けを決定し、プロジェクトの目的が明確になるにつれて調整されるようにすべきである。これらの要素はすべて相互に関連しており、管理計画立案プロセスを成功させるために効果的に管理する必要がある。事前計画立案段階では、最初にプロジェクトの範囲の概要を示す必要がある（この場合、経営計画立案プロセスの対象となる資産及び達成すべき目標の最初の概要）。プロジェクト範囲に関連するスケジュールと予算が設定されると、人的資源及び財務資源を配置できる。

したがって、チームリーダーは次のことを行う必要がある。

- a. 活動の範囲を定義し、プログラムを策定する、
- b. 必要なスキルを評価する、
- c. その他の利害関係者を特定する、
- d. 協議プロセスの性質を定義する（参加型アプローチ）、
- e. 予定表を作成する、
- f. 必要な財政的、人的、技術的設備等の資源を特定する。

計画及び実施プロセスを監督するために、主要な利害関係者の代表者からなる運営グループを結成すべきである。世界遺産登録のためには、これは事前計画段階よりも早く設定されるべきである。

運営グループは、1つの行政区域（ほとんどの場合、文化的景観と連続的な資産の場合である）又は国（越境資産）を超えて広がる資産にとって不可欠である。会議はできる限り早い段階で招集され、定期的な会合と協議のために作成される予定表を作成すべきである。

利害関係者の特定

利害関係者とは、計画によって影響を受ける可能性がある、又は計画の成功に影響を与える可能性がある個人又は組織のことである。その他の利害関係者とは、義務又は法律の要件から生じる権利を有する者である。これらは大きく次の4つのカテゴリーに分類される。

- 一次遺産管理体制（遺産を所有し管理している機関）に従事する者、
- 民間の遺産所有者、
- 遺産を管理するための二次的な情報源を提供する他の管理体制の者（例えば、緩衝地帯を管理する法的権限を持つ市議会）、
- コミュニティやその他の利益集団。

政府とマオリ族が共同で、文化的価値と自然的価値の両方のために管理している資産

「1993 年、トンガリロは文化的景観を提示する改訂された基準の下で世界遺産リストに登録された最初の遺産となった。

公園の中心にある山は、マオリの人々にとって文化的、宗教的な重要性を持っており、この地域社会とその環境との精神的なつながりを象徴しており...公園管理計画を見直す際、世界遺産の状況は、自然と文化の価値を保護する優先順位付けを支援する役割を果たす。新しい公園管理計画は、世界遺産の価値と、管理政策がこれらの価値に影響を与えないことを保証する必要性を強調している。

トンガリロは、政府とマオリ族が共同で不動産管理を行う興味深いモデルである。

<http://whc.unesco.org/en/activities/613/>



© UNESCO/ Ali Tabbasum

トンガリロ国立公園 (ニュージーランド)

利害関係者との協働の重要性

管理計画立案プロセスは、利害関係者が遺産を理解し、「所有」することが、利害関係者と責任ある機関が遺産の保護に役立つことを当然のこととしている。利害関係者との協働は、情報を共有し、利害関係者のコミットメントを高め、集団的責任を生じさせ、資産の遺産価値、真正性及び完全性を保護し、向上させるこれらの行動に対する知識、同意及び支援を得る機会を提供する。

しかし、包括的であるプロセスは、効果的であるために管理可能でなければならない。利害関係者の数は、例えば都市部では非常に多い。700 人以上のハドリアン城壁の所有者がいるが、これはローマ帝国境界線の世界遺産の一部である。このような場合には、プロセスの開始時から利害関係者の関与を管理しやすくする必要がある。

参加型プロセス

参加型アプローチでは、様々なレベルのすべての利害関係者が意思決定プロセスに参加する。管理チームは、事前計画立案段階でこのための戦略を策定しなければならない。

意思決定プロセス

より多くの利害関係者との管理体制の関与によって、新しい意思決定仕組みが発展しなければならない、このプロセスは一次管理体制によって主導され得る。非常に明確な意思決定プロセス、計画プロセス及び実施段階における役割と責任の特定は、この準備段階で合意されなければならない。

参加型意思決定

ウルル・カタ・ジュタ国立公園より抜粋。管理計画 2010～2020

1.3 計画立案プロセス

EPBC 法の第 366 条は、国立公園局長及び連邦準備制度の管理委員会（もしあれば）が準備制度の管理計画を作成することを求めている。一般市民、関連する土地審議会及び関連する州又は地域政府から意見を求めることに加えて、局長と理事会は、保護区の土地の伝統的所有者及び保護に関心のあるその他の先住民族の利害を考慮に入れる必要がある。

ウルル・カタ・ジュタ管理委員会は、同公園の管理に関する問題についてコメントを求めるため、アナングと協議することを決議した。これらの会合では、自然・文化資源管理、訪問者管理、公園利用、アナングの雇用の意思決定手順を含む公園管理の様々な問題が取り上げられた。また、本委員会は、管理計画案及び一般からの意見を検討するために、多数の委員会会合を開催した。

この管理計画の作成中に協議を受けたその他の利害関係者グループ及び個人には、次のものがある。

- 観光産業の代表者、科学者、写真愛好家グループ、オーストラリア政府及びノーザン・テリトリー政府機関の代表者、地域コミュニティ組織
- 中央土地審議会
- パーク・オーストラリアの職員。

(国立公園長。2010 年ウルル・カタ・ジュタ国立公園。管理計画 2010～の 2020。チュクルパ・カトウチャ・ンガランチャ。21 ページ)



世界遺産ウルル・カタ・ジュタ (オーストラリア)

© Emmanuel Pivard

ステージ 2: データ/情報の採集

情報収集は、関係者がすぐに迷子になってしまうほど自由なプロセスである。したがって、どのような種類の情報が必要なのか、どのように入手するのか、どのように管理するのかを最初に特定することが重要である。情報は、資産の価値と OUV を評価し、それらの価値を具体化する属性を特定し、真正性と完全性を評価するために必要である。資産が管理されなければならない他の価値の重要性を評価するためには、他の情報が必要である。資産を理解及び定義し、計画を立てるため、最終的には、OUV 及びその他の値に影響を及ぼす可能性のある物理的状態及び要因を評価するために使用する。この情報は、今後のモニタリングの基礎となる。追加情報は、管理計画立案プロセスの後の段階で意思決定を支援するために、常に収集することができる。

これらの情報の一部は、承認申請資料の作成のために収集されたか、承認申請の ICOMOS 評価に含まれている可能性がある。遺産が世界遺産リストに登録されてからどれだけ経っているかによって、この遺産が管理計画のプロセスにどの程度役立つかが決まる。

推定情報源

資産自体が主要な情報源である。既存の情報源から資料を収集したり、新たな情報を求めたりすることが含まれる場合もある（調査の実施を含む）。

既存の情報源としては、保存記録、調査、建築記録、博物館収集物、写真保存記録、地図作成 / 地図作成機関（全国調査局）、図書館、サイトファイル、その他の省庁 / 機関 / 組織、利害関係者（特に古い写真の良い情報源であることが多い）などが考えられる。利害関係者の伝統的な知識体制もまた、利用することができる。

新たな情報ニーズには、新たな地図作成 / 地図作成、調査、地球物理学的調査、建物の記録、写真（修正、無修正など）、詳細な目録、データベースの開発、物理的（視覚的）調査、様々な種類の書面又は口頭による調査、インタビュー及び口述履歴、詳細な調査及び調査の委託（例えば比較研究）が含まれる。

基本的なチェックリスト

最低限必要な情報は次のとおりである。

1. 資産の（潜在的な）OUV、真正性、完全性及びその他の価値を評価するための情報、
2. 物理的条件に関する情報（様々な要因、リスク、脆弱性による影響）
3. 境界及びその周辺に関する情報（隣接する土地利用・開発活動・計画を含む）、
4. 一般（第 4 部、チェックリストで説明）

情報収集のためのチェックリスト

第 1 部 - (潜在的な) OUV、真正性、完全性、及び資産のその他の価値を評価するための情報

テーマ	提供元
価値観、意義、歴史	- 文書・口述履歴 - 写真 - 利害関係者との面談・協議 - 国際比較 - 過去の分析、しばしば考古学的又は建築物の分析 - 地図回帰等 - 従来知識体制
物件の現在の使用状況	- 土地利用図又は土地利用計画 - 記述文書 - 先住民及び伝統的な所有者を含む現在の所有者情報 - 様々な用途 - 儀式、習慣など。
利害関係者の意見・懸念	インタビューや利害関係者との対話から

情報を収集し、他の情報を収集しながら潜在的な OUV を評価することが必要になる場合がある。そうすれば、それらの価値を伝える重要な属性を認識し、真正性と完全性を定義することが容易になり、その後、属性の物理的状態、真正性と完全性、及びそれらに影響を与える影響の評価が行われる。

状態の記録は、物件の内外（下記参照）を問わず、正と負の影響、現在と将来の影響、及びその原因を特定する。

情報収集のためのチェックリスト

第 2 部 - 物理的条件に関する情報 (様々な要因、リスク、脆弱性による影響)

テーマ	提供元
保全状況 － 物質（腐敗等）、構造（変形等）、物件（景観、機能）への影響	- 視覚的記録 - 科学的研究 - 現在のモニタリング方法 - 過去の保全記録
保全状況 － 遺産に影響を与える要因とその影響	遺産に影響を及ぼす可能性のあるいくつかの要因（建築物及び開発、輸送インフラ、公共施設又はサービスインフラ、汚染、生物資源の利用 / 改変、物理的資源の抽出、物理的構造に影響を及ぼす地域的条件、遺産の社会的 / 文化的利用、

テーマ	提供元
	その他の人間活動、侵略的 / 外来種又は極めて豊富な種、管理及び制度的な要因、気候変動及び厳しい気象事象、突然の生態学的又は地質学的事象、 - 研究、報告書、開発計画、国際的研究、例えば、災害の（潜在的な）影響に関する次の情報源： - 最近及びより遠い過去の災害、及び現在のリスク / 脅威の記録 - 災害を引き起こす可能性のある潜在的な変化に関する情報 - 遺産のリスクを軽減し、災害を管理するための、又はより一般的な既存の計画に関する情報 - 災害リスク管理を担当する機関の情報 - 災害リスクに関する現在のモニタリング慣行に関する情報
保全状況、現活動状況	- 既存のアプローチ、計画（保全・基本計画）、報告書 - 継続的な保全活動 - 使用されている場合の伝統的手法
解釈、提示、訪問者管理業務	- 解釈及び訪問者管理のための既存のアプローチ / 計画に関する報告 - 既存見学施設（乗車券、軽食、トイレなど） - 訪問者の認知度とその影響に関する調査 - 利用可能な教育資源 - 現在の改善提案
モニタリング	既存の指針と手順

情報収集のためのチェックリスト

第3部 - 境界とその周辺に関する情報（隣接する土地利用開発活動・計画を含む）、

テーマ	提供元
境界と物理的特徴	- 物件及びその周辺の地図及び図面 - 建築図面又は考古学的図面（該当する場合） - 航空写真 - 適用される遺産と計画法 - 現場に影響を与える他の計画立案手段 - 土着 / 伝統的所有権の詳細
物件に関連する他の計画手段	- 土地利用計画 - 区画計画 - インフラ・スキーム - 資源利用計画 / 鉱物等の採取 / 農業 / 土着利用

...

テーマ

地方・地域・国の計画・開発活動

提供元

- 地方自治体又は地域の計画活動及び適用される規制（例えば、近隣の土地利用計画）
- 鉱物その他の採取計画
- 環境保護計画
- 地方、地域及び国の開発計画
- 関連する活動、例えば農業に関連する法律
- インフラ整備

情報収集のためのチェックリスト

第4部 - 全般

テーマ

現在の法的及び制度的枠組み、計画立案プロセス、資源（利用可能なものと利用可能な可能性のあるものの両方）

提供元

- 物件に影響を与えるすべての法的手段（国別、州別、地域別、物件別）
- 組織図（様々なレベルで）
- 意思決定及び計画立案プロセスの文書による説明
- 責任者の職務内容
- 利用可能な人的、財政的、知的資源
- 年間予算
- 特定セクターの予算の詳細化
- 予算外プロジェクトに関する情報
- 過去の資金源に関する情報
- 現在のモニタリング方法に関する情報
- 既存の利害関係者の責任と貢献
- 潜在的な利害関係者の責任と貢献
- その他の利害関係者の問題点
- 世界遺産に対処するための特別な部署がある場合には、その詳細

従来の管理体制の要素

- 書面による記録（原則、禁制によるモニタリング方法等）
- 口承
- 意思決定のためのデータ収集方法
- 国及び / 又は地域レベルでのより大規模な行政体制との連携（これらのトピックの一部を記録すると、制限が発生する可能性がある）

経済的・社会的便益の要素

- 潜在的雇用のような社会的 / 経済的便益をもたらすことができる源泉

ステージ 3: 署名 / 条件評価

この段階では、OUV (まだ行っていない場合)、これらの値を表す他の値及び属性、並びにこれらの属性の真正性及び完全性の評価を行う。(次の段階は、条件評価と主要な管理上の問題の特定である。)

価値評価

重要性の評価 (第 3 部参照) には、潜在的な OUV を記述する値及び OUV の一部ではないが保持されるべき他の値の評価を含めるべきである。これは、次の 2 つの手順で行うことができる。(1) OUV の評価、及び OUV とその信頼性及び完全性をもたらす属性を特定する SOUV の開発、(2) 他の値を評価し、それらの値を持つ属性を識別する。評価は、関連する利害関係者とともに行うべきである。

上述のように、OUV の評価には、遺産の保全と管理に対する価値観主導型 (OUV の評価については、登録推薦マニュアル参照) が用いられる。

顕著な普遍的価値の声明 (SOUV)

まだ採択されていない場合は、OUV 及び真正性と完全性の条件に基づいて「顕著な普遍的価値の声明」を作成しなければならない。これは、本マニュアルの第 3 部及び登録推薦マニュアルに記載されているように、将来の資産の効果的な保護及び管理のための重要な参考資料となる。SOUV は、OUV を伝達する属性、及び維持する必要がある真正性と完全性の条件を識別する。

他の価値と重要性の記述

SOUV は OUV に基づいているが、特性は例外なく他の価値、遺産値と地方、地域あるいは国家レベルで重要な他の価値 (経済的、社会的、環境的) の両方を持っている。OUV を持つ属性を他の価値を持つ属性から分離して管理することは実用的ではなく、これらの属性間に潜在的な競合がある場合には、価値の優先順位付けが行われる可能性がある。社会的・経済的価値については、例えば土地利用が継続している場合には、農業管理を行う上で十分な配慮が必要である。本マニュアルは、OUV の保護に重点を置いているが、管理計画を作成する当局は、OUV 及びその他の価値を捕捉し、それを資産管理の基礎として使用する包括的な重要性の陳述 (上記参照) を策定すべきである。

状態評価

属性、真正性、完全性が明らかになったので、次の段階は、それらに影響を与える様々な要因を、肯定的にも否定的にも評価することである。この実践は「状態評価」として知られるようになった。その目的は、属性、信頼性、及び完全性に影響を与える様々な要因を理解し、それらを長期的に管理することである。もう 1 つの目的は、地域社会や社会全体の遺産やその他の関連する価値から得られる便益を特定し、それを提供することである。状況評価は、今後発生する問題を特定し、将来の管理目標 (「政策」と呼ばれることもある) と行動を定義するのに役立つ。

諮問機関及び世界遺産センターは、複数の締約国及び遺産管理当局と協議の上、遺産に影響を及ぼす可能性のある要因のリストを作成した（第2回定期報告プロセスのために行われた作業で、2009年に開始された。これらには、主要な見出しと、各要素の下に多くのサブ要素がある。

- 建物・開発
- 交通インフラ
- 公共施設又はサービスインフラ
- 公害
- 生物資源の利用・改変
- 物理資源の抽出
- 物理構造に影響を及ぼす地域の条件
- 遺産の社会的 / 文化的利用
- その他の人的活動
- 気候変動と厳しい気象現象
- 突然の生態学的又は地質学的事象
- 侵入種 / 外来種又は超豊富種
- 管理・制度的要因
- その他の要因

推薦書のセクション4では、上記の要因の一部のみに言及しているが、管理計画を策定するためには、与えられた資産に影響を及ぼす可能性のある最も広い範囲の要因を考慮すべきである。

この段階では、遺産に対する様々な要因の影響を評価し、脅威と機会の両方を特定しようとする。地域社会だけでなく、遺産に影響を与える原因や原因を調べることができる。様々な要因による遺産への負の影響を見るのが通例であるが、すべてが負の影響をもたらすわけではない。だから我々は肯定的な影響も調査する必要がある。例えば、観光は、信憑性の重要な側面として認識されていたかもしれない教会や寺院の属性（例えば、摩耗や消耗）や神聖な環境に深刻な影響を与える可能性がある。しかし、場合によっては、そのような場所を維持するために必要な収入を得るのに役立つことがある。同様に、神聖な環境の精神性は、共同体に肯定的な影響を与えることができる。管理や制度的な要因も、マイナス又はプラスの影響を及ぼすことがある。例えば、適切な保全政策、規制及び資源は遺産にプラスの影響を与え、一方でそれらの不足はマイナスの影響を与える。機関がコミュニティと協議する意思がないか、十分な権限を持たない場合、専門家が一方的に決定を下し、コミュニティに悪影響を及ぼす可能性が高い。首都圏の中央当局が日常的な決定を下す場合、遠く離れた土地の管理者は困難に直面する。

同時に、現在の影響だけでなく潜在的な影響も評価する必要がある。観光は現在のところマイナスの影響はないかもしれないが、世界遺産の認定によって劇的に増加する可能性があり、将来的にはマイナス及び / 又はプラスの影響をもたらす可能性がある。観光の潜在的な影響を予測することは必ずしも可能ではないが、研究すべきである。すべての要素が資産内から発生するわけではない。例えば、敷地境界のすぐ外側でのホテル開発は、その視覚的側面に悪影響を与える可能性があり、また、資産での解釈の提案は、その下にある考古学層に悪影響を与える可能性がある。

遺産に影響を及ぼすこれらの広範な要因及びサブ要因を特定することにより、状況評価に役立つ次のテンプレートが開発された。

主要因:

3.8 遺産の社会的・文化的利用

サブ要因:

- 3.8.1- 儀式的 / 精神的 / 宗教的及び連合的使用
- 3.8.2- 社会の遺産評価
- 3.8.3- 先住民の狩猟、採集、収集
- 3.8.4- 伝統的な生活様式や知識体系の変化
- 3.8.5- アイデンティティ、社会的結束、地域の人口とコミュニティの変化
- 3.8.6- 観光・訪問者・レクリエーションの影響

表 15 遺産に影響を与える要因を評価するために現在の定期報告プロセスで使用されるテンプレート

3.8.1 儀式的 / 精神的 / 宗教的及び連合的使用							
名称		影響				起源	
		正	負	現在	可能性	内側	外側
3.8.1	儀式的 / 精神的 / 宗教的及び連合的使用						

3.8.2 社会の遺産評価							
名称		影響				起源	
		正	負	現在	可能性	内側	外側
3.8.2	社会の遺産評価						

このようなテンプレートを用いるか否かにかかわらず、分析によって明らかになる脅威と機会の両方を特定し、遺産への影響を評価する必要がある。これらは、利害関係者の定量的、定性的又は集会的な決定である。この目的のために、SWOT 分析（「強み、弱み、機会、脅威」）などのツールが利用されている。優先順位を付ける必要がある重要な問題と、実行すべき管理行動を切り分けるのに役立つ。これについては、第 4 段階（140 ページ）。

一般的な問題の一部は、次のテーマに関連している。

- 計画立案と都市設計
- 管理（構造・人材・資金）
- インフラ
- 保全
- メンテナンス
- 使用
- 社会・経済情勢
- 物件の解釈
- 訪問者管理
- 自然及び人為的なリスクと脅威（災害リスク管理）
- 地域社会との関わり
- 特別な視聴者
- 実施とモニタリング
- 研究
- 特定の世界遺産問題

ステージ 4:対応 / 提案の作成

対応案を作成するには、当該資産を全体的な文脈で考え、おそらく世界遺産リストに登録される可能性のある資産として（未登録の場合）、その長期的な将来を想定することが賢明である。今後 20～30 年の間に物件がどこにあるべきかというビジョンは、有益な出発点になるだろう。このビジョン・ステートメントは、管理方針、年間業務計画、及び実施戦略を詳述するための基礎を提供することができる。計画を見直すためのプログラムは、利害関係者と合意されるべきである。

ビジョン・ステートメント

ビジョン・ステートメントは、20～30 年後に資産がどのようなになるか、また、遺産管理の利益をコミュニティ全体に伝え、持続可能な開発への積極的な貢献を確保するために、遺産の OUV 及びその他の価値を保護するために必要なステップを記述している。ビジョン・ステートメントは、すべての利害関係者による共同の努力の結果であるべきであり、目標と行動計画の策定の指針となるべきである。必要であれば、それは目標の発展を導くために、より完全な「行動規範」によって支持されるか、あるいは置き換えられることさえある。

事例研究

ビジョン・ステートメント

ストーンヘンジの世界遺産は、ストーンヘンジだけでなく、並外れた先史時代の記念物や遺跡が独特かつ密集しており、それらが平行線のない景観を形成していることから、世界的に重要である。我々は、この特別な地域とその考古学を大切に、管理する

また、より穏やかで、生物多様性に富み、田園的な環境を提供し、現在及び将来の世代がより十分にその景観を楽しむことができるようにする。我々はまた、この豊かな財産を残した先史時代の人々の並外れた業績を訪問者がより良く理解することができるように、その特別な性質が必要に応じて提示され、解釈され、強化されることを確保する。

Young, C., Chadburn, A. and Bedu, I. 2009 年ストーンヘンジ。世界遺産管理計画 2009。
イングリッシュ・ヘリテッジ、ロンドン。



© UNESCO / Megumi Takimoto

ストーンヘンジ、エヴベリー
ー及びその関連遺跡（英
国）

目標

次のステップは、OUV が保護され、社会に利益をもたらすというビジョンの達成に役立つ目標又は「アウトカム」(第 4.4 部参照)を策定することである。(行動が展開されるより広範な「政策」と呼ぶ傾向がある。)

この目標は、第 4 部で特定された主要な問題に取り組むために、ビジョン・ステートメントの側面を支え、詳細に説明し、伝達するものである。目標は次の「SMART」である必要がある。独自、計測可能、達成可能、関連、追跡可能 (又は時間が区切られた)。

アクションプラン

次のステップは、製品やサービスを提供する一連の具体的な行動を通じて、目標がどのように実現されるかを示す行動計画を策定することである。このような目に見える結果は、アウトプット (第 4.4 部参照) と呼ばれる。行動計画では、予算、実施責任者、各行動に要する時間、その他の必要な資源 (人間・知的・組織・設備)、及び行動が実行される順序に関してアウトプットを定義すべきである。言い換えれば、行動計画は、活動の優先順位を付け、利用可能な資源をより有効に活用するための主要な機会を構成する。行動計画は、成功又は失敗を測定できる目標、アウトプット、指標を設定する。それは年間活動と長期活動から構成されるべきだ。

行動計画は、一連の戦略、又は訪問者管理計画、保全計画、災害リスク管理計画、モニタリング計画などの計画である。これらは、推薦書のセクション 4、5、6 に対応するのに役立つ。

実施計画

前段階では、ビジョン、目標 (アウトカム)、及びアウトプットをもたらす一連の活動の特定に焦点を当てた。管理計画立案プロセスにおける次の重要な段階は、これらの活動を実施するための戦略を策定することである (第 4.3 部参照)。

計画を実行する権限を与えられた組織内の既存の部署を使用するのが最善である。場合によっては、新しい部署も設立されている。資産が大規模であったり、多くの利害関係者に分割されている場合、この部門は指揮よりも調整に重点を置くことがある。まず、次の目的を持って、意思決定プロセスを再検討し、再編成する。

- 必要な権限を持つ強力な指導者又は調整者がいること。
- 関係組織間の調整仕組みを確立する (連続資産の場合は多様な要素、越境資産の場合は国)。
- 関連する所有者 / 組織から承認を得る。
- 資源を特定して割り当てる。
- 適切な専門家、請負業者、供給業者を特定する。
- 適切な調達ルートを特定し、各行動の品質、経費、時間の指標を尊重した透明で効果的な指名を確保する。
- 専門家、請負業者及び/又は供給業者を選定した後、契約上の関係が支払いを行う顧客及び物件内の利害関係者 (第 2 部参照) の幅広い利益を十分に保護していることを確かめる。
- 職員を任命して活動を開始した後、組織的アプローチでチームの報告と会合を実施し、調整とアウトプットを最適化する。
- すべての利害関係者と運営グループ (あれば) が十分な情報を得ていることを保証するコミュニケーション方針を採用する。
- 国際的連携に責任を有する国内当局 (例えば世界遺産センター) との連携を維持する。
- 保全状況のモニタリングと計画の実施に従事する。

行動計画には年間作業計画を含めるべきである。

実施部署の形態は、連続した要素を持つ資産や、都市の中心部や文化的景観などの大規模な物件に多様な利害関係者がいる場合には異なる。管理者は、利害関係者を調整するためだけに任命され、日々の管理は異なる組織とそれぞれのリーダーに委譲される。

管理計画に照らしたモニタリング

モニタリングは、管理活動の見直し、適応及び更新に必要な情報を提供するので、管理プロセスの重要なステップである。モニタリング計画は、次を測定するための合意された戦略を文書化する。

資産で何が起きているか、計画されたプログラム（行動とそのアウトプット）のどれだけが実施されているか、どのくらい効果的に実施されているか（達成されたアウトカム）について管理当局に知らせるための、管理計画の

- a) 進捗状況及び、
- b) アウトカム / アウトプット。

つまり、モニタリングは、管理計画の実施を定量的にも定性的にも測定し、後者は OUV の維持である。

加えて、変化を測定できる指標（第 4.3 部:モニタリング参照）を開発する必要がある。これらの評価で得られた結果や情報は、今後の計画の見直しや変更に役立てられる。

実施段階で計画の進捗状況を測定することで、管理計画が機能しているかどうか、計画に定められた時間と予算に従って計画が実施されているかどうかに関する情報が得られる（アウトプット評価）。管理者と計画の効率性を試験する。アウトカム評価は、管理の有効性の真の試験である。

モニタリングは、観察し、情報を収集し、進捗率を測定するためのツールである、それ自体が目的ではなく、目的を達成するための手段なのである。これは、管理プロセスの重要かつ継続的な部分であり、変化を測定し、計画するために用いられ、管理政策を適応させ、管理計画を必要に応じて見直すことができる。これは時間と経費のかかるプロセスであるため、管理者は、計画のどの側面をモニタリングする必要があるかを決定し、指標を特定し、これらをどのようにモニタリングするかを決定する際に、選択的である必要がある。

いくつかの資産は、主に保全状態を評価するために、規則的なモニタリング機構を開発した。しかし、すべてのモニタリング戦略（世界遺産資産の場合）は、「作業指針」に示された原則を達成するための情報を提供することを目的とすべきであり、また、保全状況、リアクティブ・モニタリング、定期報告プロセスなどの世界遺産の要件に関連させるべきである。

モニタリング: モニタリング指標

13.6.1 モニタリングの目的は、世界遺産の価値が長期にわたってどのように維持されているかを評価し、世界遺産管理計画の目的が達成されているかどうかを測定することである。進捗を測定することは、物件の管理を適応させ改善するために不可欠である。被害が大きくなる前に対策を講じるには、重要な脅威を早期に特定することが必要である。新たな課題や進捗状況を踏まえて優先順位を再評価するためには、定期的なモニタリングが必要である。モニタリング指標は、世界遺産管理計画で特定された価値と目的にしっかりと結び付ける必要がある。

ストーンヘンジとアヴェバリーの世界遺産に関する 19 のモニタリング指標は、多くの提携先からのインプットを得て、2 人の調整役が共同で作成し、2003 年にストーンヘンジ WHS 委員会によって承認された。その目的は、物件の保護、解釈、及び管理の進捗を測定することである。ほとんどの指標はエヴベリーとストーンヘンジに共通しているが、各部位の特異性を反映する若干の相違がある。時間の経過に伴う比較が可能となるように、指標は単純で、意味があり、収集しやすく、一定であるべきであることが合意された。OUV の属性が特定されたら、この計画の存続期間中に、指標を見直して、それらがより関連性のあるものにされるべきかどうかを見るのが不可欠である。

抜粋:Young, C., Chadburn, A. and Bedu, I.2009 年ストーンヘンジ。
世界遺産管理計画 2009。イングリッシュ・ヘリテッジ、ロンドン。

指標については表 16 を参照

表 16 モニタリング指標 - ストーンヘンジ世界遺産管理計画

目的	主要なモニタリング指標	方法と実行者	頻度	整備済みか？
遺跡の保全	1. 考古学的遺跡の最新記録の存在	ウィルトシャー州議会 (WCC) が管理する遺跡と記念物の記録	適宜	はい
		英語遺産 (EH) によって維持されるストーンヘンジ地理情報システム (GIS)		はい
	2. 遺跡の状況	EH が出資する WHS 状況調査	6 年ごと	はい
		ナショナル・トラスト (NT) のボランティアと EH 歴史的環境現場支援による定期的な物件モニタリング	適宜	はい
	3. 草地回復の障害と耕起被害から保護される物件数	ナショナル・トラスト WHS 調整者、Defra が照合した地図及び図	年次更新	はい

物件固有のモニタリング活動の例

世界遺産資産を構成する建築物と庭園の多様なニーズは、国家文化遺産管理局 (SACH) と世界遺産資産管理機関である蘇州古典園林 (中国) に主導された野心的で厳格なモニタリングプログラムに影響を与えている。



© UNESCO / F. Bandarin

蘇州古典園林 (中国)

管理計画の見直し

管理計画の作成は反復的かつ継続的なプロセスであり、固定的又は単発的な作業ではない。すべての利害関係者は、管理計画が定期的に見直されることを理解する必要がある (毎年又は隔年)。モニタリングプロセスから得られた情報は、評価され、計画を見直すために使用されるべきである。

定期的な見直しに加えて、次の状況により、計画の一部又は全体の見直しが必要になる場合がある。

- a) モニタリングプロセスの結果に基づき、緊急の注意が必要な場合、
- b) 壊滅的な状況 (例えば、災害) に直面したとき、
- c) 当該資産が危機にさらされている世界遺産リストに本委員会により登録されている場合、又は
- d) 大きな変更によって計画の一部を実行できなくなった場合。

見直しのプロセスは、必要に応じて新たな利害関係者 (例えば、資産がテロリストによって攻撃された場合の防衛当局) を含め、計画の作成に用いられた参加型アプローチに従わなければならない。

見直しプロセスは、特に上述の緊急事態状況について、管理計画の一部であり、利害関係者と合意されなければならない。見直しプロセスは、必要に応じて年次見直し、5年ごとの見直し、大々的な見直し等の観点から明確化される必要があり、緊急事態時には補足的な事後見直しが実施される必要がある。

A.3 管理計画の内容

管理計画の内容

以上の計画プロセスの最終段階は、管理計画の立案である。すべての資料が手元にあれば、最終的な文書がどのように提示されるか、その様式、構造、目次の見出しの階層など、内容を効果的に伝達する方法を検討する。分かりやすく、単純な構造の言葉である必要がある。アクセスを制限する情報が含まれている場合は、その配布も制御する必要がある。

計画は、内部的に一貫性があり、遺産がどのように管理されるか、資産に関心を持つすべての人々のために遺産地域の重要性がどのように保全され促進されるかを体系的に記述するべきである。

計画の内容は次のとおり。

管理計画:目次

- 目的
- 意思決定プロセス図を含むプロセス（それがどのように準備され誰が関与したか）
- 資産の説明
- 重要性（世界遺産の OUV のある）
- 主要な問題の特定
- ビジョン・ステートメント / 指針、方針 / 目標
- 政策 / 目標を達成するための行動（時期、優先順位、資源、指標を含む）
- 実施計画、年間作業計画、プロジェクトの策定、資源の表示
- モニタリング計画
- 見直しの日程

準備後の行動

管理計画が成功するかどうかは、その作成中及び完了後に与えられた権限にかかっている。プロセスの開始時に特定された組織は、計画プロセスで誓約した資源（例えば、それを実行する職員）を提供し、追加の資源を入手して、管理計画を承認してコミットする必要がある。可能であれば、計画は既存の管理体制内で法的地位を与えられるべきである。

計画が権限を得たら、事前に作成された実施計画に従って実施されるべきである。管理計画実施のための日々の管理活動が始まる。

世界遺産リスト登録資産の管理計画を参照。（<http://whc.unesco.org/en/list/>）を参照。

付属書 B

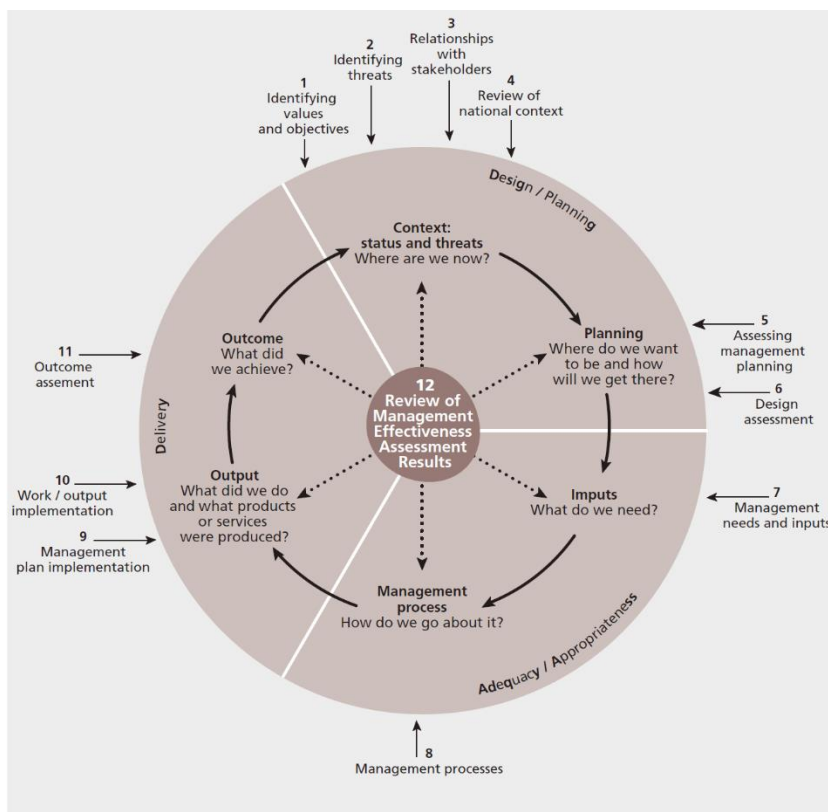
遺産ツールキット (IUCN) の強化

1990 年後半以降、保護地域の管理効果を評価するために、主に自主的な一連のツールが開発されてきた。このような評価は、保護区域がどの程度うまく管理されているか、主にその価値を保護し、合意された目標を達成しているかどうかを評価することを目的としている。これらのツールの一つである「遺産ツールキットの強化」は、特に自然世界遺産のために開発された。

管理効率の紹介

管理効果という言葉は、保護地域管理の 3 つの主要な「テーマ」を反映している。

- ・ 個々の物件と保護区域体制の両方に関する設計上の問題、
- ・ 管理体制及びプロセスの妥当性及び適切性、及び
- ・ 価値の保全を含む保護地域の目標の達成。



IUCN の世界保護地域委員会 (WCPA) は、**保護地域の管理効果を評価するための枠組み**を策定した。この枠組みは、評価体制の開発に総合的な指針を与えるとともに、評価と報告のための基本的基準を奨励することを目的としている。この枠組みは、利用可能な時間と資源、物件の重要性、データの品質、利害関係者からの圧力などの要因によって、有効性を評価するために使用される正確な方法が保護地域間で異なる一般的なプロセスであり、その結果、多くの評価ツールが開発され、管理慣行の変更を誘導し、記録している。WCPA 枠組みでは、管理を 6 つの異なる段階又は要素を持つプロセス又は周期とみなしている。

図 23: ツールキット内のツールと WCPA 管理効率枠組の関係。
出典: Hockings et al. (2008 年)

- ▶ 既存の価値と脅威の背景の確立から始まり、
- ▶ 計画立案を進捗、
- ▶ 資源 (インプット) の配分、
- ▶ 管理行動 (プロセス) の結果として、
- ▶ 最終的には商品やサービス (アウトプット) を生み出す。
- ▶ 影響又はアウトカムをもたらす。

これらの要素のうち、アウトカム (基本的に、物件が核となる価値を維持しているかどうか) は最も重要であるが、正確に測定することが最も難しいものでもある。この枠組みの他の要素もすべて、管理を適応させたり改善したりする必要があるかもしれない特定の分野を特定するための補助として重要である。

この種の評価を実施するために、世界的に適用可能な 2 つの包括的体制が WCPA 枠組みと整合して開発された。第 1 は、保護地区管理の迅速な評価と優先順位付け (RAPPAM) であり、これは保護地区管理の有効性、脅威、脆弱性、劣化に関する全国的な概要を保護地区当局に提供するものである。第 2 は、WWF / 世界銀行世界森林協定の管理効率追跡ツール (METT) で、世界的な保護地区管理の有効性基準に向けた進捗を追跡・モニタリングするために設計された。どちらのシステムも、保護地区の職員（ときにはプロジェクト職員）が導入できる評価ツールは比較的安価で使いやすいが、アウトカムの詳細な評価はできない。METT の使用における多くの要素と経験は、改訂された定期報告フォーマット（第 6.3 部参照）のインスピレーションとなった。

世界遺産ツールキットの強化

特に関連性が高いのは、WCPA 枠組みを利用して、自然世界遺産の管理者のためのより詳細な評価ツールを開発する世界遺産ツールキットの強化 (EoH) である。このツールキットを使用すると、管理の有効性を評価するための包括的な物件を基礎とするシステムを開発できる。主にアフリカ、アジア、中南米の世界遺産管理者と共同で、7 年をかけて開発された。次の 12 種類のツールがある。

- **ツール 1:** 物件の価値と管理目標の特定: 主な物件価値と関連する管理目標を識別して一覧表示する。これらは、評価中にモニタリング及び分析する対象を決定する際に役立つ。
- **ツール 2:** 脅威の特定: 管理者が物件に対する脅威の種類とレベルの変更を整理して報告し、対応を管理できるようにする。
- **ツール 3:** 利害関係者との関係: 利害関係者と物件との関係を識別する。
- **ツール 4:** 各国の状況の見直し: 国及び国際的な政策、法律、及び政府の行動が物件にどのように影響するかを理解するのに役立つ。
- **ツール 5:** 管理計画立案の評価: 物件の管理の指針として使用される主要な計画文書の妥当性を評価する。
- **ツール 6:** 設計評価: 物件の設計を評価し、その規模、場所、境界が、物件の価値を維持する管理者の能力にどのように影響するかを調査する。
- **ツール 7:** 管理のニーズとインプットの評価: 現在の職員を職員のニーズと比較し、現在の予算を理想的な予算配分と比較して評価する。
- **ツール 8:** 管理プロセスの評価: 管理プロセスのベストプラクティスと望ましい標準を特定し、これらの標準に対するパフォーマンスを評価する。
- **ツール 9:** 管理計画の実施状況の評価: 一般的な要素と個々の要素の両方について、管理計画（又はその他の主要な計画書）の実施の進捗状況を示す。
- **ツール 10:** 作業 / 物件インプット指標: 年間作業計画目標及びその他のアウトプット指標の達成度を評価する。
- **ツール 11:** 管理のアウトカムの評価: 生態系保全、野生生物、文化的価値、景観などの観点から、物件が設定されたことを行っているか否かという最も重要な質問に答える。
- **ツール 12:** 管理有効性評価結果の見直し: 結果を要約し、対応する管理行動の優先順位付けに役立つ。

このツールキットは、世界遺産の管理に携わる人々のために設計されており、背景情報と、物件の管理を評価するために使用できる特定のツールの両方を提供することを目的としている。既存のモニタリングを複製するのではなく適合させることを目的としているため、まだモニタリングされていない問題に対処するツールだけが適用される。ツールキットの出版物には、すべてのツールの詳細、評価の実施方法に関する提言、世界中の世界遺産でツールがどのように使用されたかに関する一連の事例研究が含まれる。このツールキットは、世界遺産のすべての生物群系でますます人気が高まっており、文化遺産でも使用され始めている。

文献目録

UNESCO 文書

Albert, M.-T., Richon, M., Viñals, M.J. and Witcomb, A. (eds), 2012 年世界遺産を通じた地域開発。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー31。)
<http://whc.unesco.org/en/series/31/>

Colette, A. (ed), 2007 年気候変動と世界遺産。締約国が適切な管理対応を実施できるよう支援する、気候変動が世界遺産と戦略に及ぼす影響の予測と管理に関する報告。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産報告 22。)
<http://whc.unesco.org/en/series/22/>

Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J., 2008 年遺産ツールキットの強化自然世界遺産の管理効果の評価。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー23。)
<http://whc.unesco.org/en/series/23/>

Martin, O. and Piatti, G. (eds), 2009 年世界遺産及び緩衝地帯、世界遺産及び緩衝地帯に関する国際専門家会議、スイス、ダボス、2008 年 3 月 11～14 日。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー25。)
<http://whc.unesco.org/en/series/> (英語の Web サイトページ)

Mitchell, N., Rössler, M. and Tricaud, P.-M. (著者/編集者), 2009 年世界遺産の文化的景観。保全管理ハンドブック。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー26。)
<http://whc.unesco.org/en/series/26/>

Pedersen, A., 2002 年世界遺産における観光管理: 世界遺産管理者のための実践マニュアル。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産マニュアル 1。)
<http://whc.unesco.org/en/series/1/> (英語の Web サイトページ)

Stovel, H. (ed), 2004 年世界遺産のモニタリング、パリ、UNESCO 世界遺産センター。(世界遺産ペーパー10。)
<http://whc.unesco.org/en/series/10/>

UNESCO, 1972 年世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための条約。(世界遺産条約)。
<http://whc.unesco.org/en/conventiontext> (英語の Web サイトページ)

UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN, 2010 年世界遺産の災害リスク管理。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル。)
<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-1.pdf> (英語の Web サイトページ)

UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN, 2011 年世界遺産登録推薦の準備。(第 2 版)。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル。)
<http://whc.unesco.org/en/activities/643/> (英語の Web サイトページ)

文献目録

UNESCO、ICCROM、ICOMOS 及び IUCN, 2012 年 *自然世界遺産の管理*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産リソースマニュアル。)

<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-703-1.pdf> (英語の Web サイトページ)

UNESCO 世界遺産センター, 2004 年 *普遍的価値と地元の価値の結び付け: 世界遺産のための持続可能な未来の管理*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。

(世界遺産ペーパー13。) http://whc.unesco.org/documents/publi_wh_papers_13_en.pdf

UNESCO 世界遺産センター, 2005 年 *世界遺産と現代建築に関するウィーン覚書 - 歴史的都市景観の管理*。 <http://whc.unesco.org/en/activities/48>

UNESCO 世界遺産センター, 2007 年 *気候変動と世界遺産*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー22。) <http://whc.unesco.org/en/series/22/>

UNESCO 世界遺産センター, 2007 年 *世界遺産資産の災害リスク低減戦略*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-07/31.COM/7.2)

<http://whc.unesco.org/archive/2007/whc07-31com-72e.pdf>

UNESCO 世界遺産センター, 2008 年 *気候変動が世界遺産資産に及ぼす影響に関する政策文書*。パリ、ユネスコ世界遺産センター

<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-397-2.pdf>

UNESCO 世界遺産センター, 2010 年 *保全状況の推移の反映*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-10/34.COM/7C) <http://whc.unesco.org/archive/2010/whc10-34com-7Ce.pdf>

UNESCO 世界遺産センター, 2010 年 *世界遺産条約と持続可能な開発*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-10/34.COM/5D)

<http://whc.unesco.org/archive/2010/whc10-34com-5De.pdf>

UNESCO 世界遺産センター, 2011 年 *能力構築のための世界遺産戦略の提示と採択*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。

(Doc WHC-11/35.COM/9B)

<http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-9Be.pdf>

UNESCO 世界遺産センター, 2011 年 *歴史的都市景観に関する提言*。

[http://portal.unesco.org/en/ev.php-](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48857&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

[URL_ID=48857&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48857&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

UNESCO 世界遺産センター, 2011 年 *世界遺産条約と持続可能な開発*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(Doc WHC-11/35.COM/5E)

<http://whc.unesco.org/archive/2011/whc11-35com-5Ee.pdf>

UNESCO 世界遺産センター, 2012 年 *世界遺産条約実施のための作業指針*。

<http://whc.unesco.org/en/guidelines/> (英語の Web サイトページ)

文献目録

van Oers, R. and Haraguchi, S., 2010 年 *歴史的都市の管理*。ユネスコ世界遺産センター、パリ。(世界遺産ペーパー27。)
<http://whc.unesco.org/en/series/27/>

追加提供元

Boccardi, G., 2007 年 *世界遺産と持続可能性:世界遺産条約の政策及びプロセスにおける社会的、経済的及び環境的側面への懸念*。UCL ロンドン大学バートレット校建造環境学部科学修士論文、ロンドン。

Boccardi, G., 2012 年 *遺産と持続可能な開発の紹介*。ICCROM の建築物遺産の保全に関するコースにおいて持続可能な開発に関する特別モジュールで発表された論文。

Boddy, D., 2008 年 *管理:はじめに*。(第4版)。フィナンシャル・タイムズ/プレントイス・ホール、英国、ハーロウ。

Brundtland, G.H., 1987 年 *環境と開発に関する世界委員会の報告:我々の共通の未来*。英国、オックスフォード、オックスフォード大学出版局。

Burke, R., 2003 年 *プロジェクト管理計画立案及び管理手法*、英国、チチェスター、ジョン・ウィレー&サンズに掲載。

Claessens, S., 2003 年 *コーポレートガバナンスと開発*。グローバル・コーポレート・ガバナンス・フォーラム、フォーカス。ワシントンDC、米国、再構築と開発のための国際銀行 / 世界銀行。

副首相の事務所, 2004 年 *持続可能なコミュニティのためのスキル*。ロンドン、RIBA。
http://dera.ioe.ac.uk/11854/1/Egan_Review.pdf

オーストラリア国立公園局長, 2010 年 *ウルル-カタ・ジュタ国立公園。管理計画 2010~2020*。キャンベラ、オーストラリア国立公園局長。
<http://www.environment.gov.au/parks/publications/uluru/pubs/management-plan.pdf>

欧州委員会, 2004 年 *援助提供方法。第1巻。プロジェクト周期管理指針*。Brussels, European Commission。
https://www.aswat.com/files/europeaid_adm_pcm_guidelines_2004_en.pdf

Feilden, B.M. and Jokilehto, J. 1993 年 *世界文化遺産管理指針*。(初版)。ICCROM、ローマ。

ICOMOS オーストラリア。1999 年 *ビルマ憲章*。オーストラリア ICOMOS 文化的意義のある場所憲章。ICOMOS オーストラリア。

ICOMOS, 2011 年 *第17回国連総会及び科学シンポジウム、「遺産、開発の推進力」、2011年11月27日~12月2日*。ICOMOS ニュース第18巻第1号。パリ、ICOMOS。

ICOMOS, 2011 年 *世界文化遺産資産の遺産影響評価に関する指針*。パリ、ICOMOS。

文献目録

IUCN, 2008 年 *自然世界遺産資産の管理計画。実務者のためのリソースマニュアル*。スイス、グラン、IUCN 保護地区プログラム。(IUCN 世界遺産研究 5。)
<http://cmsdata.iucn.org/downloads/whmanagement.pdf>

Kerr, J., 2013 年 第 7 版。 *保全計画。ヨーロッパ文化的重要性のある場所のための保全計画の作成の手引き*。(元のテキスト: Kerr, J. 1982 年保全計画)。ICOMOS オーストラリア。

オランダ王国, 2009 年 シンゲルグラハト内のアムステルダム の 17 世紀の環状運河地域。 *推薦文書*。 <http://whc.unesco.org/uploads/nominations/1349.pdf>

Lithgow, K. 2011 年 「持続可能な意思決定: ナショナル・トラスト収集物の保全における変化」、 *保全学会誌*、第 34 巻第 1 号、128~142 ページ。ロンドン、ICON。

Mitchell, B. and Hollick, M. 1993 年 「西オーストラリアにおける総合的な集水域管理: 概念から実施への移行」、 *環境管理*、Vol.17 Iss:6、1993。735~43 ページ。スプリングー-ベルラグ。

OECD, 2009 年 *公共調達における誠実性のための OECD 原則*。OECD 出版。
http://www.oecd.org/document/25/0,3746,en_2649_34135_42768665_1_1_1_1,00.html

Phillips, A. 2003 年 *アイデアの活性化: 保護地区のための新たなパラダイム*。
 ジョージ・ライト・フォーラム。
<http://www.uvm.edu/conservationlectures/vermont.pdf>

Shipley, R. and Kovacs, J.F. 2008 年 「文化遺産セクターのための良きガバナンス原則: 国際的な経験からの教訓」 *コーポレート・ガバナンス*、Vol.8 Iss:2、2008、214~228 ページ。エメラルドグループ出版社。

Stovel, H. 1991 年 *変化の時代における歴史的な都市複合資産の保護: 管理ガイド*。カナダ、ケベック、世界遺産都市国際シンポジウム。

Stovel, H. 1998 年 *リスクへの準備: 世界文化遺産管理マニュアル*。
 ICCROM、ローマ。

Thomas, L. and Middleton, J. 2003 年 *保護区域の管理計画のための指針*。スイス、グラン、IUCN 及び英国、ケンブリッジ。
<http://data.iucn.org/dbtw-wpd/edocs/PAG-010.pdf> (英語の Web サイトページ)

Wijesuriya, G. 2008 年 「遺産の保全と管理のための統合的アプローチ」 *ICCROM ニュースレター* 34、2008、8 ページ。ICCROM、ローマ。

Young, C., Chadburn, A. and Bedu, I. 2009 年 *ストーンヘンジ。世界遺産管理計画 2009*。イングリッシュ・ヘリテッジ、ロンドン。

連絡先情報

氏名及び住所	簡単な詳細	条約における責任
ICCROM Via di S. Michele, 13 I-00153 Rome Italy 電話:+39 06 585-531 ファックス:+39 06 5855-3349 電子メール:iccrom@iccrom.org http://www.iccrom.org	ICCROM (文化財保存修復研究国際センター) は、イタリア、ローマに本部を置く政府機関である。1956年に UNESCO によって設立された ICCROM の法的機能は、不動産及び動産の文化遺産の保全を強化するための研究、記録、技術援助、研修及び啓発プログラムを実施することである。	本条約に関する ICCROM の具体的な役割には、次のものが含まれる。 - 文化遺産のための研修における優先的な提携先であり、 - 世界遺産の文化財の保全状況をモニタリングし、 - 締約国から提出された国際援助の要請を検討し、及び - 能力構築活動へのインプットと支援の提供を行う
ICOMOS 49-51、rue de la Fédération 75015 Paris France 電話:+33 (0) 1 45 67 67 70 ファックス:+33 (0) 1 45 66 06 22 電子メール: secretariat@icomos.org http://www.icomos.org	ICOMOS (国際記念物遺跡会議) は、本部をフランスのパリに置く非政府組織である。1965年に設立され、その役割は、理論、方法論、科学技術を建築遺産と考古学遺産の保全に応用することを促進することである。その活動は、1964年の記念物と遺跡の保全と復元に関する国際憲章 (ベニス憲章) の原則に基づいている。	本条約に関連する ICOMOS の具体的な役割には、次のものが含まれる。 - 世界遺産リストへの登録推薦された資産の評価、 - 世界遺産の文化財の保全状況をモニタリングし、 - 締約国から提出された国際援助の要請を検討し、及び - 能力構築活動へのインプットと支援を提供する。
IUCN* Rue Mauverney 28 CH-1196、グランド、スイス 電話:+41 (22) 999-0000 ファックス:+41 (22) 999-0002 電子メール: worldheritage@iucn.org http://www.iucn.org	IUCN (国際自然保護連合)は 1948年に設立され、各国政府、NGO、科学者が参加する世界規模のパートナーシップのもとに活動している。その使命は、自然の完全性と多様性を保全し、天然資源の利用が公平かつ生態学的に持続可能であることを確保するために、世界中の社会に影響を与え、奨励し、支援することである。IUCN の本部はスイスのグランにある。	本条約に関連する IUCN の具体的な役割には、次のものが含まれる。 - 世界遺産リストへの登録推薦された資産の評価、 - 世界遺産に登録されている自然資産の保全状況をモニタリングし、 - 締約国から提出された国際援助の要請を検討し、及び - 能力構築活動へのインプットと支援の提供を行う
UNESCO世界遺産センター 7, place de Fontenoy 75352 Paris 07 SP France 電話:+33 (0) 1 45 68 24 96 ファックス:+33 (0) 1 45 68 55 70 電子メール: wh-info@unesco.org http://whc.unesco.org	1992年に設立された世界遺産センターは、世界遺産に関するすべての事項について UNESCO 内の窓口と調整役を担っている。本センターは、本条約の日常的な管理を確保するために、世界遺産委員会の年次会合を組織し、遺産登録推薦の準備において締約国に助言を提供し、要請に応じて世界遺産基金からの国際的援助を組織し、物件の状態に関する報告と、物件が危機に瀕した際に行われる緊急措置の双方を調整する。本センターはまた、技術セミナーやワークショップの開催、世界遺産リストやデータベースの更新、若者の遺産保存の必要性についての認識を高めるための教材の開発、世界遺産の問題についての一般の人々への情報提供を行っている。	

